

扶桑町地域防災計画

－地震災害対策計画－

(令和 7 年 2 月修正)

扶桑町防災会議

扶桑町地域防災計画【地震災害対策計画】目次

第1編 総則

第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	
第3節 計画の構成	
第4節 扶桑町地域防災計画の作成又は修正	
第2章 本町の特質と災害要因	3
第1節 本町の地形・地質	
第2節 愛知県における既往の地震とその被害	
第3節 社会的条件	
第3章 被害想定及び減災効果	6
第1節 基本的な考え方	
第2節 地震被害の予測及び減災効果	
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	17
第1節 防災の基本理念	
第2節 重点を置くべき事項	
第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	19
第1節 実施責任	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進	29
第1節 防災協働社会の形成推進	
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
第3節 企業防災の促進	
第2章 建築物等の安全化	36
第1節 建築物の耐震推進	
第2節 交通関係施設等の整備	
第3節 ライフライン関係施設等の整備	
第4節 文化財の保護	
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
第3章 都市の防災性の向上	53
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	

第2節	防災上重要な都市施設の整備	
第3節	建築物の不燃化の促進	
第4節	市街地の面的な整備・改善	
第4章	液状化対策・地盤に係る災害の予防	56
第1節	土地利用の適正誘導	
第2節	液状化対策の推進	
第3節	被災宅地危険度判定の体制整備	
第5章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	58
第6章	避難行動の促進対策	65
第1節	避難情報の情報伝達体制の整備	
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	
第5節	避難に関する意識啓発	
第7章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	72
第1節	避難所の指定・整備	
第2節	要配慮者支援対策	
第3節	帰宅困難者対策	
第8章	火災予防・危険性物質の防災対策	82
第1節	火災予防対策に関する指導	
第2節	消防力の整備強化	
第3節	危険物施設防災計画	
第4節	高圧ガス大量貯蔵所防災計画	
第5節	毒物劇物取扱施設防災計画	
第9章	広域応援・受援体制の整備	86
第1節	広域応援・受援体制の整備	
第2節	応援部隊等に係る広域応援体制の整備	
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
第4節	防災活動拠点の確保等	
第10章	防災訓練及び防災意識の向上	90
第1節	防災訓練の実施	
第2節	防災のための意識啓発・広報	
第3節	防災のための教育	
第11章	震災に関する調査研究の推進	98

第3編 災害応急対策

第1章	活動態勢（組織の動員配備）	100
第1節	災害対策本部の設置・運営	
第2節	職員の派遣要請	

第3節 災害救助法の適用	
第2章 避難行動	109
第1節 地震情報等の伝達	
第2節 避難の指示	
第3節 住民等の避難誘導	
第3章 災害情報の収集・伝達・広報	118
第1節 被害状況等の収集・伝達	
第2節 通信手段の確保	
第3節 広報	
第4章 応援協力・派遣要請	127
第1節 応援協力	
第2節 応援部隊等による広域応援等	
第3節 自衛隊の災害派遣	
第4節 ボランティアの受入	
第5節 防災活動拠点の確保	
第6節 南海トラフ地震の発生時における広域支援	
第5章 救出・救助対策	141
第1節 救出・救助活動	
第2節 防災ヘリコプターの活用	
第6章 消防活動・危険性物質対策	146
第1節 消防活動	
第2節 危険物施設対策計画	
第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	
第4節 毒物劇物取扱施設対策計画	
第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	151
第1節 医療救護	
第2節 防疫・保健衛生	
第8章 交通の確保・緊急輸送対策	156
第1節 道路交通規制等	
第2節 道路施設対策	
第3節 鉄道施設対策	
第4節 緊急輸送手段の確保	
第9章 浸水対策	163
第1節 浸水対策	
第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	164
第1節 避難所の開設・運営	
第2節 要配慮者支援対策	
第3節 帰宅困難者対策	
第11章 水・食品・生活必需品等の供給	170

第1節 給水	
第2節 食品の供給	
第3節 生活必需品の供給	
第12章 環境汚染防止及び地域安全対策	176
第1節 環境汚染防止計画	
第2節 地域安全対策	
第13章 遺体の取扱い	178
第1節 遺体の搜索	
第2節 遺体の処理	
第3節 遺体の埋火葬	
第14章 ライフライン施設等の応急対策	182
第1節 電力施設対策	
第2節 都市ガス施設対策	
第3節 LPガス施設対策	
第4節 上水道施設対策	
第5節 下水道施設対策	
第6節 通信施設の応急措置	
第7節 郵便業務の応急措置	
第8節 ライフライン施設の応急復旧	
第15章 住宅対策	193
第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	
第2節 被災住宅等の調査	
第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	
第5節 住宅の応急修理	
第6節 障害物の除去	
第16章 学校における対策	200
第1節 災害情報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
第2節 教育施設及び教職員の確保	
第3節 応急な教育活動についての広報	
第4節 教科書・学用品等の給与	
第17章 災害救助法の適用	204

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制	206
第1節 復興計画等の策定	
第2節 職員の派遣要請	
第2章 公共施設等災害復旧対策	208
第1節 公共施設災害復旧事業	

第2節 激甚災害の指定	
第3節 暴力団等への対策	
第3章 災害廃棄物処理対策	212
第4章 被災者等の生活再建等の支援	214
第1節 罹災証明書の交付等	
第2節 被災者への経済的支援等	
第3節 住宅等対策	
第5章 商工業・農林水産業の再建支援	219
第1節 商工業の再建支援	
第2節 農林水産業の再建支援	
第5編 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	220
第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画	
第1章 総則	226
別紙 東海地震に関する事前対策	
第1章 対策の意義及び東海地震に関する情報	1
第1節 東海地震に関する事前対策の意義	
第2節 東海地震に関する情報	
第2章 地震災害警戒本部の設置等	5
第1節 地震災害警戒本部の設置等	
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	
第3節 警戒宣言発令時等の広報	
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	14
第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	
第4章 発災に備えた直前対策	18
第1節 避難対策等	
第2節 消防、浸水等対策	
第3節 社会秩序の維持対策	
第4節 道路交通対策	
第5節 鉄道	
第6節 飲料水、電気、ガス及び通信関係	
第7節 生活必需品の確保	
第8節 金融対策	
第9節 郵政事業対策	
第10節 病院、診療所	

第 11 節 百貨店等	
第 12 節 緊急輸送	
第 13 節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	
第 5 章 町が管理又は運営する施設に関する対策	31
第 1 節 道路	
第 2 節 河川等	
第 3 節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	
第 6 章 町民のとるべき措置	34
第 1 節 家庭においてとるべき措置	
第 2 節 職場においてとるべき措置	

第1編 總則

第1編 総 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、町民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある大規模な地震災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、町民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から守ることを最大の目的とするものである。

また、この計画の目的を遂行するため、次の事項に関する基本的な内容について定めるものとする。

- (1) 町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 地震災害の予防、応急対策及び復旧に関する計画

第2節 計画の性格

1 地域防災計画-地震災害対策計画

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき作成されている「扶桑町地域防災計画」の「地震災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心にして定めるものである。
- (2) 町民の生命、身体及び財産を守るため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 扶桑町防災会議は、愛知県地震・津波災害対策計画の修正等により、必要があると認めるとときは、これを修正しなければならない。

2 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

- ①南海トラフ地震に關し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ②南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ④関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、
関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- ⑤南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることとなつて
おり、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼
んでいるが、この計画においては第2編「災害予防」、第3編「災害応急対策」及び第5編

「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

[南海トラフ地震防災対策推進地域]

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、県内の54市町村（平成26年3月28日現在）である。

3 扶桑町国土強靭化地域計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るために防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）第14条において、国土強靭化地域計画は「国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

このため、この計画の国土強靭化に関する部分は、扶桑町国土強靭化地域計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- 1 町民の生命を最大限守る
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する
- 3 町民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- 4 迅速な復旧復興を可能とする

第3節 計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この3本の柱で本計画を構成する。

構 成		主な内容
第1編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱等
第2編	災害予防	大規模地震の発生に備えた予防対策等
第3編	災害応急対策	大規模地震が発生した場合の応急対策等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等
第5編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等
第6編	南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進計画」という。）の本町は地域防災計画において次のとおり定め地震防災対策の推進等

第4節 扶桑町地域防災計画の作成又は修正

扶桑町防災会議は、扶桑町地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考として行うものとし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、町で地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

◆ 附属資料5-1 「扶桑町防災会議条例」

第2章 本町の特質と災害要因

第1節 本町の地形・地質

本町の地形と地質概要は、地形は、過去1万年にわたり木曽川及びその支川により形成された犬山扇状地から成り、標高が25メートルから40メートルと、大部分が平坦地であり、北東部から南西部へ緩やかな勾配となっている。犬山扇状地は、町を覆い、犬山市を中心とする半径約12キロメートルの大扇状地で、粗粒な砂れき層により構成されている。地質は、約1万年前から現在に至るまでの間に形成された新生第4紀の沖積層である。本町に比較的近く規模の大きな活断層としては、根尾谷断層や養老断層があげられる。

第2節 愛知県における既往の地震とその被害

愛知県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。過去に愛知県に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震のタイプに分けることができる。

1 海溝型地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1707年	8.6	宝永地震	—	県では渥美郡、吉田（現豊橋）で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長 9,000m。震度 7~6。津波も来襲し、渥美表浜で 6~7m にもなった。
1854年	8.4	安政地震	—	県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度 6~5。津波も来襲し、渥美表浜通りで 8~10m、知多半島西岸で 2~4m となり被害が出た。
1944年	7.9	東南海地震	死者・行方不明者 1, 223人	県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者 438 人、負傷者 1, 148 人、家屋全壊 16, 532 棟、同半壊 35, 298 棟。震度 6~5、一部 7。小津波あり（波高 1m 内外）、名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。

2 内陸型地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1586年	7.8	天正地震	死者 5, 500 人	三重県から富山県の広い範囲で震度 6。伊勢湾で津波が発生したとの記録もある。

			以上	
1891年	8.0	濃尾地震	死者 7, 885人	県の被害は、死者 2,638 人、負傷者 7,705 人、全壊 85,511 棟、半壊 55,655 棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度 7~6。
1945年	6.8	三河地震	死者 2, 306人	三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のもので、死者 2,306 人、負傷者 3,866 人、全壊 16,408 棟、半壊 31,679 棟。震度は、西三河南部を中心に 7~6、県域の大部分が 5 以上。津波も発生し、蒲郡で 1m ほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。

第3節 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

(1) 高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化や地下街の拡大が進み、居住地域自体も拡大している。このため、主に都市部では人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。

また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、要配慮者の増大も懸念されている。

(2) 電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けると、その復旧に時間と費用を要するばかりか二次災害の危険性も含んでいる。

また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念される。

(3) 自動車、鉄道等の高速交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。

また、大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。

(4) 地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念されている。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、町民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくこ

とが重要である。

以上の諸条件は、日本全体に共通する事項ではあるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不斷に続けていくことが必要である

第3章 被害想定及び減災効果

第1節 基本的な考え方

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査、研究を行い、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。

第2節 地震被害の予測及び減災効果

1 想定地震については次の地震とした。(愛知県被害予測調査結果による)

- (1) 東海地震
- (2) 東南海地震
- (3) 東海・東南海地震連動
- (4) 養老一桑名一四日市断層帯
- (5) 南海トラフ巨大地震

2 南海トラフで発生する恐れのある地震被害予測

(1) 被害予測

ア 調査の目的

戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

イ 調査の機関と内容

今回の調査は、平成23年度から平成25年度の3年間で実施し、各年度の調査の内容は下表のとおりとなっている。このうち、本書においては、主に海溝型地震について、ハザードの予測（地震動、液状化、津波等）、被害予測（建物被害、人的被害、ライフライン被害等、経済被害額）の部分について、概要を取りまとめている。

(各年度の調査内容)

調査年度	調査の内容
平成23年度	災害対応力の確認、東日本大震災の対応状況の確認、過去の津波浸水範囲に関する歴史学的資料収集、被害予測のための基礎データ収集、地盤モデルの高度化のための地盤調査
平成24年度・平成25年度	過去の津波浸水範囲に関する地質学的資料収集、被害予測のための基礎データ整理、地盤モデルの作成、震源モデルの検討、予測手法の検討、ハザードの予測（地震動、液状化、津波等）、被害予測（建物被害、人的被害、ライフライン被害等、経済被害額）、シナリオの作成、減災効果の検討、防災対策の課題の検討、地震防災対策のまとめ

ウ 調査結果の概要

(ア) 調査対象とした地震

南海トラフで発生する地震には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。(「過去地震最大モデル」による想定)

① 「過去地震最大モデル」

南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。

② 【補足】「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても、補足的に想定することとした。(「理論上最大想定モデル」による想定)

南海トラフで発生する恐れのある地震のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

(※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震モデル」。)

エ 想定した項目等

今回の調査において想定した地震・津波に基づき、建物被害、人的被害等の被害量を想定した。また、想定時間帯については、県民の生活行動が反映できるよう、冬深夜5時、夏昼12時、冬夕方18時を設定して、被害量を想定するとともに、対策を講じることによる減災効果を併せて想定した。

季節時間帯	想定される被害の特徴
①冬深夜5時	町民の多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れる。
②夏昼12時	オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。
③冬夕方18時	住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。駅にも滞留者が多数存在する。

(2) 想定の試算結果

南海トラフで発生する恐れのある地震被害予測（平成26年5月30日愛知県公表）

1 建物被害

※ 被害わざか

想定地震 被害	過去地震最大モデル (※1)	理論上最大想定モデル (※2)		内閣府モデル (※3)
最大震度	5強	6弱（陸側ケース）	5強（東側ケース）	6弱
揺れによる全壊・焼失	※	約10棟	※	約10棟
液状化による全壊・焼失	約10棟	約10棟	約10棟	約10棟

浸水・津波	※	※	※	※
急傾斜地崩壊等	※	※	※	※
火災	※	※	※	※
合 計	約20棟	約30棟	約10棟	約10棟

2 人的被害

※ 被害わずか

想定地震 被害	過去地震最大モデル (※1)	理論上最大想定モデル (※2)	内閣府モデル (※3)
最大震度	5強	6弱（陸側ケース）	5強（東側ケース）
建物倒壊等	※	※	※
浸水・津波	※	※	※
急傾斜地崩壊等	※	※	※
火災	※	※	※
合 計	※	※	※

3 ライフライン機能支障

※ 被害わずか

愛知県全体で被害が最大となるケース（冬 夕方18時発災・発災1日後）		
上水道（断水）		約30,000人
下水道（機能支障）		約100人
停電軒数		約14,000軒
固定電話不通回線数		約4,300回線
携帯電話停波基地局率（※4）		80%
都市ガス復旧対象戸数		※
LPガス機能支障世帯数		約90世帯
避難者数	1日後	約80人
	1週間後	約2,500人
	1ヶ月後	約700人
帰宅困難者数（昼12時発災）		約1,100人
災害廃棄物等		約2千㌧

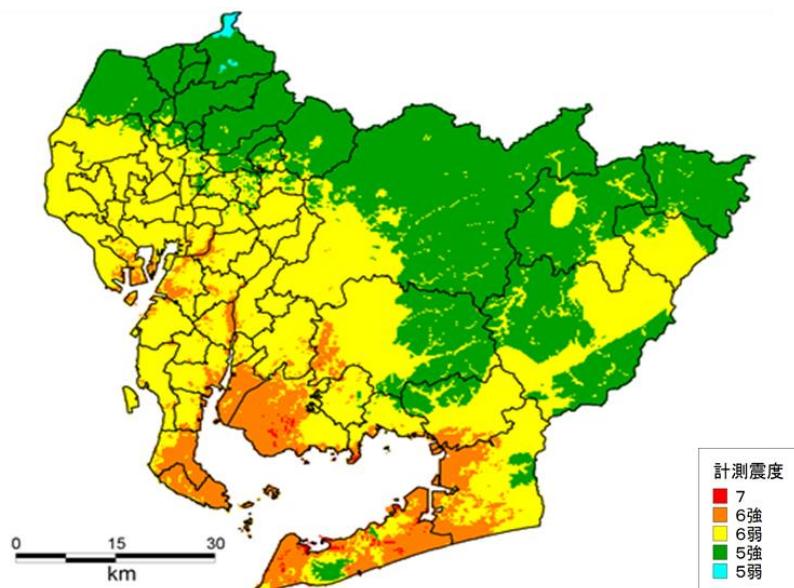
（※1）過去に南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生した事が明らかな宝永・安政東海・安政南海・昭和東南海・昭和南海の5地震を重ね合わせたモデル。

（※2）南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうちあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いモデル。

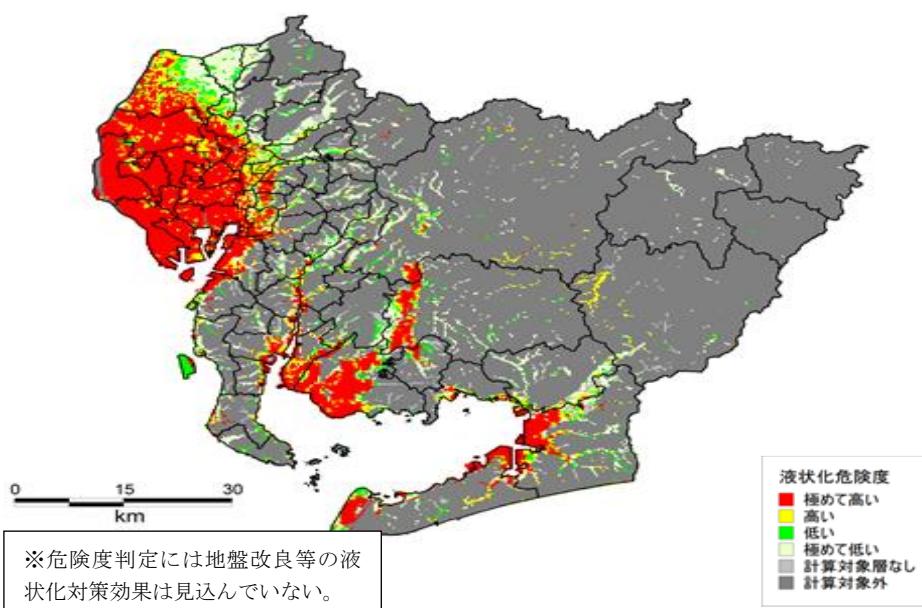
（※3）国が平成24年8月29日に公表したあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル。

(※4) 停電による基地局被害と固定電話の不通回線による基地局被害から停波基地局率を算出し、停電率・不通回線率の少なくとも一方は50%を超える場合は、ランクAとなり非常につながりにくくなります。

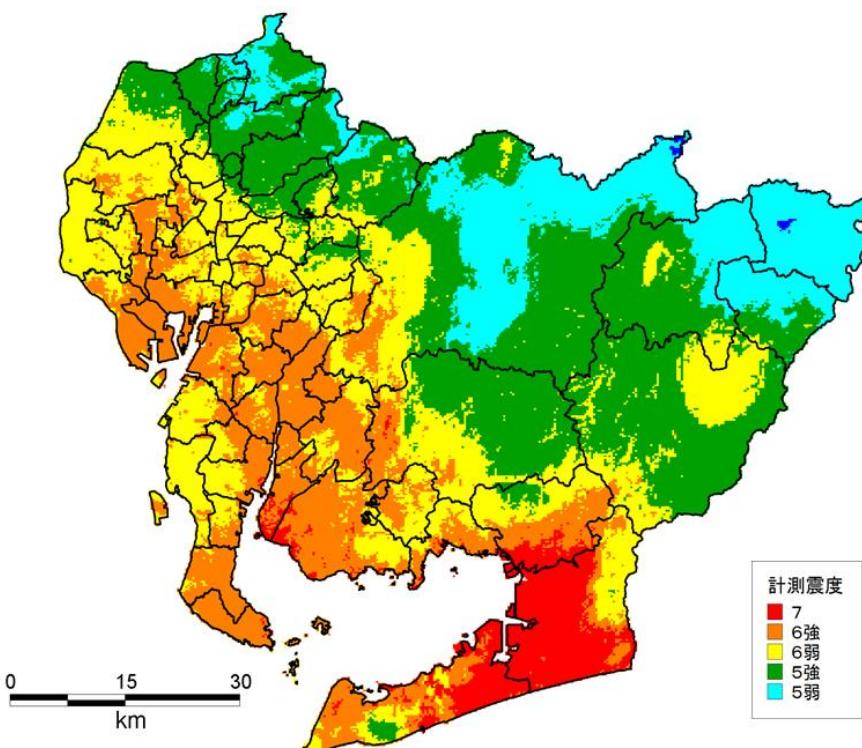
震度分布：平野部や半島部において、広い範囲に渡り震度6強以上の強い揺れが想定される一部の地域で、震度7の非常に強い揺れが想定されるところもある。



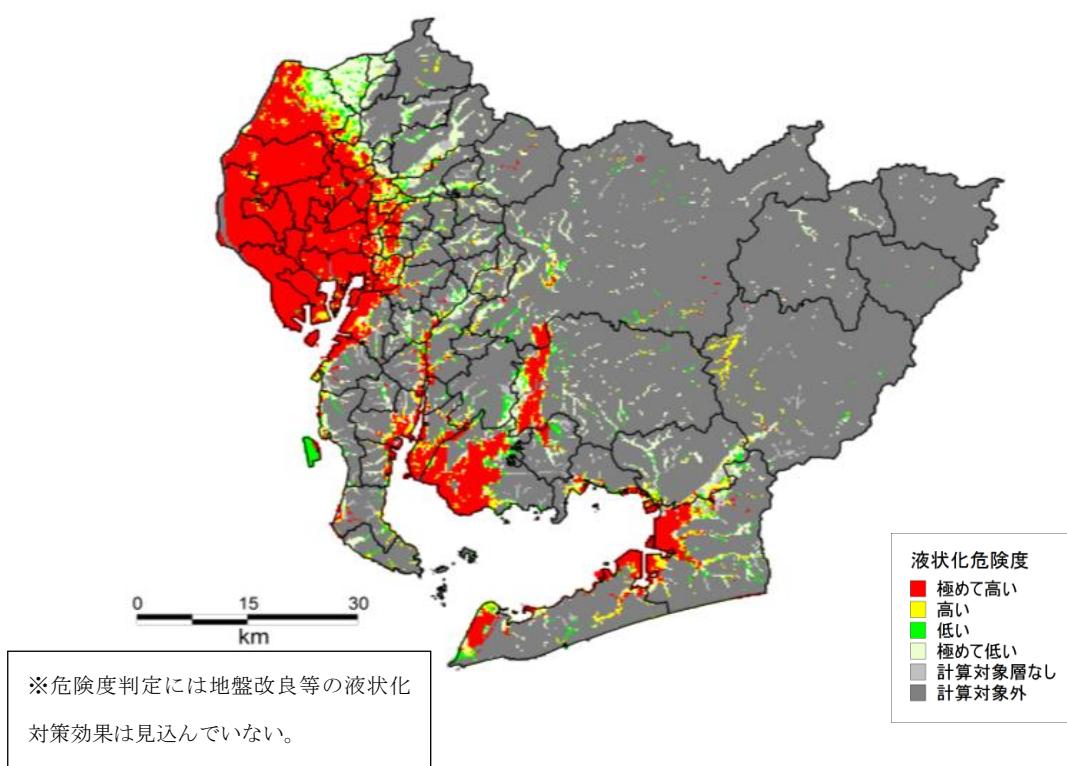
液状化危険度分布：尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。



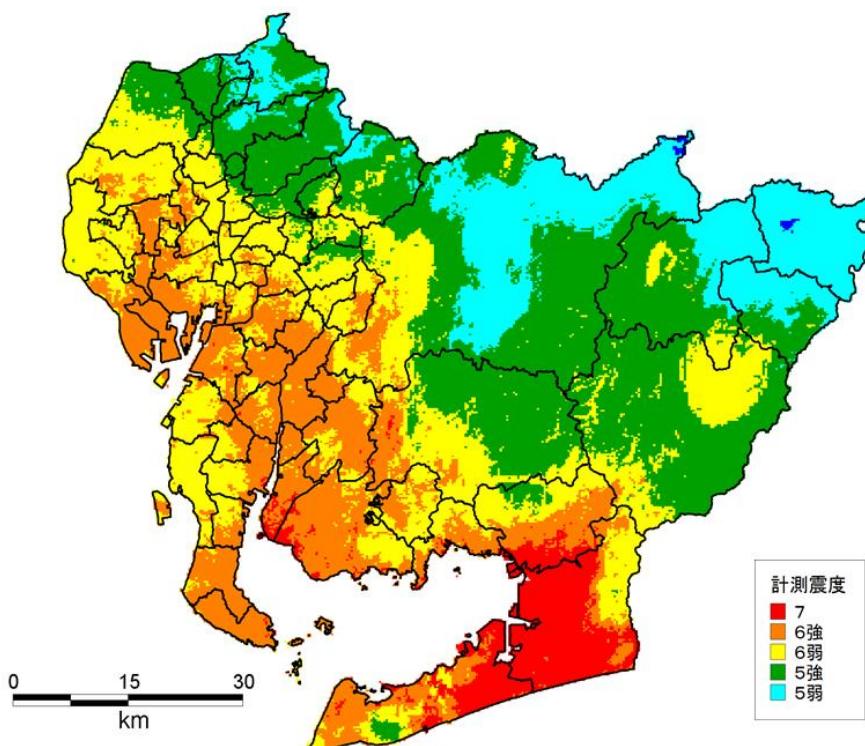
震度分布：平野部や半島部において、非常に広い範囲にわたり震度6強の強い揺れが想定される。また、広い範囲で震度7の非常に強い揺れが予想される。



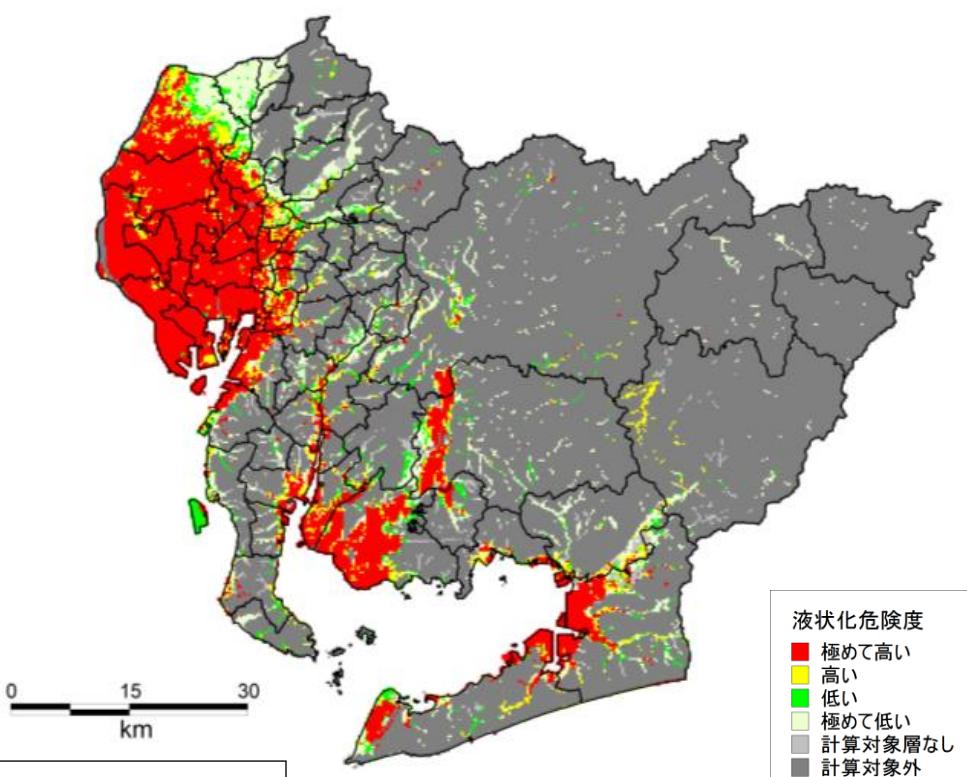
液状化危険度分布：尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。



液状化危険度分布 「理論上最大想定モデル」による想定（陸側ケース）



震度分布 「理論上最大想定モデル」による想定（東側ケース）



※危険度判定には地盤改良等の液状化対策効果は見込んでいない。

液状化危険度分布 「理論上最大想定モデル」による想定（東側ケース）

3 東海地震・東南海地震等の被害予測

(1) 調査の目的

平成4年度から3年間かけて実施した調査から、県が実施した活断層調査や地下構造調査を通じて新しいデータが蓄積されるとともに、平成13年度においては国の中防災会議による東海地震、東南海・南海地震に係る想定震源域の見直しや震度分布など、地震に関する最新の知見が示されている。

以上のような状況を踏まえ、県は、海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老一桑名一四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を平成14年度及び平成15年度の2年間で実施した。

(2) 調査結果の概要

ア 前提条件

地震 項目	東海地震	東南海地震	東海・東南海 地震の連動	養老・桑名・ 四日市断層帯		
規模	Mw 7. 9 6	Mw 8. 1 5	Mw 8. 2 7	M 7. 4		
震源の位置	駿河湾	串本沖～浜松沖	串本沖～駿河湾	岐阜県～三重県		
震源の深さ	約 10～30 k m		約 5～18 k m			
想定ケース	①冬早朝 5時 ②春秋暁 12時 ③冬夕刻 18時					
調査単位	市町村又は 500mメッシュ					
調査項目	地震動、液状化、津波、建物崩壊、火災、交通施設・人的被害ほか					

*Mw：モーメントマグニチュード M：気象庁マグニチュード

(2) 想定の試算結果

愛知県は、地盤のモデル化、海底地形・陸域の地形のモデル化等自然現象の調査、地震動の予測、液状化の予測等自然現象の予測、建物データの作成、ライフライン施設データの作成、交通データの作成、危険物データの作成等社会条件の調査を、市町村ならびに500mメッシュ単位で行い、被害予測を行った。

ア 時刻別人口

	時 刻	5時	12時	18時	
イ	建物棟数	約13,000棟			
ウ	液状化の状況	きわめて低い地域			

地震名 被害	東海地震	東南海地 震	東海・東南 海連動型	断層（養老－ 桑名－四日 市）	東海・東南海 連動 県全体被害予 測
全壊（棟）	0	0	0	0	98,000
半壊（棟）	0	約10	約30	0	230,000
火災（件）	0	0	0	0	1,200
焼失棟数（棟）	0	0	0	0	49,000
上水道（戸）	0	0	約10	0	1,500,000
都市ガス（戸）	0	0	0	0	930,000
LPGガス（戸）	0	若干	約20	0	130,000
電力（口）	0	0	0	0	640,000
電話（件）	0	0	0	0	220,000
下水道（人）	0	0	0	0	80,000
死者（人）	0	0	0	0	2,400
負傷者（人）	0	若干	若干	0	66,000
帰宅困難者 (人)	約1,400	約1,400	約1,400	約1,400	980,000
避難所生活者 (1日後)人	0	0	若干	0	780,000

※人的被害については、調査時刻のうち、最大値（早朝5時）を掲載

扶桑町予想震度（扶桑町地内の震度分布）

震度 地震名	5弱以下 (%)	5強(%)	6弱(%)	6強(%)
東海地震	100	0	0	0
東南海地震	85	15	0	0
東海・東南海連動型	47	53	0	0
断層（養老）	98	2	0	0
東海・東南海連動	19	30	39	12
県内震度予測				

4 濃尾地震の再来に係る被害予測結果

（1）再来地震の内容

明治24年10月28日、岐阜県本巣郡根尾村（現本巣市）を震源として発生した濃尾地震が、今日再び発生したと仮定したもの

※ 内陸型大地震の発生の危険性や予知等は困難であるとされているので、内陸型大地震の一つの目安として今日濃尾地震が再来した場合の被害予測を行った。

（2）自然災害の予測結果

ア 地震動の予測結果

地震基盤（第四紀洪積層上面）上での最大加速度は、断層線上で約450 ガルを示すが、断層から遠ざかるに従って急速に減衰している。本県内における地表面最大加速度は、断層から約10km以内では、400ガルを超える地震動と予測される。

イ 液状化危険度の予測結果

（ア）濃尾平野北西部から南部に達する地区及びその周辺部では、かなり激しい液状化が発生すると予測される。

（イ）豊田市内、知多半島北部の一部地域で液状化発生の可能性が高いと予測される。

（ウ）三河地区においても一部の地域で液状化の発生が予測される。

（3）物的被害の予測結果

ア 振動による木造家屋の被害予測結果

全県の全壊・半壊棟数は、約43万8千棟で、県全体の木造家屋約231 万棟の19%が被害を受けると予測される。

全壊被害は、尾張地方の、特に最大加速度400ガル以上になる地域に集中すると予測され、半壊被害の大半は、尾張地方の天白川以西に集中すると予測される。

イ 地震災害による木造家屋の被害予測結果

全県の被害は約1,400棟が焼失すると予測されているが、被害の多くは、名古屋市西部に集中している。

<木造家屋の被害予測結果>

要因	震動			火災
	全壊	半壊	計	
区分	全壊	半壊	計	焼失
被害棟数	132,817 (5.8)	305,207 (13.2)	439,522 (19.1)	1,498 (0.065)

※1 木造建物棟総数：2,305,593 棟（平成2年1月1日を基準として各市町村から入手したもの）

※2 () 内は、被害率(%)を示す。

(4) 人的被害の予測結果

地震動や建築物の被害予測結果を基に算定すると、本県全体で、死者数は約9千6百人、負傷者数は約4万9千人と予測される。

<人的被害者数>

区分	死者数	負傷者数	計
被害者数	9,604人 (0.15)	48,810人 (0.76)	58,414人 (0.90)

5 活断層に関する調査研

(1) 尾張西部地域の活断層調査の結果

ア 岐阜 — 一宮線

大深度反射法探査結果から深さ2,000m程度までの地下地質には、上下変位を示す累積的な構造は認められなかったため、岐阜—一宮線が大きな地震を繰り返し起こしてきた主要起震断層と想定することは困難である。しかし、地層の小規模な不連続は認められるなどから、比較的最近に活動を始めた断層であるために活動の痕跡を検出できなかった可能性もあるため、地震に対する注意は、引き続き怠るべきではないと判断される。

(参考) 地震調査研究推進本部による活断層の長期評価

[主要活断層帶の長期評価の概要 (算定基準日 令和4年(2022年)1月1日)]

愛知県	尾張山・恵那山—猿投山断層帯 (屏風山断層帯)	ひょうふいやま・えなんさん—さなぎやまとんそうたい	6.8程度	Aランク	0.2%~0.7%	0.1%~1%	0.0%~2%	不明	4,000~12,000年程度	不明
	7.1程度	Xランク	不明 ^(注)	不明	不明	不明				
	7.7程度	A※ランク	0.001%~2%	0.001%~3%	0.001%~4%	0.4~1.1			約7,000~14,000年	
	7.7程度	Zランク	0.01%	0.01%	0.01%	0.4			約7,000年以前	約14,000年以前
	7.4程度	Aランク	0.1%	0.2%	0.3%	不明			30,000年程度	
	伊勢湾断層帯 (主部/北部)								10,000年~15,000年程度	
	伊勢湾断層帯 (主部/南部)								10,000年以前~5,000年以前	
	伊勢湾断層帯 (白子~野間断層)								5,000年~10,000年程度	
	岐阜—一宮断層帯	きふーいちのみやだんそうたい							10,000年以前~1,000年以前	

活断層ではないと判断される。

注)・「ほぼ0%」とあるのは、0.001%未満の確率値を表す。

・活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を

「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。

- ・地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。
- ・複数の都道府県に位置している主要活断層帯については、位置している全ての都道府県の欄に掲載している。
- ・再掲した主要活断層帯名を薄緑色で示している。

なお、活断層が確認されていないところでも大きな地震が発生する可能性があることに留意する必要がある。

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

「みんなの笑顔が かがやくまち 扶桑町」をまちづくりの視点とし、子どもから高齢者まで「みんな」が笑顔で過ごせるまちづくりを進めている本町において、防災とは、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は 70%～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

町を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGs の理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「第3章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本町の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 摆れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から町民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

3 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

6 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、扶桑町地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、町は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 町

町は、災害対策基本法の基本理念にのっとり町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、住民の防災事業への関心を喚起し、知識の普及・啓発に努めるとともに、防災に対応できる地域づくり、人づくりへの取り組みを住民とともに進める。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、災害が町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく町で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、町長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることがある。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町関係機関

機関名	内 容
扶桑町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。 (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。 (6) 避難の指示を行う。 (7) 被災者の救助を行う。 (8) 災害時の医療、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (9) 消防活動及び浸水対策活動を行う。 (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (13) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (14) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。 (15) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (16) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (17) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。 (18) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
丹羽広域事務組合消防本部・丹羽消防署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防活動を行う。 (2) 被災者の救助を行う。 (3) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言、及び立入検査を行う。 (4) 南海トラフ地震臨時情報が発表された段階から、消防活動等に必要な人員、資機材の確認を行う。
扶桑町消防団	出火防止、初期消火及び人命救助等の防災活動に協力する。

丹羽広域事務組合水道部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水道施設の応急措置及び災害復旧を行う。 (2) 飲料水の供給を行う。 (3) 南海トラフ地震臨時情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員、資機材の確認を行う。
-------------	--

2 県関係機関

機関名	内 容
愛知県及び愛知県尾張県民事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（南海トラフ地震に関する情報等を含む。）を行う。 (3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (4) 地震防災応急対策について、町長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。 (5) 避難の指示を代行することができる。 (6) 町の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (9) 町の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。 (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。 (12) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (13) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 (15) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (16) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。 (17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (18) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (19) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。 (20) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (21) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (22) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> (23) 町の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の建設を行う。 (24) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。 (25) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
愛知県犬山警察署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画調整及び推進に関するを行う。 (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。 (3) 被害実態の早期把握と情報(南海トラフ地震に関する情報等を含む。)の伝達を行う。 (4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。 (5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (6) 人命救助を行う。 (7) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。 (8) 災害時等における交通秩序の保持を行う。 (9) 警察広報を行う。 (10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。 (11) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力をを行う。 (12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。 (13) 緊急通行車両等確認及び確認証明書の交付を行う。 (14) 一般社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、警備員の出動要請を行う。
愛知県江南保健所	災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
愛知県一宮建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共土木施設に対する応急措置を行う (2) 公共土木施設の新設、改良及び防災並びに災害復旧を図る。

3 指定地方行政機関

機関名	内 容
名古屋地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。

	(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
--	--------------------------------

中部地方整備局	<p>(1) 災害予防</p> <p>ア 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。</p> <p>イ 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。</p> <p>ウ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。</p> <p>エ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。</p> <p>オ 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。</p> <p>カ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</p> <p>ウ 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。</p> <p>(3) 応急復旧</p> <p>ア 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。</p> <p>イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力をを行う。</p> <p>ウ 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。</p> <p>エ 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。</p> <p>オ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。</p>
---------	---

4 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	<p>(1) 災害派遣の準備</p> <p>ア 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。</p>

	<p>イ 災害派遣計画を作成する。</p> <p>ウ 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。</p> <p>(2) 発災後の対処</p> <p>ア 即時救援活動</p> <p>人命救助を最優先して救援活動を実施する。</p> <p>イ 応急救援活動</p> <p>方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。</p> <p>ウ 方面隊による本格対処</p> <p>方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。</p>
--	---

5 指定公共機関

機関名	内 容
日本赤十字社	<p>(1) 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。</p> <p>(2) 避難所の設置に係る支援を行う。</p> <p>(3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</p> <p>(4) 血液製剤の確保と供給を行う。</p> <p>(5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。</p> <p>なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>(6) 義援金等の受付及び配分を行う。</p> <p>なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。</p>
日本郵便株式会社	<p>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。</p> <p>また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</p> <p>(4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容</p>

	<p>とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。</p> <p>(5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</p>
中部電力株式会社 (※1)、株式会社 J E R A	<p>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。</p> <p>(2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</p> <p>(3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。</p> <p>(※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。(以降同じ。)</p>
東邦瓦斯株式会社 (※)	<p>(1) ガス施設の災害予防措置を講じるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。</p> <p>(2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、早期供給再開を図る。</p> <p>(※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ)</p>

日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。
西日本電信電話株式会社	<p>(1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。</p> <p>(2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</p> <p>(3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</p> <p>(4) 気象等警報を町へ連絡する。</p> <p>(5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。</p>
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<p>(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p> <p>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。</p> <p>(3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</p> <p>(4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</p> <p>(5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。</p>

KDDI株式会社	(1) 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。 (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
株式会社NTTドコモ	(1) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (2) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (3) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
ソフトバンク株式会社	(1) 害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
楽天モバイル株式会社	(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
イオン株式会社	町からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

6 指定地方公共機関

機関名	内 容
愛知県尾張水害予防組合	(1) 水防施設、資機材の整備と管理を図る。 (2) 水防計画の策定及びその推進を図る。
名古屋鉄道株式会社	(1) 線路、橋りょう、盛土等の管理を行う。 (2) 停車場その他輸送に直接関係のある施設、電力施設、電気工作物、信号保安施設、通信施設の保守及び管理を行う。 (3) 災害により線路が不通となった場合、旅客の輸送手配や不通区間のバスによる代行輸送を行う。 (4) 旅客の避難、救護を実施する。 (5) 死傷者の救護及び処置を行う。 (6) 運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
一般社団法人尾北医師会扶桑大口支部	(1) 医療及び助産の業務を行う。 (2) 会員が開設する医療施設を臨時救護所、委託医療機関又は委託助産施

	設として協力する。 (3) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
一般社団法人愛知県 LPガス協会	(1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
各土地改良区	各土地改良区の管理するかんがい排水施設その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、廃止、変更及び災害復旧を行う。
愛知北農業協同組合 扶桑支店	被害調査を行い、対策指導並びに必要資機材及び融資のあっせんについて協力する。
扶桑町商工会	
文化、厚生、社会団体	日赤奉仕団、女性の会等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。
危険物施設の管理者	危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
その他重要な施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
社会福祉法人扶桑町 社会福祉協議会	(1) ボランティア活動の体制づくりに協力する。 (2) 災害時要援護者の救援活動に協力する。
各地区及び自治会	関係区域内の被害調査及び救援物資の配布等に協力する。
自主防災組織・女性 消防クラブ	関係地域内の被害調査及び避難所の運営等の応急対策を実施する。

第2編 災害予防

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

■ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためにには、行政による公助はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という。）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災協働社会の 形成推進	町	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み
第2節 自主防災組織・ボランティアとの 連携	町	1(1) 自主防災組織等の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 2 地域の実情に応じた防災活動の実施 3(1) 防災リーダーの養成 3(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進 4(1) ボランティアの受入体制の整備 5 自主防災組織と防災関係機関とのネットワークの構築
第3節 企業防災の促進	企業	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保

		1(3) 二次災害の防止 1(4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1(5) 地域との共生と貢献
県、町、商工団体等		2(1) 事業継続計画（B C P）の策定促進 2(2) 相談体制の整備

第1節 防災協働社会の形成推進

1 町における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

町は、「新しい公」という考え方を踏まえ、町民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や町民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組み

町は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 町民の基本的責務

(1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

(2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、町等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

3 愛知県地震防災推進条例に基づく防災協働社会の形成

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。

また、住宅等の個人資産の地震対策においては、個人個人の対応が大きなウェイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、行政のみならず、住民、事業者、NPO等の様々な主体が防災対策に参加し、自分たちの地域の問題として取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

実施担当 福祉課、防災安全課

1 町における措置

町は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

(1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

町は、「扶桑町自主防災組織設置推進要綱」に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織等の環境整備

町は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

町は、行政、町民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に發揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、町は、平常時から

自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

2 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材の備蓄及び管理

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力

3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの養成

町は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、町は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、町は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

- ア 町は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。
- イ 町は、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。
- ウ 町は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。
- エ 町の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。
- オ 町は、防災訓練等においてボランティア協力団体の協力を得て、災害ボランティアセン

ターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

町は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、町等は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、町等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

町は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

また、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

町は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

5 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

(1) 防災関係団体ネットワーク化

町は、自主防災組織が消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

(2) 災害ボランティアセンター

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、扶桑町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（扶桑町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、扶桑町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握すると

とともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 町及び商工団体等における措置

町及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（B C P）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（B C P）等の策定促進

ア 普及啓発活動

町及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（B C P）等の必要性について積

極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（B C P）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町は策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制の整備

町及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、町は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

- ◆ 附属資料 5-10 「扶桑町自主防災組織設置推進要綱」
- ◆ 附属資料 5-12 「自主防災組織一覧表」

第2章 建築物等の安全化

■ 基本方針

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。
- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 建築物の耐震推進	町	1(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 1(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行
第2節 交通関係施設等の整備	施設管理者等	1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第3節 ライフゲイン関係施設等の整備	施設管理者等	1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第4節 文化財の保護	町	1 所有者と連携した適切な措置
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	町	1 「地震対策緊急整備事業計画」及び「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づく施設等の整備

第1節 建築物の耐震推進

実施担当 防災安全課、都市政策課

各公共施設における耐震化の推進については、関係各課

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るために、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

2 耐震改修促進計画

- (1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

- (3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

(1) 防災上重要な建築物

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場所の確保が要求される。町は、これらの活動を円滑に進めるために次の町有施設のうちから応急対策の有効性、地域特性等を考慮し、特に防災上重要と思われる建築物を指定する。指定された各施設は耐震性の確保を図り、崩壊防止に努めるものとする。

- ア 震災時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる役場、消防本部等
- イ 震災時に救護所、避難所となる病院、学校等

(2) 防災上重要な建築物に対する対応

- ア 新設建築物の耐震設計、施工の確保
- イ 既設建築物の耐震診断及び町有施設地震対策総合計画の策定
- ウ 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進

(3) その他の町有建築物の耐震性の確保

既設の町有建築物については、前項の重要建築物に準じて、重要度に応じ順次耐震性の調査、補強計画を推進し、耐震性の確保、強化を図るものとする。

(4) 民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保

町は、学校、病院、劇場、スーパー・マーケット等の多数の人が集合する建築物を中心に、民間の防災上重要建築物について耐震性の向上を図り、前項に準じて民間建築関係団体等の指導に努めるものとする。

4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

(1) 個人住宅の耐震性能診断

町は木造個人住宅を対象とした耐震診断を平成9年6月1日より実施している。

なお、平成14年度から旧基準木造住宅を対象に居住者負担ゼロの耐震診断を国、県、建築関係団体との連携のもと実施している。また、平成15年度からは、県との連携のもと、無料耐震診断を受け0.7未満と診断された住宅を対象に、耐震改修工事に対する補助金制度を設け実施している。無料耐震診断、耐震改修費補助金の普及、啓発に努め、木造個人住宅の耐震化推進を図る。

(2) 特定建築物の耐震性の向上

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、「学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上の特定建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うように努めなければならない」としている。これら特定建築物のうち、一定規模以上のものについては、建築物の所有者、管理者に対して普及・啓発を行う。

(3) 指導用資料の作成、配布

住宅の地震に対する知識を広めるため、建物等のわかりやすい補強方法等のパンフレットを配布するなど、その周知普及を図るものとする。

(4) その他の安全対策

住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいはず、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊などに対する対策を推進する。

5 都市建築物の防災対策

(1) 高層建築物の防災対策

11階建以上又は高さ31mを超える高層建築物については、消防機関の立入検査強化を始め、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について指導の強化に努めるものとする。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く住民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

町は、県や愛知県建築物地震対策推進協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

町及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うた

め、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努めるものとする。

第2節 交通関係施設等の整備

実施担当 関係機関、関係各課

1 施設管理者等における措置

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路施設

地震により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、地下道、横断歩道橋等が損壊することは、震災時における住民の避難、消防、医療活動及び緊急物資の輸送等に大きな支障を生じるものであり、復旧時においても重大な障害となる。このため、道路施設が地震時においても、その機能を発揮できるようにするために、まず点検を行い、これに基づき緊急度の高い箇所から順次耐震性の向上を図る。

なお、県では緊急輸送道路の指定を行っているが、本町においても主要幹線については本町独自の緊急輸送道路に指定し、安全性の確保を図る。

また、新たに道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。さらに、道路・橋梁以外の道路構造物（横断歩道橋、盛土区間等）についても、耐震対策を必要とするものは、緊急度の高いものから順次整備する。

(1) 道路・橋梁等の整備

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。

イ 橋梁等の耐震性の向上

(ア) 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。また、橋梁取付部の沈下の恐れがある地域においては、耐震補強に加えて段差対策を推進する。

ウ ライフライン共同収容施設の整備

震災時において、電気、電話、ガス、上下水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等ができる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフライン共同収容施設である共同溝・電線共同溝整備の取り組みを検討するとともに、関係各方面に要望する。

(2) 緊急輸送道路の指定

扶桑町地内における愛知県緊急輸送道路の指定

ア 国道41号線（第1次緊急輸送道路）

イ 県道一宮犬山線（第2次緊急輸送道路）

(3) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(4) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

(5) 応急復旧作業のための事前措置

発災後、緊急輸送のための道路交通を確保するため、以下の事前措置に取り組む。

ア 応急復旧のための被害状況把握体制の確立と復旧用資機材の調達体制づくり

発災後、道路等の被害状況の把握と復旧用資機材の事前調達のための体制づくりを行う。

イ 応急復旧作業担当業者との協定

発災後の復旧作業担当業者は、協定締結時に合わせて検討する。

ウ 復旧資機材の把握

地元協定業者が所有する復旧資材、機械及び作業員について、保有場所や保有量の実態把握に努める。

3 交通安全施設等

災害時における緊急交通路の確保を図るため、交通安全施設等の増強、整備を関係機関に要請する。

また、阪神・淡路大震災においては、渋滞が著しく復旧作業が滞ったが、そのようなことのないよう、適正な情報を収集・提供するとともに、迅速な規制処理に配慮する。

また、地下道、横断歩道橋の安全性確保についても、調査を進めていく。

(1) 増強すべき交通安全施設には、次のものがある。

ア 信号機

イ 信号機電源付加装置

ウ 交通情報収集・提供機器

エ 交通規制用資器材

4 鉄道

阪神・淡路大震災においては、鉄道施設が各所で寸断され、復旧に1年以上の歳月を要した。

震災時には、道路が緊急輸送路として交通規制されることを考慮すると、住民の鉄道への依存性は、都市部におけるほど高くなる。本町においては、阪神地区ほど鉄道依存度は高くないが、鉄道施設については、十分に耐震性のあるものとし、必要な箇所については、補修、改良を図って耐震

性の強化、並びにその整備に努める。

また、運転規制、巡回、点検等によって予防対策を講じる。

(1) 名古屋鉄道株式会社においては、以下の対策を講じる。

ア 構造物の耐震性

最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。

しかし、古い構造物の中には転倒破壊等をしなかったものもかなりあるが、機会あるごとに最新の耐震設計に合うよう改良に努めており、引き続き耐震性の強化を図る。

イ 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検、巡回を行う。

また、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。

ウ 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいて旅客の救護誘導を行う他、運転規制によって災害の防止に努める。

(ア) 列車運転中に地震等による異常を感じたときは、速やかに列車を停止させる。

(イ) 异常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

(ウ) 運転を再開する場合は、注意運転によって、最寄りの駅まで運転し、駅の指示を受ける。

(エ) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

エ 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生した場合に、適切な旅客の救護誘導が行えるよう、教育訓練を実施する。

5 河川

河川、堤防については整備されつつあるが、地域開発の増進により排水量が急増し、施設の機能低下をきたしている箇所については、堤防のかさ上げ等の応急対策のほか、恒久対策として堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、河川の維持水位を極力低下させる河川改修計画を樹立するとともに、農業用取水施設として設けられている水門、ひ門等で耐震性の劣る施設については、地震に対してその機能が保持できるよう改築、整備を図る。

(1) 町を流れる河川及び水路

一級河川木曽川、庄内川水系合瀬川及び青木川、宮田用水路、木津用水路、般若用水路、丹羽用水路、入鹿用水路、昭和用排水路、小渕排水路、天神排水路

(2) 総合治水対策

本町は、新川流域整備計画の中で保水地域に位置づけられ、農地の保全や宅地開発に対する総合的な治水対策が求められていることから、流域のもつ保水・遊水機能の確保及び災害の発生の恐れのある地域での安全な土地利用の誘導等の措置と併せて、治水施設の整備を積極的に推進する。

ア 個人を対象とした水田埋め立て防止協力金制度・雨水浸透枠設置費補助金制度の活用を促進し、流出抑止対策や、浸水地域における開発規制・盛土規制を行う。

イ 公共施設敷地内への貯留施設設置をはじめ、貯留・地下浸透設備の設置を促進する。

- ウ 市街地内における河川・用排水周辺低地部分での調整池等治水施設整備を行う。
- エ 新規宅地開発時における各個貯留浸透施設の整備を図る。

第3節 ライフライン関係施設等の整備

実施担当 関係機関、関係各課

1 町、県及び施設管理者等における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

町及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力に努める。

2 電力施設

中部電力株式会社は、災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図るため、電力設備の防災対策に努めるものとする。

(1) 設備面の対策

ア 変電設備

主要設備及び主要機器は、ほとんど被害が生じないものと思われるが、過去に発生した災害やこれに伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害のために日ごろから資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食糧その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時に一時的に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

都市ガスは、都市生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する施設に被害を受け、ガス供給が円滑に行われない場合には、日常生活に大きな影響を与えるので、地震による被害発生を軽減するとともに、万一の被害発生時には、二次災害の防止と早期復旧を図るため、次の対策を講じる。

東邦瓦斯株式会社は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施する。

(1) ガス工作物の耐震性の向上

ア 製造設備

設備の重要度に応じた耐震設計を行っているが、さらに、耐震性の維持強化に努める。

イ 導管

新設導管については、その重要度に応じた耐震設計を行い、既設導管については、設備の重要度に応じて、計画的に耐震性の高い導管への更新・更生修理等を進める。

(2) 緊急操作設備の強化

ア 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球型ガスホルダー、高圧導管への緊急遮断装置の設置を行う。

イ 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

ウ 中圧B導管・低圧導管

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。

エ 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講じるために、供給区域内主要点に地震計を設置し、地震データを収集できるよう整備する。

オ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(3) 復旧体制の整備

ア 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。

イ 復旧動員体制（工事会社を含む）の整備、強化を図る。

ウ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。

エ 復旧用資機材、飲料水、食糧等以下に示す物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。

（非常用資機材は、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食糧、代替熱源、その他）

オ 導管管理図面の整備を図る。

カ 教育・訓練の充実を図る。

キ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。

ク 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。

ケ 社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、

駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食糧・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。

- コ 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また復旧作業の円滑な推進を図るための活動マニュアルの整備を進める。

4 上水道

阪神・淡路大震災においては、断水によって消火活動が滞るなど、悲惨な事態が続発した。また、避難した住民の飲み水や生活用水にも不足した。震災による上水道への被害は、極力回避しなければならない。そのため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできる限り短縮するよう、施設の耐震性の強化に努めることが重要である。震災により水道が被害を受けた場合は、被害箇所の早期把握に努め、応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、活用可能の水源、配水池を最大限に利用するとともに、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立が必要である。他方、水道水によらずに井戸水等から生活用水を確保する方策についても、検討を進める。

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。

(2) 応急給水用資機材の点検補修

給水車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、水袋、バケツ、ろ水機、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ、塩素等）、水質検査用器具（残塩計、pH計）等の資器材を平素から整備し、点検補修しておかなくてはならない。また、借上げ可能な資器材については、その調達先、在庫数を平素から調査しておかなくてはならない。

(3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する必要がある。この場合の給水場所は指定避難所、主要な医療施設、浄水場、水道各水源での拠点給水を原則とする。

なお、上水道が使用できないケースも考え、井戸水の活用についての検討を進める。応急給水は、水道各水源（ポンプ場）で定着式発電機を運転し時間給水が行えるよう配水幹線等を最大限に利用する。なお、配水管は指定避難場所へ路上配管等応急布設を行うこともある。各水源の利用が困難な断水地域に対しては、給水タンク等による指定避難場所等の主要地点へ給水する。資器材については、必要なものは常備しているが今後諸情勢を勘案しながら、さらに整備拡充していくものとする。応急給水活動、水道施設の災害復旧等に要する職員の配置は、別に各分担を明確にした班編成表を作成し、臨機応変の措置も講じられるよう配置していくものとする。なお、丹羽管工事業協同組合と連絡を密にし、その全面的協力を得て活動できるよう

措置をとるものとする。

(4) 防災非常時の協力体制の確立

町自ら行う飲料水の供給あるいは水道施設の復旧が困難な場合は、愛知県及び県下全市町村による「水道災害相互応援に関する覚書」が交わされ、協力体制が確立されているので、この覚書により相互応援を要請するものとする。また、関係職員、関係業者及び関係行政機関等の非常招集、連絡体制を平素から確立しておくことが必要であり、毎年、非常通信連絡方法の調査を行う。

5 下水道

下水道管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

(1) 管渠施設の対策

下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策

下水道管理者は、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。

なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(3) 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。

(4) 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、町の職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部10県4市の相互支援等の体制を確立する。

(5) 民間団体等の協力

下水道管理者は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

6 通信施設

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からもきわめて重要な問題である。そのため、災害時において通信手段を確保する方策について、電気通信、専用通信、放送等について検討する。また、これら施設の安全確保にも全力

をあげて取り組む。

(1) 電気通信

ア 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図る。

(ア) 設備の耐震対策

- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火・防水に対する対策

- a 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
- b 防水扉・防潮板の設置
- c 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止
- d 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱い方法の徹底

(ウ) 通信網の整備

- a 伝送器の多ルート化
- b 洞道網の建設促進及び整備

(エ) 災害対策機器の整備

- a 衛星電話機の配備
- b 可搬型無線機の配備
- c 非常用移動電話局装置及び電源装置の配備
- d 艇の配備
- e 用資機材の配備

(オ) 防災に関する訓練

- a 災害予報及び警報伝達の訓練
- b 災害時における通信の疎通訓練
- c 設備の災害応急復旧訓練
- d 社員の非常呼集の訓練

イ KDDI株式会社

KDDI株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大地震を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

(ア) 設備の耐震対策

- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 信機械設備の固定・補強等
- (イ) 防火対策
 - a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
 - b 構内通信ケーブルの延焼防火措置の実施
- (ウ) 通信網の整備
 - a 國際伝送路の多ルート化
 - b 国内外代替伝送路の確保
- (エ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達の訓練
 - b 災害時における通信の疎通訓練
 - c 國際通信設備等の応急復旧訓練
 - d 社員の非常参集訓練
- (オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
 - a 國際電話のオペレータによる取扱いと運用体制の検討
 - b 車載地球局、可搬型地球局の利用による国際通信疎通手段確保の検討
 - c 可搬型国際電話ブース配備の検討
- (カ) 緊急連絡手段確保対策
 - a 緊急社員呼出しシステム導入の検討
 - b アマチュア無線、防災無線、携帯電話、パソコン通信等を活用した連絡網導入の検討
- (キ) 緊急輸送対策
 - 委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備
- ウ 株式会社NTTドコモ
 - 株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。
 - なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。
- (ア) 設備の耐震対策
 - a 建物、鉄塔の耐震対策
 - b 通信機械設備の固定・補強等
- (イ) 防火・防水対策
 - a 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
 - b 防水扉・防潮板の設置
- (ウ) 通信網の整備
 - a 伝送路の多ルート化

- b 重要通信センタの分散化
 - (イ) 各種災害対策機器の配備
 - a 移動無線基地局車の配備
 - b 移動電源車の配備
 - c 非常用マイクロ設備の配備
 - d 衛星携帯電話及び携帯電話の配備
 - (オ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達の訓練
 - b 災害時における通信の疎通訓練
 - c 設備の災害応急復旧訓練
 - d 社員の非常呼集の訓練
 - (カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策
 - 蓄電池、発電装置の長時間化
 - (キ) 被災地域への通信の疎通確保対策
 - a 災害対策機器による通信の疎通確保
 - b 非常用基地局による通信の疎通確保
- エ ソフトバンク株式会社
- ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。
- (ア) 設備の耐震対策
 - a 建物、鉄塔の耐震対策
 - b 通信機械設備の固定・補強等
 - (イ) 防火・防潮対策
 - a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
 - b 防水扉・防潮板の設置
 - (ウ) 通信網の整備
 - a 伝送路の多ルート化
 - b 主要な中継交換機の分散設置
 - c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置
 - (エ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達
 - b 非常招集
 - c 災害時における通信疎通確保
 - d 各種災害対策用機器の操作
 - e 電気通信設備等の災害応急復旧
 - f 消防
 - g 避難と救護

(オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

衛星回線により基地局伝送路の検討

(カ) 緊急輸送対策

委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備

オ 楽天モバイル株式会社

楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

(ア) 設備の耐震対策

a 建物、鉄塔の耐震対策

b 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火対策

a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備

(ウ) 通信網の整備

a 伝送路の多ルート化

b 主要な中継交換機の分散設置

c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

(エ) 防災に関する訓練

a 災害予報及び警報伝達

b 非常招集

c 災害時における通信疎通確保

d 各種災害対策用機器の操作

e 電気通信設備等の災害応急復旧

f 消防

g 避難と救護

(オ) 被災地域への通信疎通確保対策の検討

可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討

(カ) 緊急連絡手段確保対策

コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備

(キ) 緊急輸送対策

関係機関との連携による輸送手段の確保の検討

(2) 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、きわめて有効な方法である。特に災害時における通信手段としては、最も重要な役割を果たすことが期待されている。現在、県、町、警察、国土交通省、道路公団、さらに電力、ガス会社、私鉄等において、設置されているが、これら専用通信の確保については、各機関において具体的な計画を作成し、対応して行くべきものであるが、基本的には次のような点に特に留意していくことが重要である。

ア 耐震性の強化

建物及び装置等について、耐震性の強化に努める。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するために、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。また、避難場所等の地域拠点施設への災害情報の伝達手段として、地域系無線局の設置を促進する。

ウ 装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯無線等の資機材の充実整備を図り、災害に備える。

エ 定期的な点検の実施

施設・装置の定期的な点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、技術力の向上と機能の確保に努める。

カ 移動系無線局の配備

被災地において円滑な情報の収集伝達の手段を確保するため、地震に強い移動系無線局の効果的活用に努めるものとする。

(3) 非常通信

地震が発生し、又は発生する恐れがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、非常通信訓練等を実施し、災害の未然防止を図る。

(4) 携帯電話の配備

迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図る。

(5) 防災行政無線施設等の整備

災害対策本部、町民、災害現場等を結ぶ防災行政無線施設（同報系、移動系）の整備拡充を行うとともに、国が推進するデジタル化に向けた必要な措置を講ずるものとする。また、戸別受信機の整備拡充にも努めるものとする。

(6) その他の通信手段の確保

阪神・淡路大震災において活用された各種の通信手段を考慮して、震災時の通信手段を確保するため、以下のような方策の検討を行う。

ア アマチュア無線の活用

イ 放送事業者の活用

ウ 臨時営業所の確保

エ 国際公衆電話の臨時設置など

オ インターネットの活用

7 農地及び農業用施設

農地及び排水ポンプ、ひ門、水路等の農業用施設の災害は、農地、農業用施設のみに留まら

ず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、適切な管理をすることが必要である。

(1) 農地、農業用施設の災害発生を未然に防止し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図り、合わせて町土の保全に資するため、農地防災事業を実施していく。

第4節 文化財の保護

実施担当 生涯学習課

1 町における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する町民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え管理者等は、町及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺の環境整備

文化財及び周辺の環境整備を常に実施する。

2 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

3 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

(1) 被害状況の把握と報告

(2) 事後措置の指示・伝達

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

実施担当 各施設については、関係各課

町及び県における措置

県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 55 年法律第 63 号)」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 111 号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、町及び県は、これらの計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。

また、町及び県は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。

1 消防施設、資機材の整備

- (1) 地震発生時の予想される火災等に対処するため、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備を図る。
- (2) 町は、地震災害による救助活動等の消防活動を有効に実施するため、資機材等の整備を図る。

2 避難地等の整備

町は、住民の避難の円滑化と避難者に対する延焼防止からの保護を図るため、避難地標識の整備を図る。

3 緊急輸道路等の整備

緊急輸送を確保するために必要な道路の整備事業を実施する。

4 防災上重要な建築物の整備

町は、大規模な地震が発生又は発生するおそれのある場合、防災活動の迅速な実施と施設収容者の安全確保を図るため、収容施設の整備を図る。

5 公立小学校、中学校の整備

地震時における児童、生徒等の安全を確保すると共に、避難救護活動の拠点を確保するため、非木造建築物の改修事業、補強事業を実施する。

6 農業施設の整備

用水路等、堤体の老朽化による漏水や浸食等により安全性が低下して、改善を要するものなど緊急性に応じて順次整備を図る。

7 単独事業等

(1) 防災対策事業

町は、災害に強く安全なまちづくりを推進させるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。

(2) 補助事業

町は、県費補助金を活用した地震防災対象事業を実施する。

- ◆ 附属資料 1-4 「防災上の注意箇所」
- ◆ 附属資料 1-5 「水防注意箇所」
- ◆ 附属資料 3-3 「通信施設・設備等」
- ◆ 附属資料 3-4 「災害用伝言ダイアルのシステム図」
- ◆ 附属資料 6-8 「水道災害相互応援協定に関する覚書」

第3章 都市の防災性の向上

■ 基本方針

- 都市計画のマスターplan等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、土地区画整理事業等による面的整備事業を促進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 都市計画のマスターplan等の策定	町	(1) 都市計画のマスターplanの策定 (2) 防災街区整備方針の策定
第2節 防災上重要な都市施設の整備	町	(1) 都市における道路の整備 (2) 都市における公園等の整備
第3節 建築物の不燃化の促進	町	(1) 防火・準防火地域の指定 (2) 建築物の不燃対策
第4節 市街地の面的な整備・改善	町	(1) 市街地開発事業等の推進 (2) 土地区画整理事業

第1節 都市計画のマスターplan等の策定

実施担当 都市政策課

町における措置

- (1) 都市計画のマスターplanの策定

町都市計画マスターplan及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスターplan等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

- (2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

実施担当 都市政策課、土木農政課

町における措置

(1) 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 都市における公園等の整備

都市における大震火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

町及び県は、県広域緑地計画及び緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有效地に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3節 建築物の不燃化の促進

実施担当 都市政策課

町における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

町は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

町は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000m²を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

実施担当 都市政策課、土木農政課

市街地開発事業等による都市整備

阪神・淡路大震災においては、街路等の都市基盤が未整備な地域において火災等による大きな被害が発生した。このようなことから、災害を予防するための都市基盤整備に取り組む重要な事業として土地区画整理事業、市街地再開発事業等を位置づけ、その推進を図る。

(1) 市街地再開発事業等の各種事業

既成市街地において、人家が密集し、防災機能が著しく阻害されている密集市街地については、道路、公園、広場等防災空間の確保と建築物の耐震・不燃化を一体的に実施できる有効な方法として、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の各種事業の推進を図る

(2) 土地区画整理事業

市街化区域内における市街地整備の主役としての土地区画整理事業を積極的に推進することにより健全な市街地の形成と防災機能の一層の充実を図るものとする。

第4章 液状化対策・地盤に係る災害の予防

■ 基本方針

- 液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。
- 地震により発生する地割れ・液状化等の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の適正誘導	町	適正かつ安全な土地利用への誘導規制
第2節 液状化対策の推進	町	液状化危険度の周知
第3節 被災宅地危険度判定の体制整備	町	(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 (2) 愛知県建築物地震対策推進協議会への参画

第1節 土地利用の適正誘導

実施担当 土木農政課、都市政策課

町における措置

液状化による被害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態把握に努め地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

第2節 液状化対策の推進

実施担当 土木農政課、都市政策課

町における措置

(1) 液状化危険度の周知

町は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、町民や建築物の施工主等に周知を図るものとする。

町は、国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」等に基づき、より詳細な液状

化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図るものとする。

第3節 被災宅地危険度判定の体制整備

実施担当 防災安全課、土木農政課、都市政策課

町における措置

町は、地震による二次災害防止のため、宅地地盤等が震災を受けた後においても継続しての居住が安全であるか等を、専門的見地から判定することを目的とした被災宅地危険度判定制度についての体制整備に努める。

(1) 被災宅地危険度判定士の養成等

町は、土木・建築技術職員等を対象に判定士の養成に努める。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会への参画

応急危険度判定に関して、県との連携及び市町村相互の連絡、調整を図るために、愛知県建築物地震対策推進協議会に参画する。

第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■ 基本方針

- 地震災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	町、防災関係機関	1(1) 防災施設等の整備 1(2) 防災用拠点施設の整備促進 1(3) 公的機関の業務継続性の確保 1(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 1(5) 人材の育成等 1(6) 防災中枢機能の充実 1(7) 浸水対策用資機材の整備強化 1(8) 地震計等観測機器の維持・管理 1(9) 緊急地震速報の伝達体制整備 1(10) 防災用拠点施設の屋上番号標示 3 情報の収集・連絡体制の整備 4 救助・救急に係る施設・設備等 7 物資の備蓄、調達供給体制の確保 8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 9 災害廃棄物処理に係る事前対策 10 罹災証明書の発行体制の整備
	丹羽広域事務組合 消防本部、町	2 消防施設・設備の整備改善及び性能調査 4 救助・救急に係る施設・設備等

防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

実施担当 防災安全課、防災関係機関

「町各施設の体制整備」については、関係各課

1 町及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

地震災害発時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものと

する。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

町及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③電気・水・食料等の確保
- ④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤重要な行政データのバックアップ
- ⑥非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

町及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について府内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における役割について防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 町は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、町及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 町及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギー・システムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携

ア 町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 町、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 町、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 浸水対策用資機材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要ない木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(9) 地震計等観測機器の維持・管理

町は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(10) 緊急地震速報の伝達体制整備

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

(11) 防災用拠点施設の屋上番号標示

町は、役場屋上に、番号を表示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

2 消防機関及び町における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等

の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

3 情報の収集・連絡体制の整備

（1）情報の収集・連絡体制

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を推進する。

（2）通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

町及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

（3）被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

4 救助・救急に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、町は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

5 道路等の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した道路等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車輌では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輌の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施するものとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

6 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならぬ事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかなくてはならない。

地震発生からの日数	目標水量(㍑/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね 1km 以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20	おおむね 250m 以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね 100m 以内	同上
22日～28日	被災前給水量(約 250)	おおむね 10m 以内	仮配管からの各給水共用栓

(2) 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

ア 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

イ 水道用貯留施設の利用

浄水池、ポンプ井、配水池、配水塔、圧力タンク、耐震性貯水槽

ウ 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

エ プール、ため池、沈澱池、河川の利用

(ア) 比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。

(イ) 飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。

オ 井戸の利用

(ア) 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。

(イ) 生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。

7 物資の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水(ペットボトル等)、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほ

か、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

(2) 町は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

(3) 町は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

町は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水の危険性に配慮する。

9 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 町災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省）に基づき、町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

(2) 広域連携、民間連携の促進

町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとし、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、町の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。

10 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

- ◆ 附属資料 4-1 「防災用資機材」
- ◆ 附属資料 4-2 「必要物資の備蓄等」
- ◆ 附属資料 4-3 「消防団保有の消防力」
- ◆ 附属資料 4-4 「消防水利設置状況」
- ◆ 附属資料 4-6 「耐震性飲料水兼用貯水槽」
- ◆ 附属資料 6-7 「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」
- ◆ 附属資料 6-14 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(イオン(株)ジャスコ扶桑店)」
- ◆ 附属資料 6-15 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(マックスバリュ中部)」
- ◆ 附属資料 6-27 「名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定」
- ◆ 附属様式第 11-5 号 「罹災証明書」

第6章 避難行動の促進対策

■ 基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 町長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、町民の安全の確保に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	県、町	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保
第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	町	1 緊急避難場所の指定 2 避難路の選定
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	町	(1) マニュアルの作成 (2) 判断基準の設定等に係る助言 (3) 判断のための助言を求めるための事前準備
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	町、防災上重要な施設の管理者	(1) 避難計画の作成 (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 (3) 食糧等生活物資の確保
第5節 避難に関する意識啓発	町、県、名古屋気象台	(1) 緊急避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

実施担当 防災安全課

1 県における措置

県は、町に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

2 町における措置

町は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

3 町及びライフライン事業者における措置

町及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

実施担当 防災安全課

町における措置

1 緊急避難場所の指定

町は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 避難場所

避難場所には、広域避難場所、一時避難場所等いくつかの形態があり、その主旨を整理する。

ア 広域避難場所

広域避難場所とは、大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する学校のグラウンド、公園、緑地等をいう。

イ 一時避難場所

一時避難場所とは、広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子をみる場所又は、集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもち、また、ボランティア等の活動拠点となる公園、緑地、団地の広場等をいう。

ウ 避難路

避難路とは、広域避難場所へ通じる道路又は緑道であって、避難圏域内の住民を当該広域

避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ指定した又は整備する道路等をいう。

エ 避難所

避難所とは、地震等の災害における家屋の倒壊、消失など現に被害を受けた者又は、現に被害を受ける恐れのある者を一時的に学校、公民館等既存建築物等に収容し、保護するものをいう。

(2) 広域避難場所の選定

町長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人あたりの必要面積は、おおむね $2m^2$ 以上とする。

ウ 避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する）を収容できるよう配置するものとする。

エ 避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が貯積されていないところとする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。

キ 地区分けをするときは、校区単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできる限り避ける。

(3) 一時避難場所

町は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

2 避難路の選定

緊急避難場所を指定した町は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

ア 避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ 避難路は、相互に交差しないものとする。

エ 浸水等の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

実施担当 防災安全課

1 町における措置

(1) マニュアルの作成

町は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 災害事象の特性に留意すること

イ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること

ウ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること。

（ア）愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日愛知県防災局公表）の浸水想定区域

(2) 判断基準の設定に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県や名古屋地方気象台に助言を求めることがある。

(3) 事前準備

町は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めるができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくななど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、町が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

実施担当 関係各課

1 町及び防災上重要な施設の管理者における措置

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 町の避難計画

町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者的心情等について勘案しながら、あらかじめ

受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び避難方法
 - エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 給水措置
 - (イ) 給食措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣料、日用必需品の支給
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
 - オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項
 - (ア) 緊急避難場所や避難所の秩序保持
 - (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難者に対する各種相談業務
 - カ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 避難誘導員による現地広報
 - (ウ) 住民組織を通じての広報
- (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項
- 学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。
- ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
 - イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定、収容施設の確保及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
 - ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。
- (3) 食糧等生活物資の確保
- 大規模な震災に備え、食糧等備蓄を行う。備蓄すべき物資は、以下のとおりである。
- ア 食糧等
 - イ 救助・救出用資機材等
 - ウ 仮設トイレ
 - エ 医薬品等
- なお、食糧については、3日目以降からは、広域的な支援が得られるものとして、町

としての備蓄の確保に努める。また、各家庭でも3日分以上（可能な限り1週間分程度）の飲料水、食糧等の備蓄の確保の増大を図るよう指導する。また、医薬品等に関しては、「愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業運営要領」に基づく備蓄の推進を愛知県に要請する。

2 避難行動要支援者の避難対策

第7章 第2節 要配慮者支援対策 (3)避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

実施担当 秘書企画課、防災安全課

町、県及び名古屋気象台における措置

町及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

指定した緊急避難場所や避難所について、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ 緊急避難場所、避難所への経路
- オ その他必要な事項
 - ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
 - ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

町及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識
 - ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
 - ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること）
- ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

- ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。
- イ 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- ウ 町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

◆ 附属資料 4-10 「扶桑町避難場所及び収容人員（地震災害・原子力災害）」

第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 町長は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。
- 町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」や、町が作成している「避難行動要支援者支援マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、町、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 町は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるように、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の指定・整備	町	(1) 避難所の整備 (2) 指定避難所の指定 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の破損等への備え (5) 避難所の運営体制の整備

第2節 要配慮者支援対策	町、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 乳幼児、妊産婦などに配慮した福祉避難所の設置 (5) 福祉避難所の設置等 (6) 外国人等に対する対策 (7) 浸水想定区域内の施設等の公表 (8) 洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達
第3節 帰宅困難者対策	町	帰宅困難者対策

第1節 避難所の指定・整備

実施担当 防災安全課、福祉課、学校教育課、生涯学習課、地域協働課、子ども課

町における措置

(1) 避難所等の整備

町は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 町は、避難所が被災した住民が、一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救助活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

<一人当たりの必要占有面積>

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で 3m×3m の 1 区画を使用し、各区画（一家族）の距離は 1~2m 以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

- エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。
- カ 町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 福祉避難所の整備

- ア 町は、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。
- イ 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難するが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- エ 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- オ 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

- ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等
- イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等
- ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等
- エ 避難場所標識の設置等

平素から関係住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。

(5) 避難所の破損等への備え

町は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(6) 避難所の運営体制の整備

ア 町は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実状を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどの避難生活を余儀なくされる住民への支援を念頭においていた運営体制を検討する。

エ 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第2節 要配慮者支援対策

実施担当 防災安全課、福祉課、長寿介護課、子ども課、学校教育課、施設管理者

要配慮者の安全対策として町で作成した「避難行動要支援者支援マニュアル」に沿って次の事項を重点とした対策を推進するものとする。

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、町との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

町及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

エ 防災教育・防災訓練の実施

町及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

オ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

カ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

町は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

町は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 町は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、

当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、町地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。なお、避難行動要支援者名簿の内容は、これまでの災害時要援護者名簿を準用する。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 要配慮者の把握

町は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、町内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあってはならない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めておく。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置につ

いて町地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、町は、町の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画の作成等

(ア) 個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について町地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、町は、町の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ウ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(エ) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

エ 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 乳幼児、妊産婦に配慮した福祉避難所の設置

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者は、災害時には体育館等を活用した避難所スペースの確保や福祉サービスを受けることが極めて困難になることが予想されます。町では高齢者、障がい者の避難に考慮した福祉避難所の指定を行っていますが、乳幼児、妊産婦の受け入れが可能となる避難所の確保ができていないため、令和5年度に開館予定の（仮称）多機能児童館に、授乳室、乳幼児トイレ、おむつ替え室など、乳幼児、妊産婦に配慮した福祉避難所としての機能を設置します。

また、生理用品、おむつ、粉ミルクなどの備蓄に努めるものとする。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(6) 外国人等に対する対策

町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人町民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所、避難所や避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなどを簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。

(7) 浸水想定区域内の施設等の公表

町は、浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について町地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

(8) 洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

町は、地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

(9) 災害ケースマネジメント

町及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

実施担当 地域協働課、防災安全課

1 町における措置

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所等の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。このため、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報する。企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

(1) 町民、事業所等への啓発

町は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。また、徒歩帰宅が可能な場合は、各種の手段により徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。

(2) 避難所対策、救援対策

町及び関係機関は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への滞在が必要になった人の救助対策、避難対策を図る。

また、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を講じるよう努めるものとする。

(3) 徒歩帰宅者への情報提供

町は、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルート

やコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。また、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

- ◆ 附属資料 4-10 「扶桑町避難場所及び収容人員（地震災害・原子力災害）」
- ◆ 附属資料 4-11 「扶桑町避難所」
- ◆ 附属資料 6-13 「大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書」
- ◆ 附属資料 6-26 「緊急避難を要する事態が発生した場合に斎藤公民館を避難所として使用する協定書」

第8章 火災予防・危険性物質の防災対策

■ 基本方針

- 消防は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 火災予防対策に関する指導	丹羽広域事務組合 消防本部	(1) 一般家庭に対する指導 (2) 防火対象物の防火体制の推進 (3) 予防査察の強化指導 (4) 危険物等の保安確保の指導 (5) 建築同意制度の活用
第2節 消防力の整備強化	丹羽広域事務組合 消防本部	(1) 常備消防力の強化 (2) 消防水利の増設、開発 (3) 地域消防力との連携強化
第3節 危険物施設防災計画	危険物施設の管理者	危険物施設防災計画
第4節 高压ガス大量貯蔵所防災計画	高压ガス製造施設の管理者	高压ガス大量貯蔵所防災計画
第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	毒物劇物取扱施設の管理者	毒物劇物取扱施設防災計画

第1節 火災予防対策に関する指導

実施担当 丹羽広域事務組合消防本部

消防における措置

(1) 一般家庭に対する指導

消防は、地区の町内会及び自主防災会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の被害が大きい。このため、

消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づき消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って当該対象物に対する防火体制の推進を図るものとする。

(3) 予防査察の強化指導

消防法に規定する立ち入り検査を強化し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全な指導を行うものとする。

(4) 危険物等の保安確保の指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者に対し、自主保安体制の確立、保安監督者の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設について必要に応じて、立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、丹羽広域事務組合火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(5) 建築確認同意制度の活用

建築物を新築、改築、増築等計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図る。

(6) 震災時の出火防止対策の推進

地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

第2節 消防力の整備強化

実施担当 丹羽広域事務組合消防本部、防災安全課

消防及び町における措置

大地震発生に伴う火災の損害を最小に抑制する手段としては、初期消火及び都市の不燃化に依存するところが大であるが、なお、同時多発火災に対処するため、消防力による火災の鎮圧効果を確保することは、対策上重要なことである。

(1) 常備消防力の強化

消防車両整備計画に基づき車両の増強、予備消防機械及び機材の整備、備蓄を図る。

(2) 消防水利の増設、開発

消防活動に必要な消防水利の確保については、水道送配水管の破損等による消火栓の使用不能状態が予想されるので次の施策を積極的に進め、必要数の確保に努める。

ア 上水道対策は、緊急給水上も重要であり、水道施設の耐震化を行い、消火栓の機能拡大を

図るとともに、大口径配水管への消火栓設置についても検討を行う。

イ 消火栓依存度を低くするため、防火水槽の増設を図る。

ウ 防火水槽の耐震化を図る。

エ 飲料水兼用の耐震性貯水槽の設置を検討する。

(3) 地域消防力との連携強化と地域消防力の強化

常備消防の整備強化を進めると同時に、消防団などの地域消防力との連携強化を図る。

また、地域消防組織の育成、強化を図るため、消防技術の普及、向上に努める。

第3節 危険物施設防災計画

実施担当 丹羽広域事務組合消防本部、危険物施設の管理者

消防における措置

危険物施設防災計画

本町の危険物施設は点在する工場内に多量に保有されている。その種類は石油類を中心としているため、地震が発生した場合、火災・爆発・流出・漏洩等の事故が予想され、当該事業所のみならずその周辺にも大きな被害を及ぼすことは明らかである。従って、地震時の災害予防については、法令に基づく設備の構造面からその安全性を確保することが第一に検討されなければならない問題である。さらには事業所における自主管理体制の強化についても配慮することが必要である。

また、対策については、過去における地震被害例に基づき年々危険物施設に対する消防法及び関係省令等が改正されるとともに、施設の位置、構造及び設備の基準も年々強化されてきた。本町もこれらを予防査察によりその徹底を期し、地震に対する構造上の安全策は講じられてはいるものの、これらの要因以外による損傷や、夜間無人となる事業所の地震時における問題点について、事業所の消防計画及び予防規程を整備し、自主管理体制、災害時における初動体制の確立を図るよう指導に努める。

第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画

実施担当 丹羽広域事務組合消防本部、高圧ガス製造施設の管理者

高圧ガス製造施設の管理者における措置

高圧ガス大量貯蔵所防災計画

町内には多種多様な高圧ガスが大量に取扱われており、その危険度はきわめて大きい。これらの施設の所在する事業所周辺も過密化傾向にある。従って高圧ガスを大量に貯蔵、消費している事業所において事故が発生すれば周辺住宅地域に被害を及ぼす恐れがある。このため、従来から高圧ガス保安法等による法的基準の遵守はもとより自主的な保安体制の整備、充実を図ってきていた。しかしながら破壊的地震時には、高圧ガス施設も損傷を受ける場合があるので、高圧ガス災害を最小限に抑止し、周辺地域住民には被害を及ぼさないことを基本方針として次の事項の対策を推進する。

ア 各事業所における高圧ガス施設や重要な保安施設が大災害の原因になるような損傷を受けないようにする。

イ 万一、これらの施設が損傷を受けても、当該事業所で対策措置ができるようにする。

ウ 各事業所に、地震防災応急計画を定めるよう指導する。

第5節 毒物劇物取扱施設防災計画

実施担当 丹羽広域事務組合消防本部、毒物劇物取扱施設の管理者

消防における措置

毒物劇物取扱施設防災計画

毒物劇物取扱施設については、その取扱いに関する保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づいて、監視指導を行っている。地震により毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため災害予防対策を講じさせなければならないが、毒物劇物取扱施設であって、消防法あるいは毒物及び劇物取締法によつて規制を受けている施設については、その法令により災害予防対策が指導されているので、前二法により規制を受けない施設について、立入指導の強化により災害予防対策を推進する。また、対策として各事業所には次のことを重点とした指導を強化する。

- ア 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤あるいは貯留槽等の設置を推進する。
- イ 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は防火区画とする。
- ウ 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名、電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- エ 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。
- オ 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備機材等の配備の促進を図る。

- ◆ 附属資料 4-3 「消防団保有の消防力」
- ◆ 附属資料 4-4 「消防水利設置状況」
- ◆ 附属資料 4-6 「耐震性飲料水兼用貯水槽」
- ◆ 附属資料 5-10 「扶桑町自主防災組織設置推進要綱」
- ◆ 附属資料 5-11 「扶桑町女性消防クラブ連合会規約」
- ◆ 附属資料 5-12 「自主防災組織・女性消防クラブ組織一覧表」

第9章 広域応援・受援体制の整備

■ 基本方針

- 町等防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 広域応援・受援体制の整備	町、県	<u>1(1)</u> 応援要請手続きの整備 <u>1(2)</u> 応援協定の締結等 <u>1(3)</u> 受援体制の整備 1(4) 南海トラフ地震等発生時の受援体制 1(5) 訓練、検証等
第2節 応援部隊等に係る 広域応援・受援体制の整備	丹羽広域事務組合 消防本部	(1) 緊急消防援助隊 (2) 広域航空消防応援 (3) 県内の広域消防相互応援協定
第3節 支援物資の円滑な 受援供給体制の整備	町、県	(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (2) 訓練・検証等
第4節 防災活動拠点の確保等	町、県	防災活動拠点の確保等

第1節 広域応援・受援体制の整備

実施担当 防災安全課

1 町及び県における措置

(1) 応援要請手続きの整備

町及び県は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

町及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

町は、土木・建築職などの技術職員が不足している町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

町及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、町及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めておくものとする。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

(5) 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、町、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、隨時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得

るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

実施担当 丹羽広域事務組合消防本部

消防における措置

(1) 緊急消防援助隊

消防は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

消防は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援

消防は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

実施担当 防災安全課、長寿介護課

町及び県における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

町及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、町及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

町及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、隨時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

実施担当 防災安全課

町及び県における措置

町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。

- ◆ 附属資料 6-1 「愛知県内広域消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料 6-2 「愛知県における航空機を用いた市町村の消防支援協定」
- ◆ 附属資料 6-3 「災害時における相互応援に関する協定（尾張北部広域行政圏）」
- ◆ 附属資料 6-4 「災害時における相互応援に関する協定実施細則（尾張北部広域行政圏）」
- ◆ 附属資料 6-5 「災害時における相互応援に関する協定（福井県美山町）」
- ◆ 附属資料 6-6 「災害時における相互応援に関する協定実施細則（福井県美山町）」

第10章 防災訓練及び防災意識の向上

■ 基本方針

- 町は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 地震災害を最小限に食い止めるには、町等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、町は、防災訓練、教育、広報、町民相談等を通じて防災意識の向上を図る。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、町民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災訓練の実施	町	1(1) 総合防災訓練の実施 1(2) 個別の防災訓練 1(3) 図上訓練 1(6) 広域応援訓練 1(7) 防災訓練の指導協力 1(8) 訓練の検証
	町、私立学校管理者	3(1) 計画の策定及び周知徹底 3(2) 訓練の実施 3(3) 訓練の反省
第2節 防災のための意識啓発・広報	町、丹羽広域事務組合消防本部、名古屋気象台	(1) 防災意識啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 自動車運転者に対する広報 (4) 家庭内備蓄等の推進 (5) 報道媒体の活用 (6) 過去の災害教訓の伝承

第3節 防災のための教育	町、私立学校管理者	1(1) 児童生徒等に対する地震防災教育 2(1) 町職員に対する地震防災教育 3 1 防災機関における防災教育 4(1) 防災意識調査の実施 4(2) 住宅の地震相談 4(3) 地震に関する相談
-----------------	-----------	---

第1節 防災訓練の実施

実施担当 防災安全課、関係各課等

1 町における措置

(1) 総合防災訓練

町は、防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

ア 阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一緒にとなった訓練とするため、現地指揮本部訓練、広域消防応援体制訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練などを実施する。

イ 災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。なお、町、各防災関係機関等がそれぞれに行う訓練についても、上記に準じた内容により関係機関相互に連携して行うものとする。

(2) 浸水対策訓練

町及び県は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては、特に住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

ア 観測（水位、雨量、風速）

イ 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）

ウ 動員（消防団（水防団）、居住者、ボランティア）

エ 輸送（資機材、人員）

オ 工法（水防工法）

カ 樋門、角落とし等の操作）

キ 避難（避難情報の放送・伝達、居住者の避難）

(3) 個別の防災訓練

自主防災組織、事業所等が、独自に計画して、地域の住宅密集度、道路事情、人口、世帯数などにより、あるいは、事業所の事業種別、従業員数など、それぞれの実情に合った訓練を行う。

なお、訓練の実施にあたっては、自主防災組織及び女性消防クラブの訓練の場合は、消防職員が実技の指導をし、必要な資機材等についてもなるべく貸与又は支給するなどの便宜を図る。

(4) 図上訓練等

町は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

(5) 通信連絡訓練

地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を出ることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに有事の際ににおける情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。なおこれらの訓練は、同一機関が設置する通信施設及び複数の他機関が設置する通信施設の相互間において実施する。

(6) 勤員訓練

町は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の勤員訓練を適宜実施する。

(7) 広域応援訓練

町は、町が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県や他の市町村と連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(8) 防災訓練の指導協力

町は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(8) 訓練の検証

町は、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるものとする。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は、地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を被ることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、

通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

3 町及び私立学校管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県（防災安全局）や町防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

4 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、防災訓練において訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図られるよう支援する。

第2節 防災のための意識啓発・広報

実施担当 秘書企画課、防災安全課、学校教育課、生涯学習課、丹羽広域事務組合消防本部

町、県警察及び名古屋地方気象台における措置

(1) 防災意識の啓発

町は、地震発生時及び警戒宣言発令時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

名古屋地方気象台は、町民が地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～チについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

さらに町は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 地震に関する基礎知識

イ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識

ウ 予想される地震に関する知識、地域の危険度に関する知識

エ 警報等や避難情報の意味と内容

オ 正確な情報の入手

カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

- キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- ク 緊急地震速報や避難情報の発令時にとるべき行動
- ケ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- コ 避難生活に関する知識
- サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- シ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ソ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- タ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- チ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- ツ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

町は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、町は、地域と連帯を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、事に臨んで住民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事を通じて配布する。

- ア 平常時の心得に関する事項
- イ 地震発生の心得に関する事項
- ウ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

(3) 自動車運転者に対する広報

町、県及び県警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

町は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

(5) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、町、県等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び町民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

(6) 報道媒体の活用及び協力要請

発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に活用し、住民の災害についての予防、応急措置避難等防災に関する知識の向上に努める。また、報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。

(7) 過去の災害教訓の伝承

町は、町民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第3節 防災のための教育

実施担当 防災安全課、学校教育課

1 町及び私立学校管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しうけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

- (ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。
- (イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。
- (ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。
- (エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。
- (オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。
- (カ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

- (ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。
- (イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 町における措置

町職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて教育する。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 予想される地震及に関する知識
- (3) 職員等が果たすべき役割
- (4) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識
- (6) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (7) 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- (8) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識

3 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれ又は他と協同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の

実施に努める。

4 世論調査及び地震相談の実施

住民の地震についての正しい知識の普及と防災思想の意識を図るため、防災関係機関と有機的な連携のもとに実施するものとする。

(1) 防災意識調査の実施

住民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査及び町政モニターからの意見聴取等の防災意識調査を必要に応じ実施する。

(2) 住宅の地震相談

地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫かどうかの住民の不安を解消するため、住宅の地震相談を実施する。

(3) 地震に関する相談

地震についての不安を持っている住民の方々のために、町は相談に応ずるものとする。

第11章 震災に関する調査研究の推進

■ 基本方針

- 様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害提言策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。
また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
震災に関する調査研究の推進	町	(1) 基礎的調査 (2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査 (3) 被害想定に関する調査研究 (4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 (5) 防災カルテ等の整備 (6) 地籍調査

震災に関する調査研究の推進

実施担当 防災安全課

「災害の防止、都市防災化に関する調査」については、関係各課

町における措置

- (1) 基礎的調査（本町の自然・社会的条件に関する調査）

本町の自然的・社会的条件についての調査は、調査研究の基礎をなすものである。社会的条件については、既存の一般的な調査が利用できる部分が多い。自然条件については、昭和53年度以来、地形・地質・地盤の構造、沖積層の分布、活断層、流砂現象危険度などについて調査研究を行ってきた。

- (2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査

本町に大きな被害を与えた東南海地震及び三河地震を始めとし、古くは、濃尾地震、安政地震、宝永地震、天正地震など個々の地震について総合的な調査研究を進めてきた。また、将来発生するであろう地震の予知については、特に、町内における予知観測網のあり方とその活動方法について研究を進め、可能なものから実施していくとともに、地震予警報の社会的影響や法的諸問題についての調査研究を行う。

- (3) 被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、震災対策を適切に具体化

するための目標を設定することを目的とするものであり、震災対策の総合的かつ効果的な推進を図るために重要である。

ア 濃尾地震を想定した愛知県の被害予測調査（平成2年度）

明治24年に発生した濃尾地震が、今日再び発生した場合の木造建物の崩壊、火災による物的・人的被害の想定を行った。

イ 愛知県東海地震被害予測調査（平成4～7年度）

東海地震が発生した場合の地震動、津波などの自然現象、交通施設、ライフライン施設、建築物などの物的被害及び人的被害を予測するとともに、物的被害や人的被害から波及する生活面、経済面及び行政面における機能被害の予測を行った。

ウ 本県の直下型大地震対策の推進についての調査（平成7年度）

阪神・淡路大震災の被害状況等を基に、活断層と地震との関わり、町内のライフライン施設、避難所施設等の地震防災対策や災害広報のための報道機関との連携体制のあり方など本町の直下型大地震対策の推進について調査研究を行った。

エ 東海地震・東南海地震等被害予測調査（平成14～15年度）

海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老－桑名－四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を実施した。

オ 東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成23～25年度）

海溝型地震では、南海トラフ地震として規模の異なる①過去地震最大モデルによる地震・津波、②理論上最大想定モデルによる地震・津波を想定地震として、東日本大震災の教訓や最新の科学的知見を踏まえた被害予測調査を実施した。

(4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査研究する。調査項目は複雑多岐にわたるが、①大震火災対策、②避難場所及び避難路、③自主防災組織等について重点的に実施することとする。

(5) 防災カルテ等の整備

町は、防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区などの単位）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。防災カルテ等に記載すべき事項は、①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴などである。

(6) 地籍調査

町は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第3編 災害応急対策

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

■ 基本方針

- 町長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 災害対策本部の設置・運営	町	1(1) 災害対策本部 1(2) 本部会議
	防災関係機関	2 防災関係機関における措置
第2節 職員の派遣要請	町	(1) 国の職員の派遣要請 (2) 他市町村の職員の派遣要請 (3) 職員派遣のあっせん要求 (4) 被災市町村への町職員の派遣
第3節 災害救助法の適用	県	1(1) 災害救助法の適用 1(2) 救助の実施 1(3) 町への委任 1(4) 救助の委任の留意点 1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託
	町	2(1) 救助の実施 2(2) 県が行う救助の補助

第1節 災害対策本部の設置・運営

実施担当 防災安全課

1 町における措置

(1) 災害対策本部

ア 設置

本部の設置は、災害対策基本法第23条第1項及び扶桑町災害対策本部条例の規定により町長が役場庁舎内に設置する。なお、設置の基準は次のとおりである。

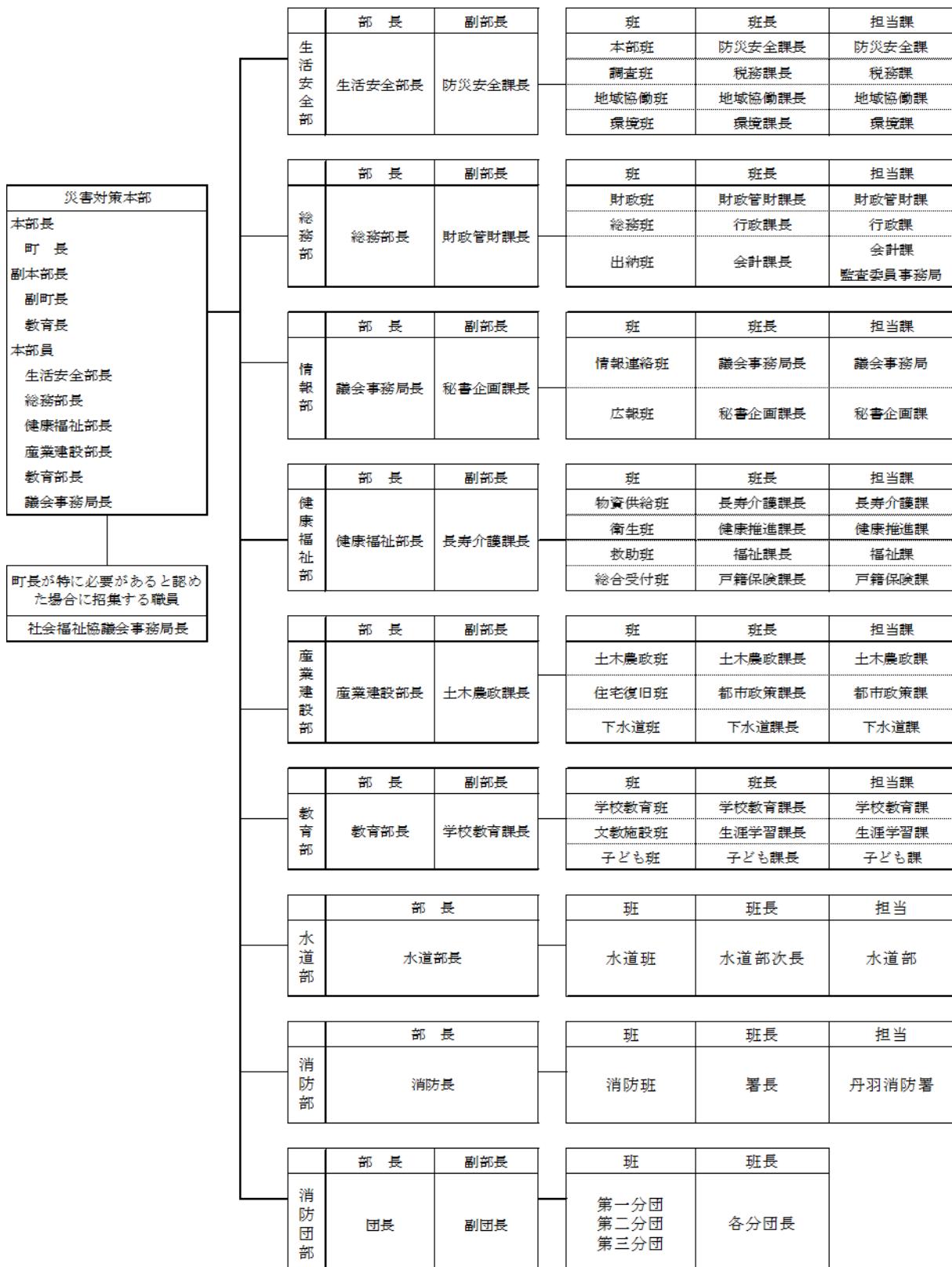
- (ア) 震度5弱以上の災害が発生したとき。
- (イ) 町の地域に、相当規模の災害が発生したとき、又発生するおそれのあるとき。
- (ウ) 相当規模の災害が発生し、町長が必要と認めたとき。

イ 事務局

扶桑町災害対策本部の事務局は、生活安全部防災安全課に置く。

(別表第1)

災害対策本部機構図



※兼務されている課長級の職員である副部長には班内の上席の班長を充てることにする。

これにより副部長が決まらない場合、本来の副部長班内直近下位の職務者が職務担うこととする。

イ 本部設置の公表

本部を設置したときは、直ちにその旨を伝達及び公表するとともに本部の標識を町役場に掲示するものとする。

ウ 本部の廃止

町長は、災害が発生する恐れが解消したと認めた場合、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合は、本部を廃止する。なお廃止した場合の公表等については設置の場合に準ずる。

エ 非常配備体制

災害応急対策を円滑に実施するため平常時において体制を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。町の災害対策本部における各課職員（班員）の動員の要領は次のとおりとする。

(ア) 配備の編成

各班の班長（課長等）は、扶桑町非常配備基準に基づき、あらかじめその配備につく職員を定め、職員にその旨を周知する。各課に職員動員命令伝達責任者（以下「伝達責任者」という。）を設ける。伝達責任者は、勤務時間外、休日等における、その属する課職員に対する動員命令等の非常連絡にあたる。

(イ) 非常配備並びに動員

- ① 県より非常配備に該当する地震情報等を受領したときは、直ちに町長及び必要と認める上司に報告し、その指示を受けなければならない。
- ② 担当職員は町長及び必要と認める上司から報告に対する指示を受けたとき、又は当該指示を受ける以前であっても状況により自ら必要と判断したときは、速やかに各課（室）伝達責任者に対し電話連絡等を依頼する等必要な措置をとるものとする。
- ③ 非常配備職員は、連絡を受けた場合、直ちに登庁して所定の配備体制につくものとする。
- ④ 各部課長は、あらかじめ職員に非常連絡系統、配備等必要な事項を周知徹底しておかなければならない。
- ⑤ 各班の班長は、非常配備体制下にあっては特に部下を掌握し、その動員を最も効率的に活動させるとともに、本部長の命令のもとに、他班との相互応援を行うものとする。

災害対策本部設置及び非常配備基準（地震）

種別	配 備 内 容	配 備 時 期	適 用
第一 非 常 配 備	各部の長及び各課、消防本部、水道部の少人数をもってあたるもので、状況によりさらに高度の配備体制に円滑に移動できる体制とする。	1 愛知県西部に震度4の地震が発生したとき 2 南海トラフ地震に関する情報（臨時）、その他大規模な地震情報が発表されたとき又は発表の報道に接したとき 3 その他必要により町長が当該非常配備を指令したとき	原則本部が設置されるものである。本部が設置されない場合でも平常時の組織として配備につくものである。
第二 非 常 配 備	各課はそれぞれ所要の人員を持ってあたるもので、事態の推移により、さらに第三非常配備に切替えるものとし、また、切替え前においても災害発生と共にそのまま直ちに活動が開始できる体制とする。	1 愛知県西部に震度5弱以上の地震が発生したとき 2 南海トラフ地震に関する情報（臨時）、その他大規模な地震情報が発表されたとき又は発表の報道に接したとき 3 その他必要により町長が当該非常配備を指令したとき	必ず本部が設置されるものである。
第三 非 常 配 備	所要人員の全員をもってあたる。	1 愛知県西部に震度5強以上の地震が発生したとき 2 南海トラフ地震に関する情報（臨時）、その他大規模な地震情報が発表されたとき又は発表の報道に接したとき 3 町の全域または相当の地域に、大規模の災害が発生したとき 4 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	必ず本部が設置されるものである。

オ 職員の非常招集

職員は、勤務時間外、休日等において大規模地震が発生したときは、以後の状況の推移に注意し、あるいは自らの判断で役場又は勤務場所に登庁し、所要の配備につかなければならぬ。

カ 非常招集訓練の実施

職員の非常招集の実施については、別に定める扶桑町職員非常招集訓練実施要領により実施し、災害発生又は発生の恐れのある場合に適切な初動体制がとれるように準備しておくものとする。

キ 職員の動員要請

各部長は、災害対策活動を実施するにあたり、職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、町長に通報するものとする。

ク 動員状態の把握及び通報

各部長は、第3非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状態を把握するとともに、適時その状態を町長に通報するものとする。

ケ 待機職員

災害に関わる活動について特定の任務を与えられていない職員又は与えられた任務を終了した職員はそれぞれの所属する課に待機し、上司から出動命令のあったときは直ちに出動できるよう体制を整えておくものとする。

(2) 本部会議

本部会議は本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本事項について協議し、又は本部長の指示を受ける。

ア 本部会議の協議（指示）事項

- (ア) 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報及び被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 被災調査の方法及び基準に関すること。
- (エ) 救護物資等供与の基準に関すること。
- (オ) 避難の指示勧告に関すること。
- (カ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (キ) 国・県の機関、公共機関、他市町村又はその他の機関、団体等に関する応援の要請に関すること。
- (ク) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (ケ) その他災害対策に関する重要な事項

イ 本部会議の開催

- (ア) 本部長は必要に応じて本部会議を招集する。
- (イ) 本部会議は特別の指示がない限り、役場で開催する。
- (ウ) 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (エ) 本部員は必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- (オ) 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、町長にその旨を申し出るものとする。
- (カ) 本部員が会議に出席できないときは、代理の職員を出席させなければならない。

ウ 決定又は指示事項の周知

会議の決定又は指示事項のうち職員に周知を要する事項については、各部長は速やかにその徹底を図るものとする。

2 防災関係機関における措置

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研

修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

(3) 慣事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の慣事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2節 職員の派遣要請

実施担当 防災安全課

町における措置

(1) 国の職員の派遣要請(災害対策基本法第29条第)

町長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請(地方自治法第252条の17)

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対し、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求(災害対策基本法第30条)

町長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への町職員の派遣

町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第3節 災害救助法の適用

実施担当 防災安全課、福祉課、関係各課

1 県における措置

(1) 災害救助法の適用

知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した町の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

(2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された町において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	町（県が委任）	
要配慮者の輸送	町（県が委任）	

(3) 町への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、町に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
応急仮設住宅の設置	県	
食品の給与	町（県が委任）	
飲料水の供給	町（県が委任）	
被服、寝具の給与	町（県が委任）	
医療、助産	町（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	町（県が委任）	
住宅の応急修理	町（県が委任）	県
学用品の給与		
町立学校児童生徒分	町（県が委任）	
県立学校、私立学校等児童生徒分	県	
埋葬	町（県が委任）	
死体の搜索及び処理	町（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	町（県が委任）	

(4) 救助の委任の留意点

町へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、町において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って町に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

2 町における措置（災害救助法第13条）

（1）救助の実施

町長は、当区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

（2）県が行う救助の補助

町長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

- ◆ 附属資料2-1 「災害対策本部機構図」
- ◆ 附属資料2-2 「災害対策本部の掌握事務」
- ◆ 附属資料5-1 「扶桑町防災会議条例」
- ◆ 附属資料5-2 「扶桑町防災会議委員名簿」
- ◆ 附属資料5-3 「扶桑町災害対策本部条例」
- ◆ 附属資料5-4 「扶桑町災害対策本部要綱」
- ◆ 附属資料6-1 「愛知県内広域消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料6-2 「愛知県防災ヘリコプター支援協定」
- ◆ 附属資料6-3 「災害時における相互応援に関する協定（尾張北部広域行政圏）」
- ◆ 附属資料6-4 「災害時における相互応援に関する協定実施細則（尾張北部広域行政圏）」
- ◆ 附属資料6-5 「災害時における相互応援に関する協定（福井県福井市）」
- ◆ 附属資料6-6 「災害時における相互応援に関する協定実施細則（福井県福井市）」
- ◆ 附属様式第1-1号 「非常配備体制における各班出動状況」
- ◆ 附属様式第1-2号 「対策本部標示板等」

第2章 避難行動

■ 基本方針

- 地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。
- 町長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 地震情報等の伝達	気象庁又は名古屋地方気象台	1 地震に関する情報等の発表及び伝達
	県	2(1) 伝達された情報を町へ通知 2(2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報の伝達
	町	3(1) 情報等の内部伝達組織の事前整備 3(2) 伝達された情報又は市町村計測震度計等の情報を住民その他関係機関へ周知徹底 3(3) 緊急地震速報の住民等への伝達
第2節 避難の指示	町	2(1) 避難の指示等 2(2) 知事等への助言の要求 2(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項） 2(4) 他市町村又は県に対する応援要求
	水防管理者	3(1) 立退きの指示 3(2) 通知（水防法第29条）
	県（知事又は知事の命を受けた職員）	4(1) 洪水等のための立退きの指示 4(2) 町長への助言 4(3) 町長の事務の代行 4(4) 自衛隊、警察に対する応援要請 4(5) 他市町村に対する応援指示
	警察（警察官）	5(1) 警察官職務執行法第4条による措置 5(2) 災害対策基本法第61条による指示 5(3) 報告・通知等（報告・警察官職務執行法第4条第2項）（通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項）
	自衛隊（自衛官）	6(1) 避難等の措置 6(2) 報告（自衛隊法第94条）

第3節 住民等の避難誘導	町	1 住民等の避難誘導 2(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2(2) 避難行動要支援者の避難支援
-----------------	---	---

第1節 地震情報等の伝達

実施担当 防災安全課、議会事務局

1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置

気象庁及び名古屋地方気象台は、地震に関する情報等を発表・伝達する。

(1) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予測した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予測した地域に対し、緊急地震速報を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

(2) 地震に関する情報等

地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地地震に関する情報などを発表する。

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多発した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表。
-------------	--------	---

2 県（防災安全局）における措置

- (1) 気象庁又は名古屋地方気象台から伝達された情報を、県が受領し、町に通知（緊急地震速報を除く）するものとする。
- (2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災安全局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び町に伝達する。なお、震度3以上を計測した場合は、警察にも伝達するものとする。

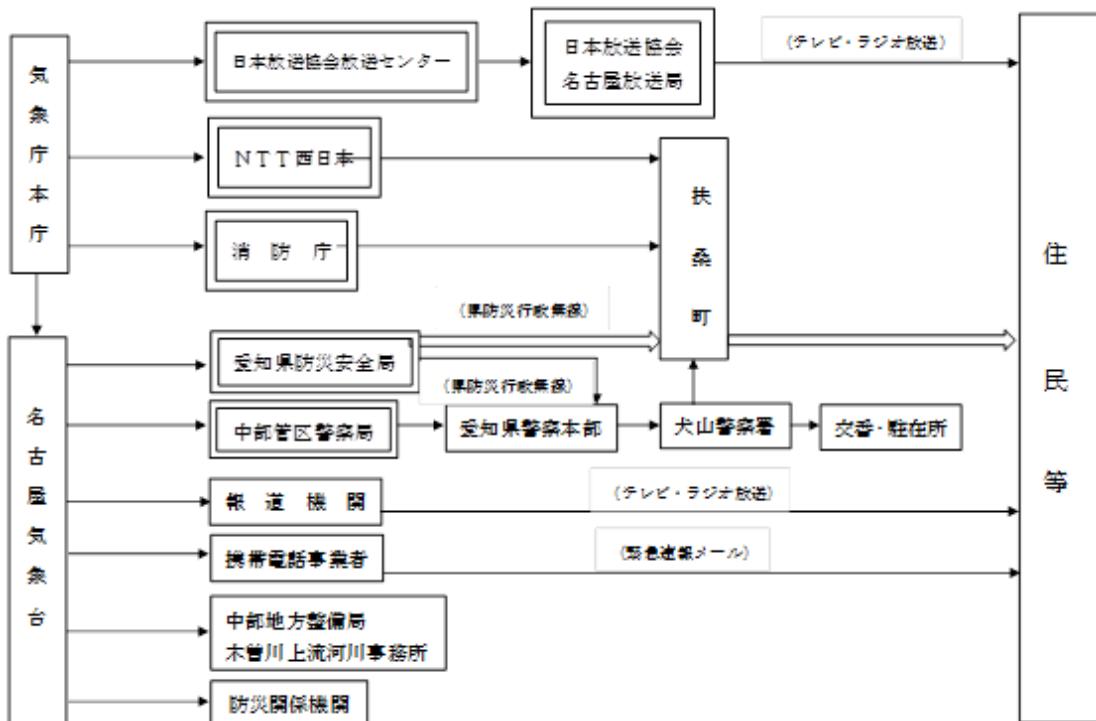
3 町における措置

- (1) 町長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報組織を整備しておくものとする。
- (2) 町長は、情報等の伝達を受けたとき、又は町に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、町地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。
- (3) 町は、受信した緊急地震速報を町防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

4 地震警報等の伝達

- (1) 地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。

地震情報等の伝達系統図



※緊急速報メールは、緊急地震速報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

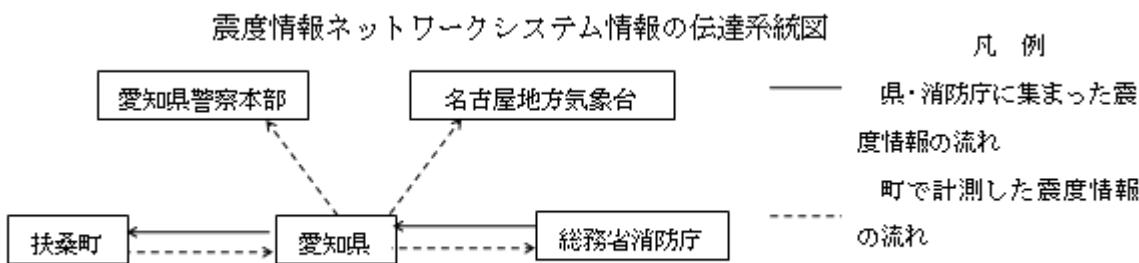
(2) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失するものもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。

(3) 町における情報の伝達

ア 町長は、情報などの受領にあたっては、関係部課に周知徹底できるよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。

イ 情報等の伝達を受けた場合、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、必要により町民、学校及びその他関係先に所要の連絡を行う。

(4) 県防災安全局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。



5 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに町長に通報するものとする。

第2節 避難情報

- 実施責任者
- (1) 町長（すべての災害の場合）
 - (2) 水防管理者
 - (3) 知事又は知事の命を受けた職員（水防法、地すべり等防止法による場合）
 - (4) 警察官（すべての災害の場合）
 - (5) 自衛官（すべての災害の場合）

実施担当 防災安全課、議会事務局、警察、丹羽広域事務組合消防本部、自衛隊

1 予想される被害状況等

地震発生時においては、家屋の倒壊、火災等の発生が予想され、特に、火災については、延焼が拡大することにより大きな被害を及ぼすおそれがあり、住民の避難を要する地域が数多く出現するものと予想される。

このため、町長は災害対策基本法等に基づき、必要に応じて、避難のため可能な限りの措置をとり、住民の生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

2 町における措置

(1) 避難の指示等

地震に伴う災害

地震に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

(2) 知事等への助言の要求

町長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、

適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

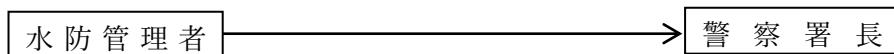
町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

3 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）



4 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

(1) 洪水等のための立退きの指示

水防管理者の指示と同様

(2) 町長への助言

知事は、町長から避難のための立退きの指示等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失すことなく避難情報が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

(3) 町長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により町が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、町長に代わって立退き等の指示等を行う。

(4) 自衛隊、警察に対する応援要請

県は、町からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、自衛隊、警察へ応援を要請する。

(5) 他市町村に対する応援指示

県は、町の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(6) 広域一時滞在に係る協議等

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、町から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で

あって、避難の必要があると認める場合には、町に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）

5 警察（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

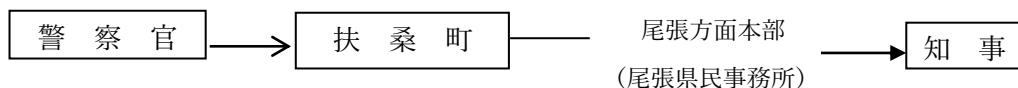
(2) 災害対策基本法第61条による指示

町長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1) の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）

イ (2) の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項）

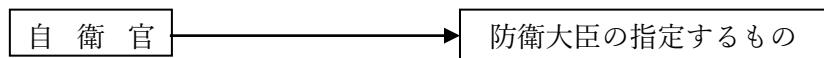


6 自衛隊（自衛官）における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、4(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) 報告（自衛隊法第94条）



7 避難の指示の内容

町長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

(1) 避難対象地域

(2) 避難先

(3) 避難経路

(4) 避難指示の理由

(5) その他の必要な事項

8 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ひまわりあんしん情報メール、広報車の巡回、自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

(2) 関係機関の相互連絡

県、警察、町及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

第3節 住民等の避難誘導等

実施担当 防災安全課、地域協働課、関係各機関

1 住民等の避難誘導等

- (1) 町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。この場合、自主防災組織の代表者等は協力するものとする。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (4) 町は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に問わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災行政無線やひまわりあんしん情報メール、広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあっては、その障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報

に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

- ◆ 附属資料 1-2 「気象予警報の種類と発表基準」
- ◆ 附属資料 1-3 「震度階級表」
- ◆ 附属資料 2-3 「防災関係機関」
- ◆ 附属資料 2-4 「県への連絡先」
- ◆ 附属資料 2-5 「伝達要領」
- ◆ 附属資料 3-1 「広報文例（地震）」

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

■ 基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 町は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 町及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被害状況等の収集・伝達	町	1(1) 被害情報の収集 1(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1(3) 行方不明者の情報収集 1(4) 火災・災害即報要領に基づく報告 1(5) 被災者台帳の作成
第2節 通信手段の確保	町、防災関係機関	通信手段の確保
第3節 広報	各機関（各防災関係機関を含む）	2(1) 報道機関が行う災害報道のための取材活動への協力 2(2) 住民への災害広報

第1節 被害状況等の収集・伝達

実施担当 防災安全課、税務課、議会事務局、丹羽広域事務組合消防本部

1 町の措置

(1) 被害情報の収集

町長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関による負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

町は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、町長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内で安否不明・行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災、災害即報要領に基づく報告

ア 町は、火災・災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあっては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。

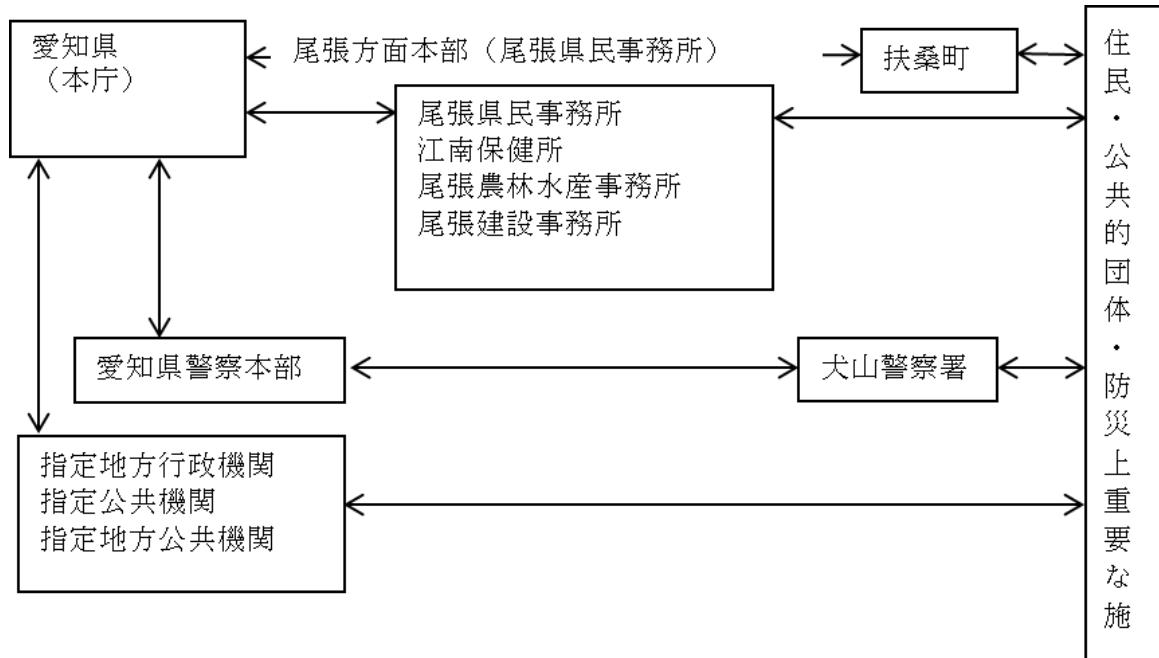
なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 被害状況等の一般的収集、伝達系統

(1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。



- (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。
- (3) 情報の収集伝達については、第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上で非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないよう設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

3 重要な災害情報の収集伝達

町は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県に対して速やかに伝達を行う。

(1) 町の措置

町は、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、3

0分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式1により、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。(第1報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。)

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第1報を、直接消防庁に対しても原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第1報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。なお、確定報告にあっては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。おって、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

(2) 扶桑町災害対策本部の設置又は廃止の通知

町は、扶桑町災害対策本部が設置又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。

(3) 安否情報

町は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

4 報告の方法

(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。

なお、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則、有線電話を使用するものとする。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

(3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

第2節 通信手段の確保

実施担当 防災安全課、関係各課

町及び防災関係機関における措置

(1) 通信連絡系統の整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておくものとする。

(2) 専用通信の利用

情報連絡手段として、無線を利用した専用通信を利用することとし、災害情報の収集伝達のため設置した防災行政無線網を使用する。なお、通常はその設備を他人の通信のために使用してはならないことになっているが、災害時の通信連絡を行うにあたり緊急を要する場合は、所定の手続きを経てこれを他人にも利用させることができる。

(3) 同報系無線局のデジタル化へ向けた整備

町は、町民、災害現場等を結ぶ防災行政無線施設の整備拡充を行うとともに、現在のアナログ設備から国が推進するデジタル化に向け国や県など協議し必要な措置を講ずる。

なお、親局設備及び屋外拡声子局はデジタル化しているが、各世帯に設置してある戸別受信機についても、デジタル化に向けた措置を講ずる。

(4) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用するものとする。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。電報発信にあたって電話により非常電報を発信する場合には、市外局番なしの「115」番（22時以降から翌朝8時までは、0120-000115で受付）にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

- ・非常電報の申し込みであること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報のあて先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

(ウ) 緊急電報

非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急電報とし、非常電報の次順位として取扱われる。電報発信にあたって電話により緊急電報を発信する場合は、市外局番なしの「115」番（22時以降から翌朝8時までは、0120-000115で受付）にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

- ・緊急電報の申し込みであること
- ・発信電話番号と機関名

- ・電報のあて先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うにあたり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる電話としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話等があり、その利用方法は、一般電話に準じて行う。

(5) 移動系無線局の使用

地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に配備し、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(6) 同報系無線局の使用

防災行政用無線放送施設を最大限に活用し、災害現場の混乱を防止するため地域住民に避難所開設等の情報提供を行う。

(7) 防災行政無線局の使用

防災行政無線局は、専ら県と町の防災行政事務遂行のために設けられたものであり、通常はその設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっている。しかし、災害時の通信連絡を行うにあたり緊急を要する場合は、所定の手続を経てこれを他人にも利用させることができる。

(8) 有線放送途絶時の通信施設の優先利用

各機関は、有線通信が途絶し、利用できないとき又は利用するが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用することができます。この場合の要件としては内容を要するもので電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

(9) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象等の観測資料に関するもの。
- (エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- (オ) 遭難者救護に関するもの。(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)
- (カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- (キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。

- (カ) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・町の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- (ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(10) 放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があると認めるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより放送事業者に、災害に関する通知、要請、伝達、警告、予警報等の放送を、知事を通じて依頼することができる。

(11) 県防災情報システムの使用

各防災機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

第3節 広報

実施担当 秘書企画課、関係機関

1 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡ができる限り密にして行うものとするものとする。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

2 各機関の措置

- (1) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。
- ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
- イ 防災行政無線
- ウ コミュニティFMやケーブルテレビの放送
- エ Webサイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
- オ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、登録制メール（ひまわりあんしん情報メール）による情報提供

- カ 広報紙等の配布
- キ 広報車の巡回
- ク 掲示板への貼紙
- ケ その他広報手段

3 広報内容

(1) 地域災害広報

町は、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害発生状況
- イ 災害応急対策の状況
- ウ 交通状況
- エ 給食・給水実施状況
- オ 衣料・生活必需品等供給状況
- カ 地域住民のとるべき措置
- キ 避難の指示
- ク その他必要事項

4 広報活動の実施方法

(1) 報道機関への発表

ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

(2) 広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

(3) 多様な情報伝達手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やWebサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

(4) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

- ア 災害関係記事又は番組
- イ 災害関係の情報
- ウ 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組
- エ 関係機関の告知事項

- ◆ 附属資料 1-2 「気象予警報の種類と発表基準（特別警報・注意報・気象情報）」
- ◆ 附属資料 1-3 「震度階級表」
- ◆ 附属資料 2-3 「防災関係機関」
- ◆ 附属資料 2-4 「県への連絡先」
- ◆ 附属資料 2-5 「伝達要領」
- ◆ 附属資料 2-6 「被害認定基準」
- ◆ 附属資料 3-1 「広報文例（地震）」
- ◆ 附属資料 4-8 「災害時優先電話登録状況」
- ◆ 附属資料 5-8 「扶桑町防災行政用無線局（固定局）運用要綱」
- ◆ 附属資料 5-9 「扶桑町防災行政用無線局管理運用規定」
- ◆ 附属資料 6-16 「災害時における放送に関する協定書」
- ◆ 附属資料 6-34 「災害時に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社）」
- ◆ 附属様式第 2-1 号 「災害概況速報（第1報）」
- ◆ 附属様式第 2-2 号 「災害発生状況等（速報・確定報告）」
- ◆ 附属様式第 2-3 号 「人的被害」
- ◆ 附属様式第 2-4 号 「避難状況・救護所開設状況」
- ◆ 附属様式第 2-5 号 「公共施設被害」

第4章 応援協力・派遣要請

■ 基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 応援協力	町 防災関係機関	1(1) 知事に対する応援要求等 1(2) 他の市町村長に対する応援要求 2 防災関係機関相互における応援要求又は応急措置の要請 3 経費の負担
第2節 応援部隊等による 広域応援等	町、丹羽広域事務組合消防本部	1(1) 緊急消防援助隊等の応援要請
第3節 自衛隊の災害派遣	自衛隊 災害派遣要請者 (県) 町	1 災害派遣 2 自衛隊の派遣要請 3・4 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 5 派遣部隊の受入 6 経費の負担区分
第4節 ボランティアの受 入	町	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 ボランティア団体との連携
第5節 防災活動拠点の確 保	町	1 活動拠点の確保

保		
第6節 南海トラフ地震の 発生時における広 域受援	町、県、防災関係機 関	(1) 緊急輸送ルートの確保 (2) 救助・救急、消火活動 (3) 災害医療活動 (4) 物資調達 (5) 燃料供給

第1節 応援協力

実施担当 行政課、防災安全課、財政管財課、会計課、丹羽広域事務組合消防本部、水道部

1 町における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。なお、町長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた町長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

町長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

2 防災関係機関における措置

(1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

(2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

3 経費の負担

(1) 国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担並びに他県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第2節 応援部隊等による広域応援等

実施担当 丹羽広域事務組合消防本部、行政課

1 町における措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

- ア 町長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

2 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町村長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

実施担当 防災安全課

1 自衛隊における措置

- (1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。
- (2) 陸上自衛隊第10師団等は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。
- (3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者	所在 地	担任地域	電話番号
陸上自衛隊 第10師団司令部	名古屋市守山区 守山3-2-1	県下全域※	(加入電話) 052-791-2191 課業時間内：内線4032（防衛班） 課業時間外：内線4017（基地当直） (FAX) 052-791-4239 e-mail admpr-10d@inet.gsdf.mod.go.jp (防災行政無線) 8-8250-31（作戦室）

			32（当直） (衛星電話) 9-同上
陸上自衛隊 第35普通科連隊	名古屋市守山区 守山3-2-1	県西部	(加入電話) 052-791-2191 課業時間内：内線4831（第3科） 課業時間外：内線4509（当直室） (防災行政無線) 8-8230-34 (衛星電話) 9-同上
陸上自衛隊 第10後方支援連隊	春日井市西山町 無番地	春日井駐屯 地の近隣の み	(加入電話) 0568-81-7183 課業時間内：内線232（第3科） 課業時間外：内線302（当直室）
航空自衛隊 第1輸送航空隊	小牧市春日寺1- 1	県下全域	(加入電話) 0568-76-2191 課業時間内：内線4032（防衛部） 課業時間外：内線4017（基地当直） (FAX) 0568-76-6301 e-mail : 1tan-def011@inet.mod.go.jp (防災行政無線) 8-8250-31（作戦室） 32（当直） (衛星電話) 9-同上
海上自衛隊 横須賀地方総監部	神奈川県横須賀 市西逸見町無地 番	県下全域	(加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) (FAX) 046-823-1009 (衛星電話) 9-012-637-721

※ただし、県西部（尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多）の連絡・調整は、第35普通科連隊担任

（5）災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救

	助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(6) 連絡要員の派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき、又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。

2 災害派遣要請者（県（防災安全局））における措置

- (1) 災害派遣要請者は、町長又は関係機関の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続をとる。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。
- (4) 災害派遣要請者は、町長又は関係機関の長の自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

3 町における措置

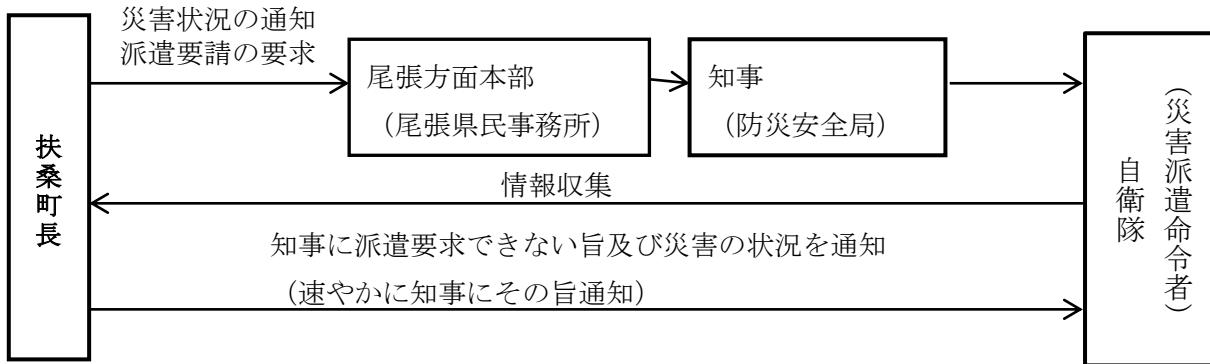
- (1) 町長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるとき

には、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

この場合において、町長は、その旨及び町の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する

- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 町長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

4 災害派遣要請等手続系統



(注) 町長は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部（県民事務所）へも連絡すること。

5 災害派遣部隊の受入れ

町長は、災害派遣部隊を受入れるときは、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めるものとする。

- (1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

ア 事前の準備

- (ア) ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
- (イ) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- (ウ) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- (エ) 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受入時の準備

- (ア) 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- (イ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- (ウ) 砂塵の舞い上がるときは散水、積雪時は除雪又はてん压を実施する。
- (エ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。

- (オ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (カ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、下記を基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
 - エ 県・市・町・村が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入

実施担当 福祉課、社会福祉協議会

大地震により大きな被害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政システムや処理能力を質・量ともに越えることが予想される。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応をとることができるボランティアとが、相互に活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。

そこで、被災後の本町の自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

1 町における措置

- (1) 町は、扶桑町社会福祉協議会と共同して、扶桑町総合福祉センター内に災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。
- (2) 災害ボランティアセンターに配置された行政職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、町災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。
- (3) 町職員及びボランティアの人員が不足し、又は、特殊作業のため労力が必要なときは労務者を雇用するものとする。労務者の雇用については、各部班の要請に応じて雇用し手配する。なお労務者が不足し、又は雇用できないときは、県を通じて職業安定所へ要請するものとする。

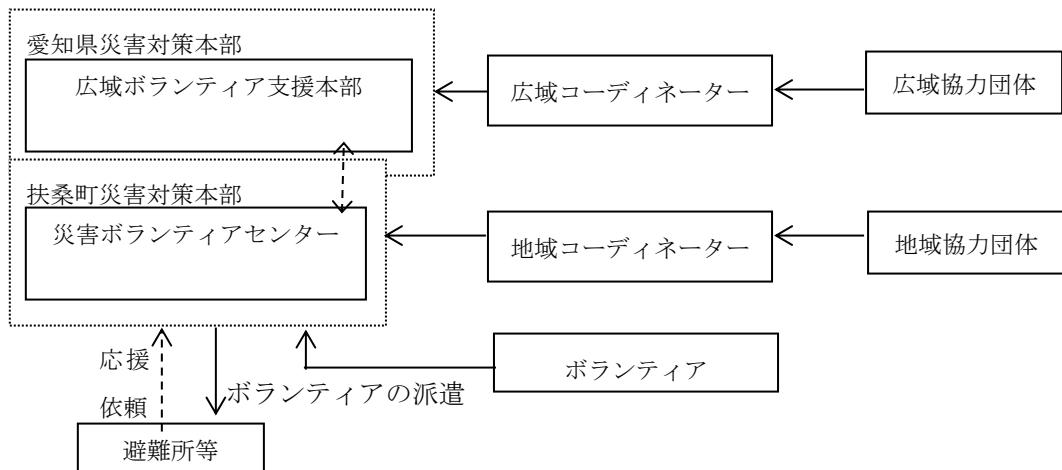
2 コーディネーターの役割

- (1) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受

付、受給調整等) やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

- (2) 必要に応じ、広報班を通じてボランティアの受け入れに関する情報を報道機関に提供する。
- (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況をふまえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から本町の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。
- (4) ボランティアは、大きく分けて、一般労力提供型ボランティアと専門技術型ボランティアに区分することができ、専門技術型ボランティアについては、それぞれの団体の技能に応じた活動を依頼するものとするが、一般労力提供型ボランティアの活動内容は、主として次のとおりとする。
 - ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
 - イ 炊き出し、その他の災害救助活動
 - ウ 清掃及び防疫
 - エ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
 - オ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
 - カ 災害応急対策事務の補助

ボランティアの受け入れの流れ



3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

町及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしている NPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

第5節 防災活動拠点の確保

実施担当 防災安全課

1 町における措置

- (1) 町は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防をはじめとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、町が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

2 地区防災活動拠点

町は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。

なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。

物資の輸送拠点について、町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

表1 防災活動拠点の区分と要件等

区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核防災活動拠点	5 航空防災活動拠点	6 臨海防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点
設置主体	町	県 及び政令市	県 及び政令市	県			県
災害想定の規模	町区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等
応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			中部・全国の都道府県等
役割	被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全権的な活動拠点
拠点数	町で 1 か所程度	郡又は圏域単位で 1 か所程度	県内に数か所程度	県内に 1 か所程度	県内に 1 か所程度	県内に 3 か所程度	県内に 4 か所程度
面積	1 ヘクタール程度以上できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3 ヘクタール程度以上	10 ヘクタール程度以上中型ヘリコプターの離着陸が可能な離着陸が可能	30 ヘクタール程度以上中型ヘリコプターの離着陸が可能な離着陸が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能な離着陸が可能	ストックヤード 10 ヘクタール程度以上大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能な離着陸が可能	1 ヘクタール程度以上大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能な離着陸が可能
施設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等できれば宿泊施設	倉庫等宿泊施設	倉庫等滑走路施設	耐震岸壁 1 万トン級以上の	倉庫等

表2 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能

分類	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの	広域応援部隊の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの	広域応援部隊の派遣機関
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府町及び県があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	県・市町村
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点	県・市町村
広域物資輸送拠点	国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの	県
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの	市町村
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの	国・県(港湾管理者)
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点	県

表3 「東海地震」及び「東南海・南海地震」応急対策活動要領に基づく愛知県広域受援計画

分類	機能
前進拠点	東海地震警戒宣言時に、部隊が派遣される強化地域周辺の拠点
進出拠点	地震発生後、各部隊が被災地に進出する際、強化地域内等の拠点に一時集結する拠点
活動拠点	部隊が被災地において活動するに当たり、宿営等を行う拠点
広域物資拠点	非被災地域から物資を輸送する拠点

第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

実施担当 関係各課

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

町、県、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMA T等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

- ◆ 附属資料4-5「ヘリポート可能場所」
- ◆ 附属資料4-12「ヘリポート可能箇所の選定基準」
- ◆ 附属資料6-1「愛知県内広域消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料6-2「愛知県防災ヘリコプター支援協定」
- ◆ 附属資料6-3「災害時における相互応援に関する協定（尾張北部広域行政圏）」
- ◆ 附属資料6-4「災害時における相互応援に関する協定実施細則（尾張北部広域行政圏）」
- ◆ 附属資料6-5「災害時における相互応援に関する協定（福井県美山町）」
- ◆ 附属資料6-6「災害時における相互応援に関する協定実施細則（福井県美山町）」
- ◆ 附属資料6-35「災害時の情報収集及び提供に並びに応急措置資器材及び自動車燃料、災害対策用燃料の優先供給等に関する協定書」（株式会社扶桑石油）」
- ◆ 附属資料6-36「災害時の情報収集及び提供に並びに応急措置資器材及び自動車燃料、災害対策用燃料の優先供給等に関する協定書」（小川石油株式会社）」
- ◆ 附属様式第3-1号「ボランティア団体等受入記録簿」
- ◆ 附属様式第3-2号「臨時雇用労務者勤務状況」

- ◆ 附属様式第3-3号「派遣要請依頼書」
- ◆ 附属様式第3-4号「派遣要請書」
- ◆ 附属様式第3-5号「撤収要請依頼書」
- ◆ 附属様式第3-6号「撤収要請書」

第5章 救出・救助対策

■ 基本方針

- 町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた町長）、警察は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 県では、発災直後に上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 救出・救助活動	町 丹羽広域事務組合 消防本部 消防団	1 予想される被害等 2(1) 救出の方法 2(2) 救助隊の編成 2(3) 負傷者等の搬送 2(4) 応援協力関係 2(5) 救助、救急の活動体制 2(6) 出動途上の留意事項 2(7) 救助現場における留意事項 2(8) 仮救護所の設置 2(9) 医療関係機関との連携 3 関係機関の応援協力 4 災害救助法の適用
第2節 防災ヘリコプター の活用	町 丹羽広域事務組合 消防本部	防災ヘリコプターの応援要請等

第1節 救出・救助活動

実施責任者 町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から通知された町長）
警察

実施担当 防災安全課、税務課、健康推進課、福祉課、丹羽広域事務組合消防本部、消防団

1 予想される被害・状況等

地震災害においては、倒壊家屋等の下敷き、地下店舗やビル等での孤立、車両事故等による

負傷者など、早急に救出を要する事故が多発するものと予想される。

2 町及び消防における措置

町長は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。

また、救出においては、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、外国人等の要配慮者を優先する。

(1) 救出の方法

要救助者の救出は、消防署救助隊が行うものとするが、消防団及び自主防災会も必要に応じこれに協力するものとする。

(2) 救助隊の編成

救助車、救急車による救助隊を編成し処理するほか、民間所有の搬送車等の協力を求め、救助救急活動に従事する。

(3) 負傷者等の搬送

直接災害により負傷した者及び災害時の急病人等の搬送については、医療機関・救護所等と緊密な連絡のもとに搬送する。

(4) 応援協力関係

被害が激甚であり、救援活動のため応援が必要な場合には、県及び他市町村に救出の実施又は、これに必要な要員及び資機材につき応援を要請する。

また、広域的な消防の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県下消防広域応援基本計画」及び「災害時における相互応援に関する協定」(尾張北部広域行政圏)の定めるところにより消防応援を要請する。

(5) 救助、救急の活動体制

ア 地震発生当初の活動体制

地震発生当初は原則として、当務の救助隊による署所周辺の救助、救急活動を行うとともに、大規模な要救助事案の発見と、さらに受入れ病院の把握と順次広範囲の救助、救急体制を図るものとする。

イ 火災が少ない場合の体制

地震後の火災発生が少なく、しかも他隊で十分防ぎよ可能と判断された場合は、救助、救急体制に移行するものとする。

ウ 救助、救出事案の発見

救助、救出事案の発見については、出火防止広報中の車両や情報収集員、さらに参集職員、一般通行人、警察官等あらゆる情報媒体を活用して発見に努めるものとする。

エ 活動優先

(ア) 火災現場付近の優先

(イ) 重傷者の優先

(ウ) 多数人命危険対象施設の優先

(エ) 災害時要援護者の優先

※上記優先順位に基づき活動するものとするが、軽傷者等人命に直接影響のない者についてはできる限り自主的な処置を行わせるものとする。

(6) 出動途上の留意事項

- ア 出動途上においては相当数の負傷者と遭遇することが予想されるが、活動優先を念頭におき、き然とした態度で臨むものとする。また、軽傷者については、住民を協力させ、応急手当を実施させるものとする。
- イ 出動途上に発見した火災はいち早く本部に報告するとともに、初期消火が可能な場合は、住民を指揮して消火器等を使用し消火にあたるものとする。
- ウ 情報により出動したが、その途中において情報による救助事案よりも重度の救助事案を発見した場合は、臨機応変に対処するものとする。

(7) 救助現場における留意事項

ア 火災現場付近の救出

救助事案が火災現場付近と火災現場以外の場所にあった場合は、火災現場付近（特に風下方向）を優先救助するものとする。

イ 一般住民に対する協力要請

原則として重傷者は救助隊が搬送するものとするが、中軽傷者については一般住民に協力を求め付近の医療機関へ搬送するものとする。また、負傷者が多数で救急隊等防災関係者で手当しきれない場合も同様とし、早期多数の手当ができるよう努めるものとする。

(8) 仮救護所の設置

ア 避難場所

イ 負傷者多数発生場所

(ア) 各所に救急事案が発生した場合は、地域別発生度合等を勘案し、仮救護所の設置場所を選定し効率ある負傷者の救護を行うものとする。

(イ) 仮救護所開設にあたっては本部へ報告するとともに医療品の調達と搬送依頼、さらに医師の派遣を要請するものとする。

(ウ) 仮救護所開設にあたっては、車載スピーカー等を使用し、仮救護所の開催を広報するものとする。

(9) 医療関係機関との連携

「扶桑町地域防災計画」に基づいて救護所を設置する。この時、病院及び医療機関と相互協力し連絡を密にした活動を行うものとする。

3 関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、町における措置は県が実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町でが実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 防災ヘリコプターの活用

実施担当 防災安全課、丹羽広域事務組合消防本部

町及び消防における措置

(1) 防災ヘリコプターの活動は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要が認められる次のような活動である。

- ア 被害状況調査等の情報収集活動
- イ 食糧、衣料その他の生活必需物品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- ウ 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- エ 火災防ぎよ活動
- オ 救急救助活動
- カ 臓器等搬送活動
- キ その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

(2) 防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

- ア 災害の種別
- イ 灾害の発生場所
- ウ 灾害発生現場の気象状況
- エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- オ 灾害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- カ 応援に要する資機材の品目及び数
- キ その他必要な事項

(3) 連絡先は、名古屋市消防航空隊とする。

- ア 電話 0568-29-3121
- イ FAX 0568-29-3123

(4) 要請によって知事が防災ヘリコプターを出動させるのは、次の用件のうちの一つに該当するときである。

- ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき
- イ 要請のあった市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合
- ウ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(5) この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターに関して必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター運行管理要綱」及び「愛知県防災ヘリコプター緊急運行要領」の定めるところによる。

- ◆ 附属資料 4-5 「ヘリポート可能箇所」
- ◆ 附属資料 4-12 「ヘリポート可能箇所選定基準」
- ◆ 附属資料 5-6 「災害救助法施行細則」
- ◆ 附属資料 5-7 「災害救助法の適用基準」

- ◆ 附属資料 6-1 「愛知県内広域消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料 6-2 「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」
- ◆ 附属資料 6-3 「災害時における相互応援に関する協定（尾張北部広域行政圏）」
- ◆ 附属資料 6-4 「災害時における相互応援に関する協定実施細則（尾張北部広域行政圏）」
- ◆ 附属資料 6-5 「災害時における相互応援に関する協定（福井県美山町）」
- ◆ 附属資料 6-6 「災害時における相互応援に関する協定実施細則（福井県美山町）」
- ◆ 附属様式第 4-4 号 「救護班の編成及び活動記録」

第6章 消防活動・危険性物質対策

■ 基本方針

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより住民、事業者あげて出火防止と初期消火を行う。
- 消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等に当たり、激甚な大規模災害等から住民の生命、身体及び財産を保護する。
- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 消防活動	丹羽広域事務組合 消防本部	1(1) 火災の全体状況の把握・対応 1(2) 大震火災防御計画の樹立 1(3) 広域的な消防部隊の応援要請
	消防団	2(1) 消防団活動の基本方針 2(2) 基本的活動事項 2(3) 活動要領
第2節 危険物施設対策計画	丹羽広域事務組合 消防本部、事業所の所有者、管理者又は占有者	危険物施設対策
第3節 高压ガス大量貯蔵所対策計画	丹羽広域事務組合 消防本部、事業所の所有者、管理者又は占有者	高压ガス大量貯蔵所対策
第4節 毒物劇物取扱施設対策計画	丹羽広域事務組合 消防本部、事業所の所有者、管理者又は占有者	毒物劇物取扱施設対策

第1節 消防活動

実施担当 丹羽広域事務組合消防本部、消防団

1 消防における措置

(1) 消防は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。

(2) 消防は、災害事象に対応した防御活動を展開し、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を樹立しておくものとする。

ア 大震火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生の規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

(ア) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。

(イ) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。

(ウ) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

イ 大震火災防御計画の推進

(ア) 防御方針

- a 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
- b 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- c 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を認め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。
- d 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。
- e 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- f 高層建築物、地下街、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。
- g 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
- h 火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。

(イ) 重要対象物の指定

消防署長は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

(ウ) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻

止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25m以上道路)

(イ) 避難地・避難路

避難地は町決定の「避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難地についても熟知しておくものとする。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

(オ) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、署、本庁とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。

(カ) 部隊運用要領

a 消防の組織

(a) 消防部等の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防本部に消防部又は消防班を、消防署に消防隊を設置し、災害の活動に専念する。

(b) 消防団本部の設置

消防団長は、消防隊設置とともに消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動に当たる。

b 消防隊の部隊運用要領

(a) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

(b) 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして、防御に当たる部隊運用を図る。

(キ) 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定に当たっては、隣接署（本部）に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真などにより検討し、隣接署（本部）との調整を図る。

(3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、消防は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。

2 消防団活動

(1) 消防団活動の基本方針

消防団は、地域に密着した防災関係機関として、次により出火防止をはじめとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防ぎよにあたるものとする。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団単位で消火・救助救急活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

(2) 基本的活動事項

- ア 各地域における出火防止
- イ 各地域における消火活動
- ウ 各地域における消防隊の応援
- エ 各地域における救助、救急
- オ 各地域における避難方向の指示
- カ 消防署活動隊への協力

(3) 活動要領

- ア 消防団員は、住民に最も密着した地域のリーダーとして災害防除にあたるものとし、活動の最大目標は、人命救助、出火防止及び初期消火である。このことから下記の事項に留意して活動するものとする。
- (ア) 人命救助及び初期消火活動は、団員がその地域のリーダーとして、自主防災組織等を指揮し、活動にあたる。
 - (イ) 発災直後における出火防止のため広報を行う。
 - (ウ) 住宅密集地域は特に延焼危険が大きいので積極的な出火防止を図る。
 - (エ) 避難又は防災活動上支障となる路上に持ち出された物品は、着火物となる危険性があるため、搬出物品の整理と警戒を指示する。
 - (オ) 避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。
 - (カ) 本部及び現場活動分隊長から応援要請を受けた場合は、消防活動に協力するものとする。
 - (キ) 消防隊が防ぎよ中に転戦命令を受けた場合、又は延焼阻止後、他の火災に転戦した場合は、残火処理にあたるものとする。
 - (ク) 要救助者の救助、救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

第2節 危険物施設対策計画

実施担当 丹羽広域事務組合消防本部、事業所

地震により危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、危険物施設管理者は、適切かつ迅速な防災活動を実施し、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画

実施担当 丹羽広域事務組合消防本部、事業所

高圧ガス設備は十分な耐震設計がされており、過去の震災例からみて大規模な被害を受ける可能性は少ないと考えられるが、配管、弁類等が損傷を受け、ガス漏洩等の異常事態が発生することも予想される。その場合、施設管理者は、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被

害を及ぼさないように努める。

第4節 毒物劇物取扱施設対策計画

実施担当 丹羽広域事務組合消防本部、事業所

屋外の毒物劇物貯蔵タンク設備は、事故時の流出を防止するための防液堤などが設けられており、通常の震災では、大規模な被害を受ける可能性は少ないと考えられる。しかし、激甚時において、貯蔵タンク及び防液堤などの設備が破壊した場合には、毒物劇物の外部への流出が予測される。その場合、施設管理者は、第一に当該施設の従業員及び周辺住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。さらに、中和処理等事故処理剤を確保し、迅速に対応し、周辺住民に被害の影響を及ぼさないように努める。

- ◆ 附属資料 4-3 「消防団保有の消防力」
- ◆ 附属資料 4-4 「消防水利設置状況」
- ◆ 附属資料 6-1 「愛知県内広域消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料 6-2 「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■ 基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	町	2(1) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 2(2) 地域災害医療対策会議への参画
	地元医師会、災害拠点病院	医療及び救護班の編成等
第2節 防疫・保健衛生	町、県	防疫・保健衛生活動の実施

第1節 医療救護

実施責任者 町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から通知された町長）

実施担当 健康推進課、防災安全課

1 予想される被害・状況等

地震災害時には、窒息死、失血死、焼死等も予想され、外傷、骨折及び火傷等傷害の種類が多く、一方入院を必要としない軽い者から、すぐ応急処置をしなければならない者、重症で搬送に堪えない者、その程度もまちまちであると思われる。

また、震災時においては、医療機関そのものが、災害により本来の機能を発揮することが不可能となり、まず交通麻痺により救護班の派遣及び患者輸送の困難等いろいろの問題があり、救急対策は難渋することが考えられる。

2 町における措置

- (1) 町は、医療救護所を設置し、必要に応じて尾北医師会、犬山扶桑歯科医師会、尾北薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- (2) 町は、地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

3 医療・救護班及びD P A Tの編成及び派遣

(1) 医療・救護班

- ア 災害に基づく医療は原則として、医療・救護班によって行うものとする。
- イ 町長は、状況に応じて必要な医療・救護班を順次現地に派遣する。
- ウ 医療・救護班は原則として、医師1人、看護師2人、事務1人とする。
- エ 医療・救護班は、被災者の収容所を設けるとともに、避難所、負傷者多数発生場所に仮救護所を設けるだけでなく、病院及び診療所の外来診療施設等を利用して、臨時の救護所を設けるものとする。
- オ 医師会は、町の要請に基づき医療・救護班を編成し応援するものとする。
- カ 医師会の医療・救護班で対応できない場合は、医療機関の協力を得て、医療救護活動を実施する。
- キ 町単独で十分な医療救護活動が実施できない場合には、隣接市町へ医療・救護班の派遣、被災地からの搬送患者受入れを要請する。
- ク 医療・救護班において応急手当後、医療機関への収容を必要とするものについては、的確な情報に基づき搬送する。
- ケ 災害時の助産は、原則として産科医を構成員とする医療・救護班があたるものとする。ただし、出産は急を要する場合が多いので最寄りの助産師によって行う。

(2) D P A T

- ア D P A Tは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等3～5名による編成とする。
- イ D P A Tは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し、活動を行う。

4 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として救急隊によって行う。ただし、救急車両が手配できない場合は、町、医療・救護班及び災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。
- (2) 道路の損壊、交通機関不通等の場合及び遠隔地への搬送は、ヘリコプターによる空輸を県に要請する。

5 医薬品その他の衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、町等は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。
- (2) 血液製剤の町内確保が困難な場合には、町外からの血液製剤の導入を図る。
- (3) 町は、通常の輸送体制がとれない場合は、ヘリコプター等による空輸を県、警察又は自衛隊に要請する。
- (4) 薬剤師会は、県、町及び町医師会と協力して避難所等において被災者に対する医薬品の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が

局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行規則細則による。

第2節 防疫・保健衛生

実施責任者 (1) 防疫

知事・町長

(2) 食品栄養監視、栄養指導

知事

実施担当 健康推進課、環境課

1 予想される被害状況等

地震による災害によって環境が破壊され、また、り災者の病原体に対する抵抗力が低下することによって感染症がまん延するおそれがある。

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下で行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行を未然に防止するため万全を期すものとする。

2 町及び県における措置

(1) 防疫組織

町は県に準じて町災害対策本部の中に防疫組織を設ける。

(2) 防疫活動

ア 県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。

ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

(3) 臨時予防接種の実施

町は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

3 栄養指導等

(1) 町及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人

愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

4 健康管理

- (1) 町及び県は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。
- (2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

5 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

ア 町は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

イ 県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、町に情報提供と支援を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはP T S D・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

6 避難所の生活衛生管理

町及び県は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

7 応援協力関係

- (1) 町は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 町は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (3) 県は、町の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。

- (4) 県は、自ら防疫活動の実施又は町からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、他県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。
- (5) 県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。
- (6) 町は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A T の派遣を要請を行う。
- (7) 県は、町からの求めに応じ、又は、必要と認めるときは、D P A T を派遣する。
- (8) 県は、D P A T の派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、D P A T の派遣を要請するものとする。
- (9) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

- ◆ 附属資料 4-1 「防災用資機材」
- ◆ 附属資料 5-6 「災害救助法施行細則」
- ◆ 附属資料 5-7 「災害救助法の適用基準」
- ◆ 附属資料 6-17 「災害時の医療救護に関する協定書（尾北医師会）」
- ◆ 附属資料 6-18 「災害時の医療救護に関する協定書実施細則（尾北医師会）」
- ◆ 附属資料 6-19 「災害時の歯科医療救護に関する協定書」
- ◆ 附属資料 6-20 「災害時の歯科医療救護に関する協定書実施細目」
- ◆ 附属資料 6-21 「災害時の医療救護に関する協定書（尾北薬剤師会）」
- ◆ 附属資料 6-22 「災害時の医療救護に関する協定書実施細目（尾北薬剤師会）」
- ◆ 附属様式第 4-1 号 「診察記録」
- ◆ 附属様式第 4-2 号 「病院診療所医療実施状況」
- ◆ 附属様式第 4-3 号 「助産台帳」
- ◆ 附属様式第 4-4 号 「救護班の編成及び活動記録」
- ◆ 附属様式第 4-5 号 「医薬品衛生材料使用記録簿」
- ◆ 附属様式第 4-6 号 「医薬品衛生材料使用受払簿」

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

■ 基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 県、町及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 道路交通規制等	警察	1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除措置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 交通情報の収集及び提供
	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にいない場合の交通規制等の実施
第2節 道路施設対策	町	(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 (2) 道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 (3) 情報の提供
第3節 鉄道施設対策	鉄道事業者	3(1) 災害対策本部の設置 3(2) 緊急対応措置の実施 3(3) 応急復旧活動の実施
第4節 緊急輸送手段の確保	町	2(1) 人員・物資等の輸送手段の確保

第1節 道路交通規制等

実施担当 警察、自衛官、消防吏員

1 警察における措置

警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

- ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。
- イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。
- ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車 ・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別ナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（大）	・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用	

震災発生直後)	<p>される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。) 以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 <p>なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配意する。</p>
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	<p>第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。</p>

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。
この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。

エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をすることができる。その場合、自衛官及び消防吏員が同法第76条の3の規定による措置をした場合には、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒步で避難すること。

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止めエンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内的一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所

(イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊

急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

実施担当

町における措置

災害発生時には、緊急輸送道路を他の道路に優先して復旧作業を実施するとともに、二次災害の防止等を目的として、速やかに災害対策用緊急輸送道路の確保を図る。実施に当たっては、各道路管理者間で十分調整するとともに、交通規制を担当する県公安委員会（警察）とも密接な連絡を保つなど、各関係機関が相互に協力する。

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。

イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

オ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第3節 鉄道施設対策

実施担当 鉄道事業者

鉄道事業者における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

(2) 緊急対応措置の実施

ア 乗務員関係

- (ア) 地震等による異状を感じたときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょう等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
- (イ) 异状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。
- (ウ) 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。
- (エ) 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

イ 駅関係

- (ア) 地震等による異状を認めたときは列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。
- (イ) 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。
- (ウ) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。
- (エ) 旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。
- (オ) 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ、救護誘導を行って混乱の防止に努める。

ウ 通信連絡体制

鉄道電話を第一優先とし、ほかに西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

(3) 応急復旧活動の実施

ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。

イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。

第4節 緊急輸送手段の確保

実施担当 財政管財課

1 予想される被害・状況等

大地震に伴う家屋の倒壊、火災等が大規模な範囲で発生し、多くの被害及び被災者が生じることが予想される。このため救援、救急活動要員、救急用物資、応急復旧資機材等の輸送手段が著しく不足する事態が予想される。

2 町における措置

- (1) 町は、あらかじめ定める大地震時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員・物資等の輸送手段を確保する。

(2) 町が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

(1) 応急（復旧）対策作業に従事する者

(2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者

(3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資

(4) 医薬品、衛生機材等

(5) 応急（復旧）対策用資材及び機材

(6) その他必要な人員及び物資、機材

(7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

4 緊急通行車両の確認

(1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあっては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（警察）へ緊急通行車両の確認申出を行うこととする。

(2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第1 節1(5)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。

- ◆ 附属資料 4-7 「公用車一覧表」
- ◆ 附属様式 5-1 号 「緊急通行車両等事前届出書」
- ◆ 附属様式 5-2 号 「緊急通行車両等事前届出書一覧表」
- ◆ 附属様式 5-3 号 「緊急通行車両等確認申請書」
- ◆ 附属様式 5-4 号 「緊急通行車両等確認証明書」
- ◆ 附属様式 5-5 号 「緊急通行車両の標章」
- ◆ 附属様式 5-6 号 「輸送記録簿」

第9章 浸水対策

■ 基本方針

- 町及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門、ため池、高圧又は高位部の水路等の決壊等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 浸水対策については、「愛知県水防計画」に準拠した上で実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	町	警戒活動等
浸水対策		

第1節 浸水対策

実施担当 土木農政課、環境課、防災安全課

1 予想される被害状況等

堤防及び護岸には亀裂、傾斜等の被害が生じ、水門、ひ門、樋管等については、地盤の不等沈下により門扉の操作不能、樋管の折損等が生じる。また、ため池の決壊は農地、農業用施設のみに留まらず、個人の財産や公共施設等に大きな被害を与えることが想定される。

2 町等における措置

町及び関係機関は、堤防の亀裂、水門、ひ門、ため池等の損壊による浸水の恐れがある場合、又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

(1) 大規模災害が発生した場合の対策

浸水対策については、「愛知県水防計画」「扶桑町地域防災計画（風水害災害対策計画）」に準拠して、次の事項を実施する。

ア 監視及び警戒活動

地震の警戒宣言等が発令された時は、直ちに河川、ため池、堤防等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要な箇所の監視及び警戒にあたるものとする。

イ 水門及びひ門の操作

水門及びひ門等の管理者（操作管理者を含む）は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

ウ 浸水対策用資機材

浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の開設・運営	町	<ul style="list-style-type: none">1(1) 避難所の開設1(2) 多様な避難所の確保1(3) 他市町村又は県に対する応援要求1(4) 避難所の運営2(1) 広域一時滞在に係る協議等
第2節 要配慮者支援対策	町	<ul style="list-style-type: none">(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導(2) 避難行動要支援者の避難支援(3) 障がい者に対する情報提供(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保(5) 福祉避難所の設置等(6) 福祉サービスの継続支援(7) 県に対する広域的な応援要請(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
第3節 帰宅困難者対策	県、町	<ul style="list-style-type: none">1 予想される被害状況等2(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等2(2) 災害情報、徒步帰宅支援ステーションの情報提供2(3) その他帰宅困難者への広報2(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策
	事業者、学校等	3 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制

第1節 避難所の開設・運営

実施責任者 町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から通知された町長）

実施担当 防災安全課、福祉課、学校教育課、生涯学習課、子ども課

1 町における措置

(1) 避難所の開設

町は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

町は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所の運営

町は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るために、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

県が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭の

ニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に町の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

キ 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

サ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

町は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境

の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

ス 感染症対策

町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 広域一時滞在に係る協議等

(1) 町における措置

町は、災害が発生し、被災した住民の、町域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、町から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、町に代わって協議を行う。(県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、町における措置は県が実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 要配慮者支援対策

実施担当	要配慮者支援対策は、以下の区分による
障がい者	福祉課
高齢者	長寿介護課
外国人	地域協働課
妊産婦	子ども課

町における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章 第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章 第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいくことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

町は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(5) 福祉避難所の設置

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

第3節 帰宅困難者対策

実施担当 防災安全課、地域協働課、関係各課、事業所

1 予想される被害状況等

町内には、通勤・通学、出張、買い物、旅行等で多く人々が流入してきており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が発生することが想定される。

2 町及び県における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等町及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行うものとする。(2) 災害情報、徒步帰宅支援ステーションの情報提供町及び県は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒步帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

町及び県は、各種の手段により、徒步帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒步帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

3 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

- ◆ 附属資料 3-1 「広報文例(地震)」
- ◆ 附属資料 4-10 「扶桑町避難場所及び収容人員（地震災害・原子力災害）」
- ◆ 附属資料 4-11 「扶桑町避難所」
- ◆ 附属資料 5-6 「災害救助法施行細則」
- ◆ 附属資料 5-7 「災害救助法の適用基準」
- ◆ 附属資料 6-13 「大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書」
- ◆ 附属資料 6-24 「災害時における支援協力に関する協定書」
- ◆ 附属資料 6-26 「緊急避難を要する事態が発生した場合に斎藤公民館を避難所として使用する協定書」
- ◆ 附属様式第 6-1 号 「避難命令（勧告）記録簿」
- ◆ 附属様式第 6-2 号 「避難所利用者登録票(表面)」
- ◆ 附属様式第 6-3 号 「避難所利用者登録票(裏面)」
- ◆ 附属様式第 6-4 号 「避難所利用者名簿」
- ◆ 附属様式第 6-5 号 「避難所状況報告書(初動期)」
- ◆ 附属様式第 6-6 号 「避難所状況報告書」
- ◆ 附属様式第 6-7 号 「物資依頼伝票」
- ◆ 附属様式第 6-8 号 「物資受入簿」
- ◆ 附属様式第 6-9 号 「物資ごとの受入・配布等管理簿」
- ◆ 附属様式第 6-10 号 「物資の給与状況(まとめ表)」
- ◆ 附属様式第 6-11 号 「避難所設置及び収容状況」

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

■ 基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 給水	町・水道部	2(1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給 2(2) 断水が生じた場合の措置 2(3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮 2(4) 取水及び浄水方法 3(1) 給水対象及び給水量 4 応援体制
第2節 食品の供給	町	1(1) 炊き出しその他による食品の供給 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3) 米穀の原料調達 2 副食品、調味料の調達あっせん
第3節 生活必需品の供給	町	生活必需品の供給

第1節 給水

実施責任者 町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から通知された町長）

実施担当 丹羽広域事務組合水道部

1 予想される被害状況等

水道の普及率は高まり、また、生活様式の多様化により、水道は日常生活に欠くことができない重要な施設になっている。大規模地震が発生した場合、老朽化した管や液状化現象が発生する地域では大規模な断水が予想される。その結果、飲料水、水洗トイレ、洗濯等の日常生活をはじめ、消防用水にも支障をきたす。社会活動、防災活動、復旧作業など広範囲にわたり影響を及ぼすこととなる。

2 町における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

3 給水対象及び吸水量

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、給水の対象人口とその単位給水量を把握しておかなければならぬ。給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、飲料水が得られない被災者とする。

地震発生からの日数	目標水量(㍑/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね 1km 以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20	おおむね 250m 以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね 100m 以内	同上
22日～28日	被災前給水量(約 250)	おおむね 10m 以内	仮配管からの各給水共用栓

4 応援体制

- (1) 町は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
- (2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、町における措置は県が実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 食品の供給

実施責任者 (ア) 応急配給

町長又は知事

(イ) 炊き出しその他のによる食品の給与

町長 (災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から通知された長)

実施担当 長寿介護課、行政課、学校教育課

1 町における措置

(1) 炊き出しその他のによる食品の供給

町は、炊き出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

- ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。
- イ 热源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水(ペットボトル等)を供給する。
 - 第1段階 クラッカー、ビスケットなど
 - 第2段階 パン、おにぎり、弁当など
- ウ 热源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。
- エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。
- オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者にたいしても物資等が提供されるよう努める。

(2) 他市町村又は県への応援要求

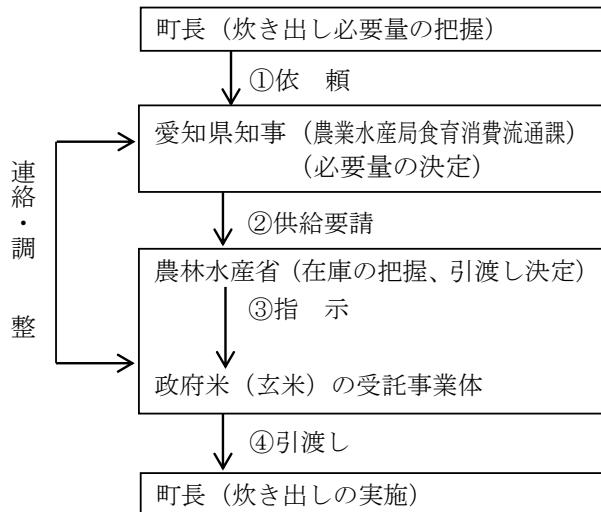
備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 米穀の原料調達

- ア 町は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。
- イ 町は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。
- ウ 町長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。
- エ 町は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀を確保する手順図



2 副食品、調味料の調達あっせん

広域かつ重大な被害により、副食品等の供給に異常が生ずる恐れのある場合には、関係機関の協力を得てその確保を図るとともに、県知事に対し、調達斡旋措置を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、町における措置は県が実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 生活必需品の供給

実施責任者 町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から通知された町長）
実施担当者 福祉課、長寿介護課、行政課

1 予想される被害状況等

地震災害の場合は、広範囲にわたり甚大な被害が発生する恐れがあり、かつ物資の販売機構等の混乱により被災者を中心に生活必需品の援助、供給が強く求められるものと予想される。

2 町における措置

(1) 町は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

寝具、身の回り品、日用品等生活必需品は、産業環境課が調達し、給与（貸与）については介護健康課が行う。実施にあたっては、災害の状況をよく把握して、調達すべき品目、数量、調達先、調達方法等を検討したうえで開始する。

(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、町における措置は県が実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- ◆ 附属資料 4-2 「必要物資の備蓄」
- ◆ 附属資料 5-6 「災害救助法施行細則」
- ◆ 附属資料 5-7 「災害救助法の適用基準」
- ◆ 附属資料 5-13 「愛知県応急用米穀取扱要領」
- ◆ 附属資料 5-14 「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀取扱要領」
- ◆ 附属資料 6-8 「水道災害応援に関する覚書」
- ◆ 附属資料 6-14 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(イオン(株)ジャスコ扶桑店)」
- ◆ 附属資料 6-15 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(マックスバリュ中部)」
- ◆ 附属資料 6-27 「名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定」
- ◆ 附属様式第 7-1 号 「炊き出し給与簿」
- ◆ 附属様式第 7-2 号 「炊き出しその他による食品給与物品受払簿」
- ◆ 附属様式第 7-3 号 「炊き出し用物品借用簿」

- ◆ 附属様式第7-4号「飲料水供給記録簿」
- ◆ 附属様式第7-5号「物資受払簿」
- ◆ 附属様式第7-6号「物資給与及び受領簿」

第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

■ 基本方針

- 災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動搖等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 環境汚染防止対策	町	環境汚染防止
第2節 地域安全対策	警察	2(1) 社会秩序の維持対策 2(2) 広報、相談活動 2(3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請
	町	3 県警察の実施する地域安全活動に対する協力

第1節 環境汚染防止計画

実施担当 環境課

1 予想される被害状況等

工場、事業所の損壊等に伴い、有害物質が環境中に漏出し、二次的な災害及び環境汚染が発生する。また、倒壊建築物等の解体に伴い粉じんの飛散等による環境汚染が発生することが予想される。

2 町における措置

被災状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査等を迅速に実施し、被災状況を勘案し、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2等の規定に基づき事業者に、事故時の措置を命ずるなど、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を県に依頼する。

第2節 地域安全対策

実施担当 警察

1 予想される被害・状況等

災害の発生により、死者・行方不明者・負傷者等の人的被害の発生、道路その他ライフライン関係の被害により社会生活が一時的に麻痺状態となり、時間的な経過とともに、被災者の不安、混乱等の高まり、それに乗じた各種犯罪の発生が予想される。

2 警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

- ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- イ 地域防犯団体等に対して、火災及び盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- エ 災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、津波等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

3 町における措置

町は、警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第13章 遺体の取扱い

■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)するものとする。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 遺体の搜索	町	1(1) 遺体の搜索 1(2) 検視（調査） 1(3) 応援要求
第2節 遺体の処理	町	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（調査）及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求
	警察	2(1) 検視（調査）の実施 2(2) 県歯科医師会への応援要請
第3節 遺体の埋火葬	町	1(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つぼ等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要求

第1節 遺体の搜索

実施責任者 町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された職員）
警察

実施担当 戸籍保険課、丹羽広域事務組合消防本部、関係機関

1 町における措置

(1) 遺体の搜索

警察と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

(2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官の検視（調査※）を得る。

現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査(外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等)

(3) 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、町における措置は県が実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 遺体の処理

実施責任者 町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された職員）

警察

実施担当 環境課、関係機関、警察

1 町における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要す

る要員及び資機材について応援を要求する。

2 警察における措置

- (1) 遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、町及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。
- (2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、町における措置は県が実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 遺体の埋火葬

実施責任者	町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された職員） 警察
-------	---

実施担当	戸籍保険課、関係機関、警察
------	---------------

1 町における措置

- (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

- (2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

- (3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

- (4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

- (5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

- (6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定によるものとする。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、町における措置は県が実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- ◆ 附属資料 4-12 「扶桑町遺体安置所」
- ◆ 附属資料 5-6 「災害救助法施行細則」
- ◆ 附属資料 5-7 「災害救助法の適用基準」
- ◆ 附属資料 6-31 「災害時における棺及び葬祭用品の供給に関する協定書(シオン株式会社)」
- ◆ 附属資料 6-32 「災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書(愛知県葬祭業協同組合)」
- ◆ 附属資料 6-33 「災害時の遺体搬送に関する協定書(愛知県靈柩自動車協会・一般社団法人全国靈柩自動車協会)」
- ◆ 附属様式第 8-1 号 「死体搜索状況記録簿」
- ◆ 附属様式第 8-2 号 「遺体搜索用機械器具燃料受払簿」
- ◆ 附属様式第 8-3 号 「遺体搜索用機械器具修繕簿」
- ◆ 附属様式第 8-4 号 「死体処理台帳」
- ◆ 附属様式第 8-5 号 「埋火舞台帳」

第14章 ライフライン施設等の応急対策

■ 基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機能を確保する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 電力施設対策	中部電力株式会社、株式会社 J E R A	2(1) 非常災害対策本部の設置 2(2) 情報の収集と伝達 2(3) 危険防止措置の実施 2(4) 応急復旧活動の実施 2(5) 要員、資機材等の確保 2(6) 広報活動の実施 2(7) 広域運営による応援
第2節 都市ガス施設対策	都市ガス事業者	2(1) 大規模災害が発生した場合の対策 2(2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策
第3節 L P ガス施設対策	L P ガス事業者	2 大規模災害が発生した場合の対策
第4節 上水道施設対策	水道事業者	2(1) 応急復旧活動の実施 2(2) 応援の要請 2(3) 応援・受援体制の確立
第5節 下水道施設対策	町	2(1) 応急復旧活動の実施 2(2) 応援の要請

第6節 通信施設の応急措置	通信事業者、移動通信事業者	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消
	町、防災関係機関	3 専用通信施設の応急措置
	放送事業者	4 放送事業の継続
第7節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持
第8節 ライフライン施設の応急復旧	町、ライフライン事業者	(1) 現地作業調整会議の開催 (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート

第1節 電力施設対策

実施担当 電力事業者

1 予想される被害状況等

(1) 変電設備

主要施設及び主要電力機器は、十分な対策を実施しているので大きな被害は生じないが、電力設備破損の被害は予想される。

(2) 送配電設備

架空送電線は、地盤沈下などによる支持物の傾斜や電線の振動による断混線などの被害が予想される。配電線は網状に施設してあるので地盤変形あるいは一般家屋の倒壊火災等による被害が予想される。

2 中部電力株式会社、株式会社JERAにおける措置

(1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には電力会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する施設、設備

(ア) 電気会社側

a 火力発電設備

b 超高压系統に関連する送変電設備

(イ) 利用者側

a 人命にかかわる病院

b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 発変電設備

発電所は供給力確保を重点に地震発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止 PR を主体とした広報 PR を広報車及びテレビ、ラジオ、Web サイト等の広報機関その他を通じて PR する。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

第2節 都市ガス施設対策

実施担当 都市ガス事業者

1 予想される被害状況等

ガス供給施設に被害を受けた場合、火災、中毒等の二次災害を防止するため、ガスの供給停止

等応急措置をとるとともに早期復旧を実施するものとする。

(1) ガス供給設備

ア 中圧A導管

溶接鋼管を使用しているので、相当の地震に耐えることができ、被害の発生する可能性は少ない。

イ 中圧B低圧導管

液状化現象などが発生する地域では、低圧導管を中心に一部被害の発生が想定される。

(2) ガス製造設備等

製造設備等は、耐震設計がなされており、特に大きな被害は発生しないと考えられる。

2 東邦瓦斯株式会社における措置

(1) 大規模災害が発生した場合の対策

ア 災害対策本部の設置

地震発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(震度5弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた防災要員は呼出しを待たず自動出社する。)

イ 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の漏洩通報等の被害状況の情報に加え関係諸官庁、報道機関の情報に加え関係機関の総合的に被害程度を把握する。

ウ ガス供給の停止

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止（個別遮断）を行う。また、建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により被害が集中して発生した地域にあっては、低圧プロック単位等での供給停止を行う。軽微な地域に関しては、ガスの供給を継続する。

エ 緊急動員

地震発生後、速やかに非常災害対策本部を設置する。緊急動員については、災害対策規定等に定める動員体制に基づいて行う。

オ 応援要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

カ 復旧作業

供給停止をした地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

(ア) 需要家の開栓の確認

(イ) 導管の被害箇所の調査及び修理

(ウ) 需要家の内管、消費機器の調査及び修理

(エ) 需要家の開栓、試点火

キ 広報活動

ガス施設の被害状況に応じ、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

(2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

ア ガス供給停止

各種の被害情報を総合的に判断し、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な低圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

イ 救援隊の受入れ

一般社団法人日本ガス協会に対し、速やかに全国規模での救援隊派遣を要請する。

ウ 応急復旧用資機材置場等の確保

大規模な災害復旧活動のために、復旧用資機材置場や仮設用用地等が必要となるので、関係諸官庁と連携し、迅速な確保に努める。

エ 応急復旧作業

応急復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ実施し、災害対策本部、避難所、救援所等の重要施設については、可能な限り早期復旧に努める。

第3節 LPガス施設対策

実施担当 LPガス事業者

1 予想される被害状況等

LPガス（プロパンガス）は、個別供給方式であるため、広範かつ大規模な災害の発生は考えられない。消費設備については、配管のねじ部の亀裂発生、折損等が危惧されるが、マイコンメーターが設置されているので大量のガス漏えいは考えられないし、供給設備についても、容器は、鎖による固定及び高圧ホースに接続されているので、転倒の心配はほとんどない。また、配管ホースが離脱、折損した場合も、ガス放出防止器が設置されているものは、ガス漏えいはない。

2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

緊急対応措置として、一般社団法人愛知県LPガス協会作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認及び二次災害の発生防止措置を講じる。その後、供給設備・消費設備の安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

(1) 大規模災害が発生した場合の対策

ア 災害対策本部の設置

震度5以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を招集する。

イ 情報収集

県内5支部の予め定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

ウ 緊急動員

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、予め定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

エ 応援要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示によるほかの現地対策本部は相互支援体制に移行する。

オ 緊急対応措置

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。

第4節 上水道施設対策

実施担当 丹羽広域事務組合水道部

1 予想される被害状況等

大規模地震においては、軟弱地盤に埋設された管路（導水管、送水管、配水管、給水管）は多数の折損、破裂、継手の離脱が生じ、一般地盤においても強度が低下している石綿セメント管等の老朽管について折損、破裂が生じるものと考えられる。

また、直下型の激甚な大規模地震においては、水源・浄水場等の構造物については地震力あるいは地盤変状により一部において被害を受けるものの、給水への支障は比較的少ないと考えられるが、管路については耐震機能のない配管の抜けだし、管自体の折損及び伸縮継手の損傷等の被害が生じ、その影響は大きくなることが予想される。

2 水道事業者における措置

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を応急給水する必要がある。断水が長時間にわたると住民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

また、この応急給水及び施設復旧は、被災規模に応じた迅速な対応が行えるように支援体制を確立する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(ウ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 応援の要請

水道指定工事店に対し管路の復旧に主力をおいて協力を求める。

(3) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行われるよう、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性確保するものとする。

第5節 下水道施設対策

実施担当 下水道課

1 予想される被害状況等

大規模地震では、軟弱地盤に古くから埋設されている小口径の下水管きょについては、地盤の変動、不等沈下、亀裂等により損傷を生ずることが想定される。しかし、ポンプ場、終末処理場においては、損傷は比較的少ないものと考えられる。

なお、電源が停止したときには自家発電装置に切り替え、応急的に運転も可能であるが、送電が遅れるとその機能を十分に発揮しえない状態となることが想定される。

また、直下型の地震動が大きな地震においては、特に地盤の液状化や側方流動により、終末処理場も被害を受け、下水処理機能に影響する可能性も考えられるが、特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させるものとする。

2 町における措置

町は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡回を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

また、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

(2) 応援の要請

愛知県独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

第6節 通信施設の応急措置

実施担当 防災安全課、関係各課、通信事業者、移動通信事業者

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置する。

(2) 災害対策本部の設置

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

(3) 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。

ア 西日本電信電話株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬形無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

(イ) 交換機が被災した場合

非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

(ウ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。

(イ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板

災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の

輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤル

(5) 応援体制の確立

激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

2 移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

(2) 応急復旧活動の実施

ア　基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

イ　交りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

ウ　電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

(3) 災害用伝言板の運用

震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

(4) 応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

3 町、防災関係機関における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、町、県、警察、気象台、国土交通省、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているので、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など

(3) 訓練の実施

各機関は、定期的又は隨時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

4 放送事業者における措置

地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。

- (1) 放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。
- (2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。
- (3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。
- (4) 具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。

第7節 郵便業務の応急措置

実施担当 関係機関

日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第8節 ライフライン施設の応急復旧

実施担当 関係機関

町及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、町、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

- ◆ 附属資料 3-3 「通信施設・設備等」
- ◆ 附属資料 4-8 「災害時優先電話登録状況」
- ◆ 附属資料 5-8 「扶桑町防災行政無線局（固定局）運用要綱」
- ◆ 附属資料 5-9 「扶桑町防災行政無線局管理運用規定」
- ◆ 附属資料 6-8 「水道災害相互応援に関する覚書」
- ◆ 附属資料 6-9 「プロパンガス災害対策に関する業務協約」
- ◆ 附属資料 6-30 「災害支援協力に関する覚書」

第15章 住宅対策

■ 基本方針

- あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、町民の生命の保護を図る。
- 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 町は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置、被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	町	1(1) 実施本部の設置 1(2) 判定活動の実施
第2節 被災住宅等の調査	町	被災住宅等の調査
第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	町、県	(1) 提供する住宅の選定・確保 (2) 相談窓口の開設 (3) 一時入居の終了 (4) 使用料等の軽減措置 (5) 応援協力の要請
第4節 応急仮設住宅の設置 及び管理運営	町	(2) 建設用地の確保 (5) 被災者の入居及び管理運営
	県	(1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設

		(4) 民間賃貸住宅の借上げ
第5節 住宅の応急修理	町	2 応急修理に関する補助事務
	県	1(1) 応急修理の実施 1(2) 応援協力の要請
第6節 障害物の除去	町	1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求
	県	2 応援協力の要請

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

実施担当 都市政策課

1 予想される被害状況等

大地震による住宅の倒壊、破損さらに火災による焼失により、相当数の住民が住宅に困窮することが予想されるし、修理を要する家屋もかなりの数に達すると思われる。

2 町における措置

(1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置町の区域で判定を実施するに当たり、町災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第2節 被災住宅等の調査

実施担当 税務課

町における措置

町は、地震災害のため住家に被害が生じた場合、り災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

実施担当 都市政策課、県

1 町及び県における措置

町及び県は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定、確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空き家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により、適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置としての被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して、適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 他の都道府県への応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

実施担当 都市政策課、県

1 町及び県における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

町は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

町は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供

を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設の方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた町長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

町は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失したこと。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として町に委託し、町がこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として町に委託し、町がこれを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・

安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用等

(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、町が行う。

第5節 住宅の応急修理

実施担当 都市政策課、県

1 県における措置

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理にあたっては、協定締結団体に協力を要請する。

2 町における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

3 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、町が行う。

第6節 障害物の除去

実施責任者 町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から通知された町長）
--

実施担当 都市政策課、土木農政課

1 町における措置

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 障害物の除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

町は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 県における措置

県は、町から応援の要求があった場合は、協定締結団体等に協力を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、町における措置は県が実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行規則細則による。

- ◆ 附属資料5-6「災害救助法施行細則」
- ◆ 附属資料5-7「災害救助法の適用基準」
- ◆ 附属様式第9-1号「応急仮設住宅入居申請書」
- ◆ 附属様式第9-2号「応急仮設住宅入居申請者名簿」
- ◆ 附属様式第9-3号「応急仮設住宅入居者台帳」
- ◆ 附属様式第9-4号「応急仮設住宅入居契約書」
- ◆ 附属様式第9-5号「応急仮設住宅入居決定通知書」
- ◆ 附属様式第9-6号「住宅応急修理記録簿」
- ◆ 附属様式第9-7号「住宅応急修理申請者名簿」
- ◆ 附属様式第9-8号「住宅応急修理対象者選定調書」
- ◆ 附属様式第9-9号「災害救助法による住宅応急修理申請書」
- ◆ 附属様式第9-10号「住宅応急修理決定通知書」
- ◆ 附属様式第9-11号「障害物除去の状況記録簿」
- ◆ 附属様式第11-5号「罹災証明書」

第16章 学校における対策

■ 基本方針

- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、町教育委員会、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 災害情報等の伝達、 臨時休業及び避難等 の措置	町、私立学校設置 者（管理者）	(1) 災害情報等の把握・伝達 (2) 臨時休業等の措置 (3) 避難等
第2節 教育施設及び教職員 の確保	町、私立学校設置 者（管理者）	2(1) 応急な教育施設の確保と授業等の実施 2(2) 教職員の確保
第3節 応急な教育活動につ いての広報	町、私立学校設置 者（管理者）	広報・周知活動の実施
第4節 教科書・学用品等の 給与	町	1 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

第1節 災害情報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

実施担当 学校教育課、関係機関

町及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 災害情報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要のある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 町立学校

災害情報等は、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」に基づき町に対して伝達されるので、町教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

イ 私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

イ 町立学校

災害の発生が予想される場合は、町教育委員会又は各学校（園）長が行うものとする。

ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、町教育委員会と協議し、町教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

ウ 私立学校

学校の置かれている地域の災害情報等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

町から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、町と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

実施担当 学校教育課、関係機関

1 予想される被害状況等

学校教育活動においては、校舎等の倒壊、破損、焼失、教職員の不足、教科書・学用品の喪失、破損等によりかなりの混乱が予想される。

また、被災によって精神的な支援を必要とする児童・生徒も多いものと予想される。

2 町及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 応急な教育施設の確保と授業等の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

同一市町村内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエまでの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について町と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

ア 他校の教職員の援助を求める。

イ 他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教職員の確保につき応援を求める。

ウ 必要な教職員を臨時に採用する。

3 町における措置

町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

4 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、町教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

実施担当 学校教育課、私立学校設置者（管理者）

町及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

実施担当 学校教育課

1 町における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

町は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を來した町立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

町は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、町における措置は県が実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- ◆ 附属資料 5-6 「災害救助法施行細則」
- ◆ 附属資料 5-7 「災害救助法の適用基準」
- ◆ 附属様式第 10-1 号 「学用品交付簿」
- ◆ 附属様式第 10-2 号 「学用品購入（配分）計画表」

第17章 災害救助法の適用

■ 基本方針

- 災害救助法の適用は、町の区域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であるとき、多数の者が生命及び身体に危害を受け、あるいは受ける恐れが生じたとき、被災者が現に救助を要する状態にあるとき知事が行う。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
災害救助法の適用	町	1 適用基準 2 被害算定 3 救助の種類等
実施担当 防災安全課、福祉課、関係各課		

1 適用基準

本町の場合、災害の被害状況が次の適用基準のうちいずれかに達したとき、町長は直ちに知事に対し災害救助法の適用を要請するものとする。

- (1) 町内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯が 60 世帯以上に達したとき
- (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、県下の被害世帯数が 2,500 世帯以上で、町の被害世帯数が 30 世帯以上に達したとき
- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下の被害世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合であって、町の被害状況が、特に救助を必要とする状態にあるとき(4)町の被害の状況が(1)、(2)及び(3)に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体の危害を受け、あるいは受ける恐れが生じた場合

2 被害世帯の算定

適用基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- (1) 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、即ち、全壊・全焼・流失等の世帯を標準とし、住家が半壊・半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の 2 分の 1 世帯、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住不能にあっては滅失世帯の 3 分の 1 とみなして適用基準上換算し取扱うこと。
- (2) 被害世帯数は、家屋の棟数、あるいは、戸数とは関係なく、あくまでも世帯数をもって計算する。飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をすること。

3 救助の種類及び期間

災害救助法に基づく救助の種類及び期間は、次のとおりである。

1	避難所の設置	災害発生の日から 7 日以内
2	応急仮設住宅の供与	完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期間
3	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	災害発生の日から 7 日以内
4	被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与	災害発生の日から 10 日以内
5	医療及び助産 ・医療 ・助産	災害発生の日から 14 日以内 分べんした日から 7 日以内
6	災害にかかった者の救出	災害発生の日から 3 日以内
7	災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から 1 か月以内
8	生業に必要な資金の貸与	災害発生の日から 1 か月以内
9	学用品の給与 ・教科書 ・文房具及び通学用品	災害発生の日から 1 か月以内 災害発生の日から 15 日以内
10	死体の搜索	災害発生の日から 10 日以内
11	死体の処理	災害発生の日から 10 日以内
12	埋葬	災害発生の日から 10 日以内
13	障害物の除去	災害発生の日から 10 日以内

4 事務処理

これらの救助は、県が実施機関となり、町は、その補助機関として行うことになるが、県より事務の内容及び当該事務を行うこととする期間について通知があったときは、町は当該機関において当該事務を行わなければならない。なお、知事からの通知があったときは、町長が救助の応援あるいはその実施を行うことがある。

- ◆ 附属資料 5-6 「災害救助法施行細則」
- ◆ 附属資料 5-7 「災害救助法の適用基準」
- ◆ 附属様式第 11-1 号 「生業資金貸与申請書」
- ◆ 附属様式第 11-2 号 「生業資金貸与決定通知書」
- ◆ 附属様式第 11-3 号 「生業資金借用証書」
- ◆ 附属様式第 11-4 号 「生業資金貸付台帳」

第4編 災害復旧・復興

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

■ 基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 復興計画等の策定	町	町復興計画の策定
第2節 職員の派遣要請	町	(1) 国の職員の派遣要請 (2) 他市町村の職員の派遣要請 (3) 職員派遣のあっせん要求

第1節 復興計画等の策定

実施担当 都市政策課、財政管財課

町における措置

町復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする町は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、町復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請

実施担当 行政課

町における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

町長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第 54 条）

町長は、知事に対し復興法第 53 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■ 基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 公共施設災害復旧事業	各施設管理者	1 施設の災害復旧実施 2 災害復旧事業
第2節 激甚災害の指定	町	1(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力 1(2) 指定後の関係調書等の提出
第3節 暴力団等への対策	町	(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 (2) 公の施設からの暴力団排除

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
 - ウ 下水道災害復旧事業
 - エ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業

- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）
- ウ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
- エ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 193 号）
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- キ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の 2/3 又は 4/5 を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で 事業費の 2/3 又は 1/2 を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の 1/2 を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は町からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

1 町における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(2) 指定後の関係調書等の提出

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業 { (公共的施設区域内)
セ 湛水排除事業 (公共的施設区域外)

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

- 才 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

実施担当 関係各課

町における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として町及び県が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するためには、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

◆ 附属資料 6-37 「災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ名古屋支店）」

第3章 災害廃棄物処理対策

■ 基本方針

- 町は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
災害廃棄物処理対策	町	2 (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 2 (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 2 (3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 2 (4) 周辺市町村及び県への応援要請

災害廃棄物処理対策

実施担当 環境課

1 予想される被害状況等

- (1) ごみ関係では、災害廃棄物の大量発生が予想される。
- (2) し尿関係では、便所等の使用が不可能となることが予想される。
- (3) ごみ処理施設、し尿処理施設の損壊により、ごみ、し尿の処理が停滞することが予想される。

2 町における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

町は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 町は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り選別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

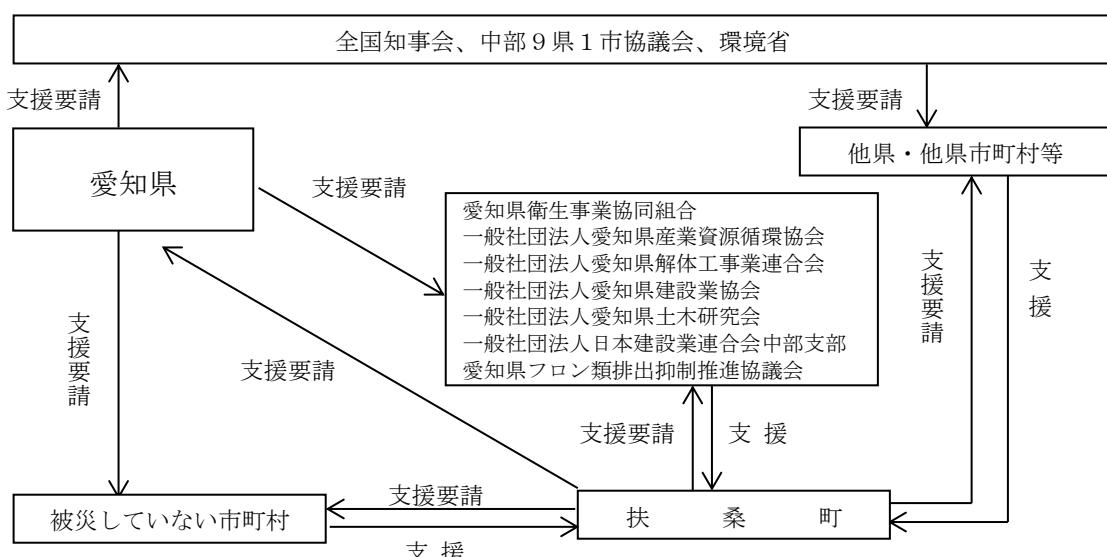
し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(4) 周辺市町村及び県への応援要請

町等は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

町は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

災害時の支援体制



附属資料 6-7 「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」

第4章 被災者等の生活再建等の支援

■ 基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 <u>罹災証明書の交付</u>	町	(1) 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u>
第2節 <u>被災者台帳の作成</u> <u>及び災害ケースマネジメントの実施</u>	町	(1) 被災者台帳の作成 <u>(2) 災害ケースマネジメントの実施</u>
第3節 <u>被災者への支援金等の支給、税の減免等</u>	県	1(1) 被災者生活再建支援金の支給 1(2) 県税の減免等 1(3) 被災者の権利・利益の保全 1(4) 義援金の受付・配分 1(5) 災害見舞金の支給
	町	2(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2(2) 災害弔慰金等の支給 2(3) 町税等の減免等 2(4) 義援金の受付、支給
	被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）	3 被災者生活再建支援金の支給
	日本赤十字社愛知県支部	4 義援金等の受付、配分
	県社会福祉協議会	5 生活福祉資金の貸付

会			
第4節 住宅等対策	県	1(1) 災害公営住宅の建設（町において建設が困難な場合） 1(2) 相談業務の支援	
	町	2(1) 災害公営住宅の建設 2(2) 相談窓口の設置	
	独立行政法人住宅金融支援機構	3(1) 住宅復興資金 3(2) 住宅相談窓口の設置 3(3) 既存貸付者に対する救済措置	

第1節 罹災証明書の交付

実施担当 税務課

町における措置

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

実施担当 関係各課

1 町における措置

(1) 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

町は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

実施担当 関係各課

1 県における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給するなお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、町が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

(2) 県税の減免等

県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。

(3) 被災者の権利・利益の保全

特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。

このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。

(4) 義援金の受付、配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、県、日本赤十字社愛知県支部等義援金収集団体等で構成する義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、町に寄託して配分する。

(5) 災害見舞金の支給

地震災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

2 町における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

町は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

ア 災害弔慰金の支給

地震災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国2／4、県1／4、市町村1／4）

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国2／4、県1／4、市町村1／4）

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国2／3、県1／3）

(3) 町税等の減免等

町は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(4) 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

3 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1／2は国の補助となっている。

4 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に寄託された義援金は、速やかに地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

5 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

第4節 住宅等対策

実施担当 都市政策課

1 県（建設部）における措置

(1) 災害公営住宅の建設

被害が甚大で町において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が町に代わり災害公営住宅を建設するものとする。

なお、災害公営住宅等の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

(2) 相談業務の支援

町が実施する住宅の再建・補修等に係る相談業務を支援するため、住宅の再建、修理、購入に係る融資等支援情報、既存不適格建築物に係る建築協定の活用等について町へ情報提供を行うものとする。

また、相談業務に関する協定に基づき、関係団体に対し、相談員の派遣を要請するとともに、必要に応じて県職員の応援派遣を行うものとする。

2 町における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、町は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

3 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

◆ 附属様式第11-5号「罹災証明書」

第5章 商工業・農林水産業の再建支援

■ 基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 商工業の再建支援	町	(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
第2節 農林水産業の再建支 援	町	(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 (2) 金融支援等 (3) 施設復旧

第1節 商工業の再建支援

実施担当 土木農政課

町における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援

実施担当 土木農政課

町における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

町は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

町は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

第5編 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対策

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	町、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備
2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	町、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等
3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	町、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

実施担当 関係各課 関係機関

情報収集・連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「地震警報等の伝達」を参照。）

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

実施担当 関係各課 関係機関

1 情報収集・連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「地震警報等の伝達」を参照。）

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保するべき期間

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定、以下同じ。）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

町は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第10章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の

収集・伝達・広報」第3節「広報」

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

町は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。

町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、町において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。（第3編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第1節「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照。）

5 消防機関等の活動

(1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

ア 地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

ア 所管区域内の監視及び警戒

イ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

8 交通

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

9 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

10 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCEは、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和2年5月改訂）に基づき活動するものとする。

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

実施担当 関係各課 関係機関

1 情報収集・連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「地震警報等の伝達」を参照。）

2 後発地震に対して注意する体制を確保するべき期間

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

町は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第10章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第2編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

（参考 南海トラフ地震に関する情報）

- 南海トラフ地震に関する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5~30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込

み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が

得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有感な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

◆別紙「東海地震に関する事前対策」

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

1 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「南海トラフ地震等特別措置法」という）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進計画」という。）の本町は地域防災計画において次のとおり定め地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

- (1) 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2) 東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項
- (3) 関係指定機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- (4) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

2 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

本町は、南海トラフ地震等特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された。
(平成26年3月28日現在)

3 事務又は業務の大綱

事務又は業務の大綱については、第1編第5章「各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第2節 災害対策本部等の設置

1 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置については、第3編第1章「活動態勢（組織の動員配備）」に準ずる。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営については、第3編第1章「活動態勢（組織の動員配備）」に準ずる。

3 災害対策要員の参集

災害対策要員の参集については、第3編第1章「活動態勢（組織の動員配備）」に準ずる。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

- (1) 情報の収集、伝達については、第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」に準ずる。
- (2) 物資調達については、第3編4章「応援協力・派遣要請」に準ずる。
- (3) 救急・医療活動については、第3編第7章「医療救護・防疫・保健衛生対策」に準ずる。

- (4) 保健衛生・防疫については、第3編第7章「医療救護・防疫・保健衛生対策」に準ずる。
- (5) 二次災害の防止については、第3編第8章「交通の確保・緊急輸送対策」に準ずる。
- (6) 輸送活動については、第3編8章「交通の確保・緊急輸送対策」に準ずる。

2 資機材・人員等の配備手配

資機材・人員の配備手配については、第3編第1章「活動態勢（組織の動員配備）」に準ずる。

3 他機関に対する応援要請

- (1) 応援要請については、第3編第4章「応援協力・派遣要請」に準ずる。
- (2) 自衛隊災害派遣については、第3編第4章「応援協力・派遣要請」に準ずる。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業5箇年計画」により整備する。

第5節 防災訓練計画

防災訓練計画

防災訓練計画については、第2編第10章「防災訓練及び防災意識の向上」に準ずる。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震防災上必要な教育及び広報に関する計画については、第2編第10章に準ずる。

別紙 東海地震に関する事前対策

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策(地震防災応急対策)を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

[地震発生後は、第3編「災害応急対策」に定めるところにより対処する。]

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災応急対策も併せて定める。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第2編「災害予防」第2章「建築物等の安全化」第5節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第2編「災害予防」第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。

加えて、県は、東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2編「災害予防」第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3節「防災のための教育」で定めるとおり。

加えて、次の措置を実施するものとする。

〔広報に関する事項〕

県(防災安全局、関係局)、町、県警察及び名古屋地方気象台等における措置

- (1) 防災意識の啓発

県は、警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、第3編第12章第2節で定める事項に加え、次の事項を啓発する。

名古屋地方気象台は、第3編第12章第2節で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

ア 東海地震の予知に関する知識

イ 東海地震に関する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

ウ 警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

町は、第3編第12章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

(3) 自動車運転者に対する広報

町及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

町は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第3編第12章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第2節 東海地震に関する情報

1 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関する情報」を発表する。

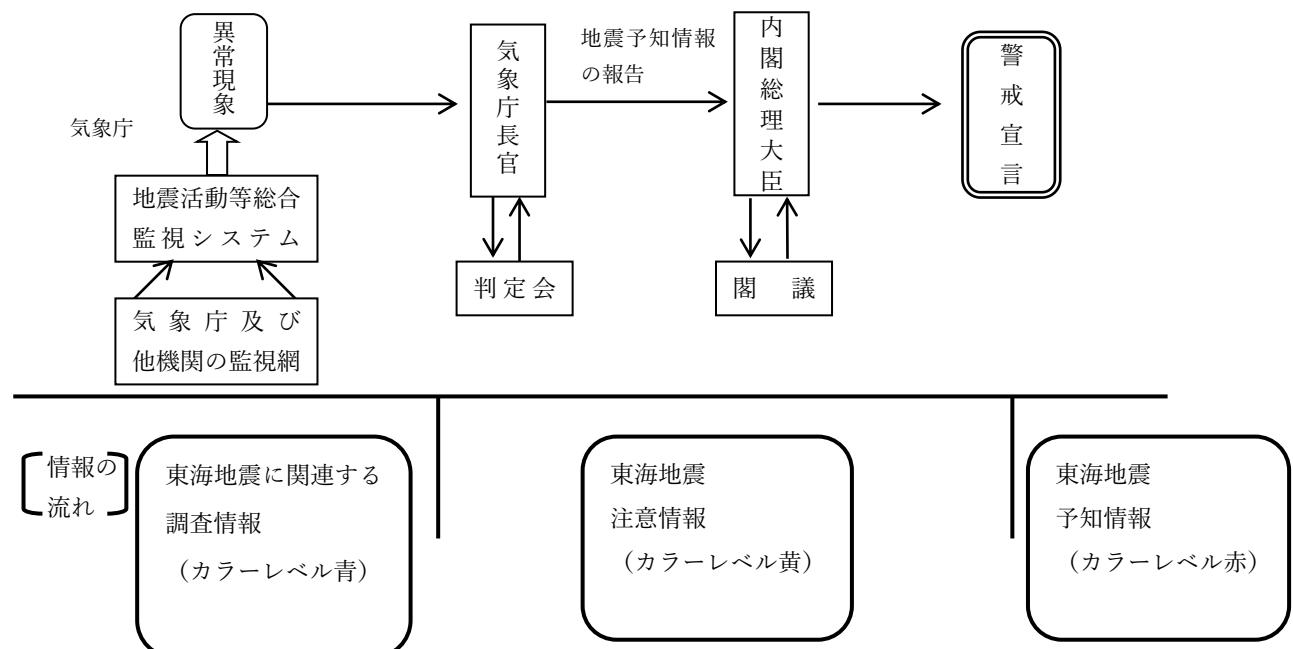
なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内容等		防災対応
東海地震予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策
東海地震注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		準備行動の実施 県民への広報
東海地震に 関連する調 査	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡体制

地震災害対策計画
別紙 東海地震に関する事前対策／第1章 対策の意義及び東海地震に関する情報

査情報 カラーレベ ル青	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	
--------------------	----	---------------------------	--

2 警戒宣言発令までの流れ



第2章 地震災害警戒本部の設置等

■ 基本方針

- 気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。
- 内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、町及びその他の防災関係機関は災害対策本部あるいは地震災害警戒本部に準じた組織を、それぞれ速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。
- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。
- 東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 地震災害警戒本部 の設置等	町 その他の防災関係 機関	1(1) 災害対策本部 2(1) 東海地震注意情報発表時における必要な職員 の参集や連絡体制の確保 2(2) 警戒宣言発令時における地震災害警戒本部に 準じた組織の設置
第2節 警戒宣言発令時等 の情報伝達	防災関係機関 (県・市町村含む)	警戒宣言等の伝達
第3節 警戒宣言発令時等 の広報	町	広報
第4節 警戒宣言後の避難 状況等に関する情 報の収集、伝達等	防災関係機関 (県・町含む)	情報収集及び関係機関に対する情報伝達等

第1節 地震災害警戒本部の設置等

実施担当 防災安全課、各機関

(1) 災害対策本部

ここで規定する災害対策本部は、警戒宣言が発せられた場合速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。なお、気象庁が東海地震注意情報を発表した場合は、警戒宣言時に実施する地震防災応急対策の混乱を避けながら円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。

ア 本部の組織及び運営は、災害対策基本法第23条及び扶桑町災害対策本部条例の規定に定めるところによる。

イ 本部の設置及び廃止

本部は、東海地震注意情報が発表され、災害が発生する恐れがあると認められるときに設置する。

また、警戒宣言解除があった時は速やかに廃止するものとする。

ウ 職員の参集

この防災計画に基づき次の基準により職員の非常配備体制の確保に努めるものとする。

(ア) 第1非常配備

東海地震観測情報が発表された時、又は東海地震観測情報の発表の報道に接した場合。

(イ) 第2非常配備

東海地震注意情報が発表された時、又は東海地震注意情報の発表の報道に接した場合。

(ウ) 第3非常配備

東海地震予知情報が発表された時、又は東海地震予知情報の発表の報道に接した場合及び警戒宣言発令連絡報を受けた場合、又は警戒宣言発令の報道に接した場合。

2 防災関係機関の活動

(1) 各防災関係機関も状況に応じ必要とされる防災組織を整備して緊急応急対策活動を行う。

なお、気象庁が東海地震注意情報を発表した場合、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。

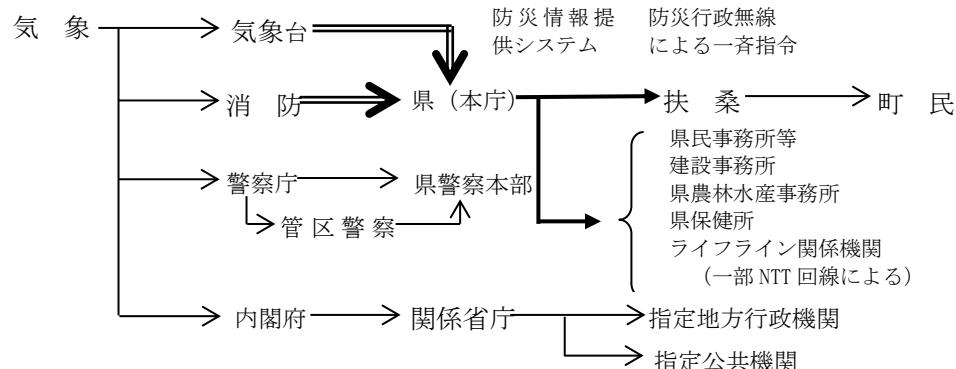
(2) 防災関係機関は、東海地震注意情報が発表された場合において、速やかに災害対策本部等の設置を行うとともに、住民等が東海地震注意情報の報道に接した場合に予想される社会的混乱の発生を防止するため必要な活動準備体制をとるものとする。

第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達

実施担当 秘書企画課、防災安全課、関係各課、各機関、丹羽広域事務組合消防本部

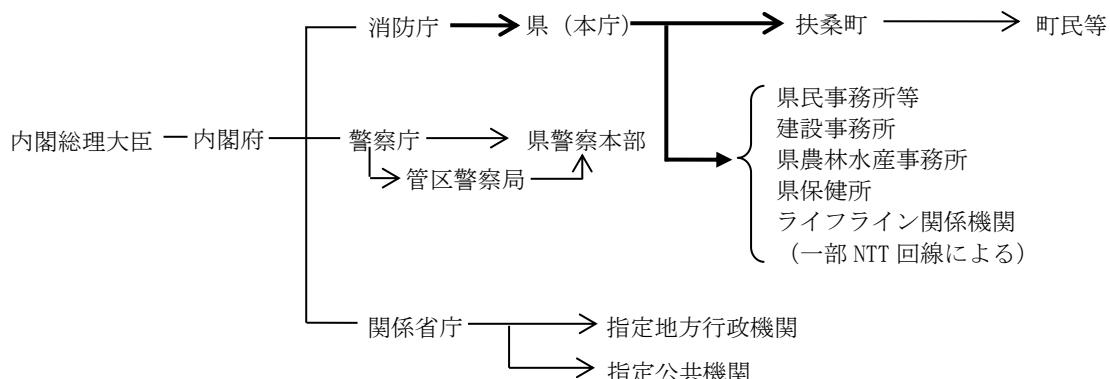
1 警戒宣言等の伝達系統

(1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関する調査



情報（臨時）

(2) 警戒宣言



2 内部伝達、住民等への伝達

町の内部における伝達の系統は、勤務時間内においては、府内放送によるものとし、勤務時間外においては、職員の動員方法等についてあらかじめ定める。

また、町民に対し速やかに伝達する。

第3節 警戒宣言発令時等の広報

1 町における措置

町は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

2 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に県内の震度及び津波の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止

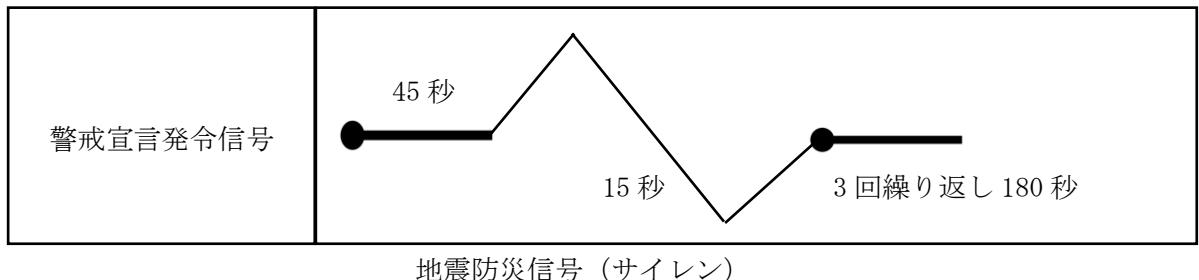
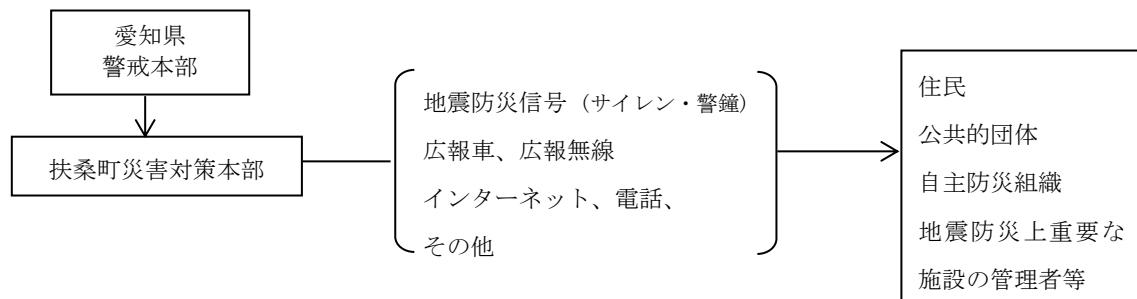
するための適切な対応の呼びかけ

- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 町長から町民への呼びかけ
- (5) 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- (6) 強化地域内外のライフラインに関する情報
- (7) 避難対象地区外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (9) 住民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (10) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (11) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

3 広報手段等

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、広報車、地震防災信号、広報無線、自主防災組織等あらゆる広報媒体を利用して次の伝達系統により実施する。

なお、外国人等への情報伝達については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など特に配慮し対応する。



4 報道機関との応援協力関係

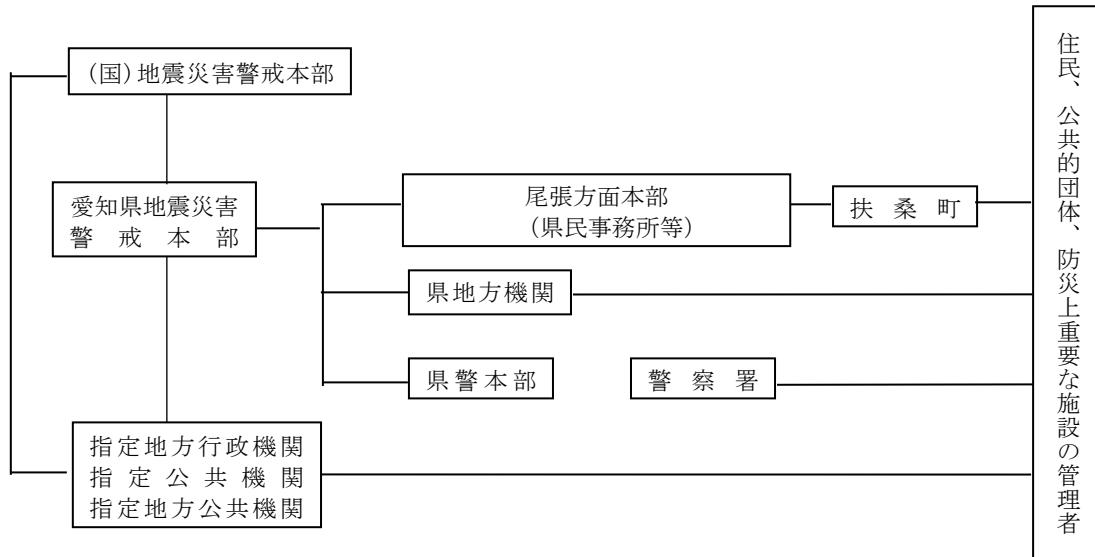
緊急応急対策の重要な事項は、各報道機関に対し住民への伝達を要請するとともに、収集した諸情報を提供する。なお、東海地震注意情報が発表された場合においても、必要に応じて報道機関に対して、広報に関する協力を求めるものとする。

5 問合せ窓口

町は住民等からの問い合わせに対応できるよう、問合せ窓口等の体制を整えるものとする。

第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 収集・伝達系統



2 報告事項・時期

- (1) 町は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）（様式1）により県に報告する。
- ア 報告事項は、次の事項とする。
- ① 東海地震予知情報の伝達（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）
 - ② 地域住民の避難状況（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - ③ 消防・浸水対策活動（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - ④ 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - ⑤ 施設・設備の整備及び点検（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - ⑥ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - ⑦ 食糧、生活必需品、医薬品等の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - ⑧ 緊急輸送の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - ⑨ 地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置（選択：1 設置、2 準備中、3 未設置）
 - ⑩ 対策要員の確保（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）
- ◆ 附属資料第12「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式）」

(2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式2）」により報告することとし、報告事項及び報告時期は次のとおりとする。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- ① 避難の経過（「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」）
- ② 避難の完了（「避難場所名」、「避難人数・要救護人数」及び「救護・保護に必要な措置等」）
- ③ 東海地震予知情報の伝達、避難指示
- ④ 消防、水防その他応急措置
- ⑤ 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
- ⑥ 施設・設備の整備及び点検
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規則、その他社会秩序の維持
- ⑧ 緊急輸送の確保

イ 報告時期

- ①は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。
- ②は、避難に係る措置が完了した後速やかに。
- ③から⑩は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。

様式1

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

速報用

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)				
①東海地震予知情報の伝達	1 完了	2 半数以上	3 半数未満		
②地域住民の避難状況	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 實施中 ウ 未実施)			
③消防・浸水対策活動	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 實施中 ウ 未実施)			
④応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 實施中 ウ 未実施)			
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 實施中 ウ 未実施)			
⑥犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 實施中 ウ 未実施)			
⑦食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 實施中 ウ 未実施)			
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 實施中 ウ 未実施)			
⑨地震災害警戒本部(災害対策本部)の設置	1 設置	2 準備中	3 未設置		
⑩対策要員の確保	1 完了	2 半数以上	3 半数未満		
備 考					

(様式2)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避難状況	① 避 難 の 経 過	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項		
	② 避 難 の 完 了	避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必要な措置等
地震防災応急対策	③ 東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示			
	④ 消防、水防その他応急措置			
	⑤ 応急の救護を要すると認められる者の救護、 保護			
	⑥ 施設・設備の整備及び点検			
	⑦ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の 維持			
	⑧ 緊急輸送の確保			
	⑨ 食糧・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備			
	⑩ その他災害の発生防止・軽減を図るための措置			
	備 考			

- ◆附属資料 2-1 「災害対策本部機構図」
- ◆附属資料 2-2 「災害対策本部の掌握事務」
- ◆附属資料 2-3 「防災関係機関」
- ◆附属資料 2-4 「県への連絡先」
- ◆附属資料 2-5 「伝達要領」
- ◆附属資料 2-6 「被害認定基準」
- ◆附属資料 3-1 「広報文例（地震）」
- ◆附属資料 5-3 「扶桑町災害対策本部条例」
- ◆附属資料 5-4 「扶桑町災害対策本部要綱」
- ◆附属様式第 1-1 号 「非常配備体制における各班出動状況」
- ◆附属様式第 1-2 号 「対策本部標示板等」

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

■ 基本方針

- 町及び防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 主要食糧、医薬品、 住宅等の確保	町	1(1) 主要食糧の確保 1(2) 医薬品等の確保 1(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保
第2節 災害応急対策等に 必要な資機材及び 人員の配備	町	1(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備 1(2) 浸水対策用の資機材・人員の配備 1(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備 1(4) 通信確保用の資機材・人員の配備 1(5) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備 1(6) 医療救護用の資機材・人員の配備
	水道事業者等	2 丹羽広域事務組合水道部及び関係機関における対応
	下水道管理者	資機材、人員の配備
	中部電力株式会社、株式会社 J E R A	4(1) 車両・資機材等の整備・確保 4(2) 対策要員の確保
	ガス事業会社	5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保
	通信事業者、移動通信事業者	6(1) 復旧用資機材、車両等の確保等 6(2) 応急復旧体制の確立

第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保

実施担当 防災安全課、健康推進課、都市政策課

1 町における措置

(1) 主要食糧の確保

警戒宣言が発せられた場合、主食の応急対策は、県と緊密な連絡を図り、県の定める「災害時における米穀等の応急配給実施要領」並びに町が保有する災害用備蓄物資の確保体制をとるものとする。主食の確保とともに、パン、副食品等についても、関係機関の協力を求め、その確保を行うものとする。なお、品目によって警戒宣言が発せられた時刻において数量が不足する場合は、近隣市町村に対して協力を要請し、物資の確保に努める。

(2) 医薬品等の確保

東海地震注意情報が発せられた場合、発災に備えた医薬品その他衛生材料の確保に努めるとともに、発災後における必要量の確保が困難な場合には、県等へ援助の要請をするものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保

東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理のため、建築関係業者等に対し、建設、修理等の協力要請を行う。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

実施担当 防災安全課、都市政策課、土木農政課、環境課、下水道課、
丹羽広域事務組合水道部、関係機関

町における措置

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

(2) 浸水対策用の資機材・人員の配備

水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備などの体制を整えるものとする。

(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

町は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼動できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図るものとする。

イ ごみ処理

町は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

ウ し尿処理

町は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(4) 通信確保用の資機材・人員の配備

町は、東海地震注意情報が発表された場合において、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ防災行政無線の整備・確認を行うものとする。

(5) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

町は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとるものとする。

(6) 医療救護用の資機材・人員の配備

町は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。

2 水道事業者等における措置

(1) 丹羽広域事務組合水道部は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の点検整備を行うものとする。

また、丹羽広域事務組合水道部は、丹羽管工事組合と災害時の緊急体制を整えるものとする。

(2) 丹羽広域事務組合水道部は、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備、情報収集・伝達方法の確認に努める。

3 下水道確保用の資機材・人員の配備

下水道管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、次の措置をとる。

(1) 直ちに各施設を緊急点検する。

(2) 発災後の応急復旧に備えて資器材の点検、確保及び要員の確保に努める。

4 中部電力株式会社、株式会社 J E R Aにおける措置

中部電力株式会社、株式会社 J E R Aは、東海地震注意情報、又は警戒宣言が発表された場合、社内に非常体制を発令し、非常災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

(1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

5 ガス事業会社における措置

東邦瓦斯株式会社及びその他のガス事業会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

(1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

6 通信事業者及び移動通信事業者における措置

(1) 西日本電信電話株式会社、KDDI 株式会社、株式会社 NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施

するものとする。

(2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。

- ◆ 附属資料 4-1 「防災用資機材」
- ◆ 附属資料 4-2 「必要物資の備蓄」
- ◆ 附属資料 5-13 「応急用米穀取扱要領」
- ◆ 附属資料 6-7 「災害時の一般廃棄物処理及び下水道処理に係る相互応援に関する協定書」
- ◆ 附属資料 6-8 「水道災害相互応援に関する覚書」
- ◆ 附属資料 6-14 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(イオン(株)
ジャスコ扶桑店)」
- ◆ 附属資料 6-15 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(マックスバ
リュ中部)」
- ◆ 附属資料 6-17 「災害時の医療救護に関する協定書 (尾北医師会)」
- ◆ 附属資料 6-18 「災害時の医療救護に関する協定書実施細則 (尾北医師会)」
- ◆ 附属資料 6-19 「災害時の歯科医療救護に関する協定書」
- ◆ 附属資料 6-20 「災害時の歯科医療救護に関する協定書実施細目」
- ◆ 附属資料 6-21 「災害時の医療救護に関する協定書 (尾北薬剤師会)」
- ◆ 附属資料 6-22 「災害時の医療救護に関する協定書実施細目 (尾北薬剤師会)」
- ◆ 附属資料 6-27 「名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物
資供給等の協力に関する協定」

第4章 発災に備えた直前対策

■ 基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。
なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難対策	町	1(1) 避難の指示等 1(2) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知 1(3) 屋外における避難生活の運営 1(4) 徒歩による避難の誘導 1(5) 要配慮者に対する支援・配慮 1(6) 出張者、旅行者等の対応
	警察	2(1) 避難の際における警告、指示等 2(2) 避難の指示
	学校	3(1) 児童生徒等の安全確保 3(2) 実態に即した具体的な対応方法の決定 3(3) 児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知 3(4) 施設設備に対する安全点検
第2節 消防、浸水等対策	町	1(1) 正確な情報の収集及び伝達 1(2) 火災、水災等の防除のための警戒 1(3) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報 1(4) 自主防災組織等の防災活動に対する指導 1(5) 地震防災応急計画の実施の指導 1(6) 迅速な救急救助のための体制確保 1(7) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知 1(8) 水防資機材の点検、整備、配備
	水防上重要な施設の管理者	2 巡回監視、土嚢の準備など必要な対策

第3節 社会秩序の維持対策	警察	1(1) 正確な情報の収集及び伝達 1(2) 火災、水災等の防除のための警戒 1(3) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報 1(4) 自主防災組織等の防災活動に対する指導 1(5) 地震防災応急計画の実施の指導 1(6) 迅速な救急救助のための体制確保 1(7) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知 1(8) 水防資機材の点検、整備、配備
	公安委員会	1(1) 交通規制の基本方針
	道路管理者	1(2) 交通規制の方法 1(3) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置 1(4) 緊急輸送車両の確認・届出 1(5) 運転者の取るべき措置の周知
	名古屋鉄道株式会社	1(1) 東海地震注意情報発表時 1(2) 警戒宣言発令時 1(3) 旅客への対応
	町、水道事業者	1(1) 配水池の水位確保等配水操作 1(2) 自己水源を最大限に活用した送水
	中部電力株式会社、株式会社 J E R A	2(1) 電力施設の予防措置 2(2) 電力の緊急融通 2(3) 安全広報
	ガス事業会社	3(1) 供給の継続 3(2) 安全広報 3(3) 帰宅等の要請 3(4) ガス工作物の巡視・点検 3(5) 工事等の中止
	一般社団法人愛知県L Pガス協会	4 L Pガスの具体的な安全措置に関する広報
	通信事業者	5(1) 地震防災応急対策等に関する広報 5(2) 通信の利用制限等の措置 5(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用 5(4) 建物、施設等の巡視と点検 5(5) 工事中の施設に対する安全措置

第7節 生活必需品の確保	町	1(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に 係る要請 1(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請 1(3) 各家庭における措置
第8節 金融対策	金融機関	1(1) 強化地域外に営業所を置く民間金融機関の措 置
第9節 郵政事業対策	日本郵便株式会社	(1) 強化地域外の郵便局の措置
第10節 病院、診療所	病院、診療所	院内放送等による職員、入院・外来患者等に対する 情報提供等（東海地震注意情報発表）
第11節 百貨店等	百貨店等	強化地域内の百貨店等は、原則、営業中止（警戒宣 言発令）ただし、耐震性を有するなど安全性が確保 されている場合は、営業継続可
第12節 緊急輸送	町、関係機関	1(1) 応急対策作業に従事する者 1(2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる 者 1(3) 食料、飲料水、その他生活必需品 1(4) 医薬品、衛生材料等 1(5) 救援物資等 1(6) 応急対策用資材及び機材 1(7) その他必要な人員及び物資、機材
第13節 警戒宣言発令時の 帰宅困難者・滞留 旅客対策	町、関係機関	1 帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等 の設置や帰宅支援等必要な対策

第1節 避難対策

実施担当 防災安全課、福祉課、長寿介護課、学校教育課、地域協働課、子ども課、関係機関

(1) 避難の指示等

町長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

(2) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知

町は、避難生活に必須の食糧、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しない場合は、その旨を周知するものとする。

(3) 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保

護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。

(4) 徒歩による避難の誘導

避難対象地区内の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

(5) 要配慮者に対する支援・配慮

町は、あらかじめ自主防災組織単位に、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。

なお、避難にあたり他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち町が管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）による伝達ができるように配慮する。

(6) 出張者、旅行者等の対応

町は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

2 警察における措置

(1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、強化地域内外で避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を町長に通知する。

3 学校における措置

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次とおり取り扱うものとする。

ア 児童生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

イ 児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅す

るよう指導する。

ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。

(2) 実態に即した具体的な対応方法の決定

各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。

(3) 児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知

東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。

(4) 施設設備に対する安全点検

施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第2節 消防、浸水等対策

実施担当 防災安全課、土木農政課、地域協働課、丹羽広域事務組合消防本部・署、消防団

1 町における措置

町は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、市町村地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災、水災等の防除のための警戒
- (3) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報
- (4) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (5) 地震防災応急計画の実施の指導
- (6) 迅速な救急救助のための体制確保
- (7) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (8) 水防資機材の点検、整備、配備

2 その他の管理者における措置

愛知県水防計画に位置づけられた水防上重要な施設の管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、地震発生時の安全な避難及び二次災害防止を図るため、巡回監視、土嚢の準備などの必要な対策を講ずる。

第3節 社会秩序の維持対策

実施担当 警察

1 警察における措置

警察は、警戒宣言が発せられた場合等には、警備体制の早期確立、情報の収集、混乱の防止等に努め、防災機関との緊密な連携の下に警察の総合力を發揮し、住民の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動を行うものとする。

- (1) 各種情報等の収集、提供及び伝達
- (2) 避難誘導
- (3) 交通規制
- (4) 混乱の防止
- (5) 被害の拡大防止
- (6) 地域安全活動
- (7) 犯罪の予防及び取締り
- (8) 防災関係機関の活動に対する協力及び支援
- (9) 広報

第4節 道路交通対策

実施担当 総務課、土木課、警察

1 公安委員会における措置

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、町及び県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し適切な交通規制を実施し、交通混亂の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

- (1) 交通規制の基本方針
 - ア 一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域への流入を極力制限し、強化地域からの流出は交通の混亂が生じない限り原則として制限しない。
 - イ 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。
- (2) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大規模地震対策特別措置法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大規模地震対策特別措置法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。
- (3) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置
 - ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去するとともに、その走行を極力抑制する。
 - イ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。
- (4) 緊急輸送車両の確認・届出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急輸送車両確認申出

書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

(5) 運転者の取るべき措置の周知

町、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

- ア 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- イ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

第5節 鉄道

実施担当 鉄道事業者

1 名古屋鉄道株式会社における措置

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

- (ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。
- (イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。

イ 旅客への対応

- (ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。
- (イ) 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。
- (ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (エ) ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

- (ア) 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄の駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。
- (イ) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客への対応

- (ア) 東海地震に関する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の

掲出等により、旅客に案内する。

- (イ) 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

第6節 飲料水、電気、ガス及び通信関係

実施担当 丹羽広域事務組合水道部、電気・ガス事業者、各機関

1 丹羽広域事務組合水道部における措置

町及び丹羽広域事務組合水道部は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼びかけるとともに、次の措置をとるものとする。

- (1) 地域住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないよう、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- (2) 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努めるものとする。

2 中部電力株式会社、株式会社 J E R Aにおける措置

中部電力株式会社、株式会社 J E R Aは、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は、警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及び Web サイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 ガス事業会社における措置

東邦瓦斯株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

また、他の都市ガス事業会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

(3) 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

(5) 工事等の中止

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

4 一般社団法人愛知県L Pガス協会における措置

警戒宣言が発せられた場合、一般社団法人愛知県L Pガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、L Pガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

5 通信事業者における措置

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付、配達状況

ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況

エ 西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況

オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法(第2編第2章第2節「12 通信施設」参照)

カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前からも実施する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

第7節 生活必需品の確保

実施担当 住民課、福祉児童課、介護健康課

1 町における措置

警戒宣言が発令された場合、避難対象地区以外の住民は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとし、各自で食糧等生活必需品を確保するよう平常時からこれについての周知徹底に努める。

(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請

町は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないよう、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請し、強化地域内にあっても、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。

(3) 各家庭における措置

各家庭においては、警戒宣言発令時には町から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

第8節 金融対策

実施担当 金融機関等

1 金融機関等における措置

(1) 強化地域外に営業所を置く民間金融機関の措置

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、あわせて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求めるものとする。

イ 強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

第9節 郵政事業対策

日本郵便株式会社における措置

強化地域外の郵便局の措置

原則として、平常どおり窓口業務を行う。

第10節 病院、診療所

病院、診療所における措置

病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

第11節 百貨店等

百貨店等における措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の百貨店等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

第12節 緊急輸送

実施担当 災害対策室、土木課

1 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

2 緊急輸送の方針

- (1) 緊急輸送は、町及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。
- (2) 警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、町及び県

の警戒本部において調整を行うものとする。

3 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路をあらかじめ定めておく。

4 緊急輸送用の車両の確保

町及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用の車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

5 緊急輸送車両の事前届出及び確認

(1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあっては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の確認申出を行うこととする。

(2) 緊急通行車両等事前届出済証の交付範囲

事前届出済証を交付する車両の範囲は、本計画に定める地震防災応急対策を実施するためには、必要とされるもので、かつ、第1の緊急輸送の対象となる人員、物資等の輸送に必要な範囲の車両とする。

6 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第13節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

実施担当 事業所、学校、関係各課

1 町及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になるものが相当数生じることが見込まれることから、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。市町村以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食糧などの斡旋、町が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

◆ 附属資料4-7「公用車一覧表」

- ◆ 附属様式第5-1号「緊急通行車両等事前届出書」
- ◆ 附属様式第5-2号「緊急通行車両等事前届出書一覧表」
- ◆ 附属様式第5-3号「緊急通行車両等確認申請書」
- ◆ 附属様式第5-4号「緊急通行車両等確認証明書」
- ◆ 附属様式第5-5号「緊急通行車両の標章」

第5章 町が管理又は運営する施設に関する対策

■ 基本方針

- 東海地震注意情報が発表された段階から、町は自ら管理する道路、河川及び不特定多数の者が出入する施設等における地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。
なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 道路	町	巡視等による交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の把握
第2節 河川等	町	河川等の緊急点検巡視を実施して状況把握等
第5節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	町	強化地域内外において町が管理する庁舎、町民が利用する施設、学校、病院、診療所、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。 1(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 2 民間の施設等事業者に対する指導、要請

第1節 道路

実施担当 土木農政課

町が管理又は運営する施設等の管理上における措置

町は、東海地震注意情報が発表された段階から、直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ工事中の道路における工事の中止等の措置をとるものとする。

第2節 河川等

実施担当 土木農政課

町における措置

町は、東海地震注意情報が発表された段階から、直ちに所管する河川等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門及びひ門の措置を講じ、工事中の場合は工事の中止等の措置をとるものとする。

第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設

実施担当 関係各課、丹羽広域事務組合消防本部

1 町における措置

町が管理する庁舎、学校、社会福祉施設、住民が利用する施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

(1) 一般的事項

ア 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

(ア) 東海地震観測情報が発表された場合

住民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震観測情報の伝達に努める。

(イ) 東海地震注意情報が発表された場合

庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内では交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎、施設等から退避するよう誘導する。

(ウ) 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む）

庁舎への来訪者、施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、安全確保を図るため、庁舎から退避を誘導し、原則として窓口業務を停止する。

イ その他の措置

庁舎、施設において、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

(ア) 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

(イ) 出火防止措置

(ウ) 受水槽等への緊急貯水

(エ) 消防用設備の点検、整備と事前配備

(オ) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制

2 民間の施設及び事業所に対する指導、要請

丹羽広域事務組合消防本部は、消防法等により消防計画等を作成することとされている施設及び事業所に対し、消防計画等の見直しを行い、東海地震注意情報が発表された段階からとるべき措置等について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、東海地震注意情報が発表された場合には安全の確保と混乱の防止を図るための措置をとるよう要請するものとする。

(1) 警戒宣言が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛等に関するここと。

(2) 火気使用の自粛、出火防止措置に関するここと。

(3) 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者等への伝達及び安全確保に関するここと。

(4) 自衛消防組織の配備に関するここと。

(5) 工事中の建築物等の工事の中止等の措置に関するここと。

(6) 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物品による被害の予防措置

に関すること。

(7) 施設、消防用設備等の点検に関すること。

(8) 警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関すること。

ア 不特定多数の人の出入りする施設等（百貨店等）で地震発生時にパニックの発生する恐れがある場合は営業を自粛する。

イ 生活必需品を取扱う事業所にあっては、安全の確保を図りつつ、できる限り営業の継続に努める。

第6章 町民のとるべき措置

■ 基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、町民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

また、東海地震に関する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

■ 主な機関の措置

区分	主な措置
第1節 家庭においてとるべき措置	(1) 正確な情報の収集 (2) 警戒宣言発令時にかかる市町村の指示に従った避難 (3) 警戒宣言発令時の家庭における役割分担・段取りの決定及び実施 (4) 身の安全を確保することができる場所の確保 (5) 火の使用の自粛 (6) 灯油等危険物やLPGガスの安全措置 (7) 消火用具の準備・確認、及び緊急用の水の確保 (8) 身軽で安全な服装へ着替え (9) 非常持出品及び救助用具の用意・確認 (10) 脱出口の確保、及び避難場所・避難路等の確認 (11) 自主防災組織にかかる情報収集伝達体制の確保 (12) 自動車や電話の使用自粛
第2節 職場においてとるべき措置	(1) 防火管理者、保安責任者などを中心とした役割分担の決定及び実施 (2) 身の安全を確保できる場所の確保 (3) 火の使用の自粛 (4) 消防計画、予防規程などに基づく危険箇所の点検 (5) 職場の自衛消防組織の出動体制の整備 (6) 重要書類等、非常持出品の確認 (7) 職場の条件等に応じた安全な場所での待機 (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場の場合、入場者の安全確保 (9) 正確な情報の把握及び職場内の伝達 (10) 近くの職場同士の協力

	(11) マイカーによる出勤・帰宅等の自粛及び危険物車両等の運行の自粛
--	-------------------------------------

第1節 家庭においてとるべき措置

町民は、家庭及び職場においては、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ次に掲げるような防災措置をとるものとする。

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、町役場や消防署、警察署などからの情報に注意するものとする。
- (2) 耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかるものとする。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (5) 火の使用は自粛するものとする(止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと)。
- (6) 灯油等危険物やLPGガスの安全措置をとるものとする。
- (7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくものとする。
- (8) 身軽で安全な服装(長袖、長ズボン)に着替える(底の厚い靴も用意すること)。
- (9) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認するものとする。
- (10) 万一のときの脱出口を確保するものとする。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。
- (11) 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保するものとする。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛するものとする。

第2節 職場においてとるべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとるものとする。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (3) 火の使用は自粛するものとする。
- (4) 消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検するものとする。

- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備するものとする。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認するものとする。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機するものとする。
- (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えるものとする。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達するものとする。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うものとする。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛するものとする。